

新宿区協働事業提案制度 の見直しについて

平成 24 年 10 月

新宿区協働事業提案制度審査会

目 次

は じ め に

1	協働事業提案制度見直しの基本的な考え方	1
2	協働事業提案制度見直しの進め方	2
3	NPO等・区管理職へのアンケート、提案制度を有する自治体調査	4
4	協働事業提案制度見直しの論点	11
5	協働事業提案制度見直しの検討	15
6	協働事業提案制度見直しのまとめ	29

参 考 資 料

1	協働事業提案制度審査会 構成員	35
2	検討の経過	37
3-1	協働事業提案制度実施要綱	39
3-2	協働支援会議設置要綱	43
4-1	協働提案制度による全提案実績・事業分野分布一覧表	45
4-2	協働提案制度による実施事業一覧表	47
5-1	NPO等へのアンケート結果	49
5-2	区管理職へのアンケート結果	69
6	自治体調査一覧表	95

この報告書における「NPO等」とは、特定非営利活動法人またはボランティア活動団体及び市民活動団体等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体を指しています。

－ は じ め に －

現在の協働事業提案制度は、「NPO等の専門性や柔軟性等を生かした事業の提案を募集し、NPO等と区が『協働の基本原則』に基づいて事業に取り組むことで、地域課題の効果的・効率的な解決を図ること、また、適切かつ確実に事業を行える自立性と実行力のあるNPO等の育成を促進する」ことを目的とした制度です。

平成18年度から開始した協働事業提案制度は制度導入後6年を経過し、NPO等から98件の提案を得て、19件（うち区からの課題提起に対する提案3件）の事業化が図られ、高齢者の居場所づくりや外国人の子どもの学習支援、地域の文化資源の掘り起し等、地域課題の解決に寄与してきました。

しかし、近年、「提案件数は減少傾向」にあり、「区民参加につながる提案の少なさ」や「区からの課題提起がなされない」こと、「最大2年間の事業実施後の協働事業の展望や出口対策（事業終了時の取扱い）」等、様々な課題が指摘されています。

新宿区が策定した「新宿区第二次実行計画」では、こうした「協働事業提案制度の課題を検証及び検討し、事業の見直しを行う」としており、「協働事業提案制度の見直し等の取り組みを通して、NPOや地域活動団体など、多様な主体との協働の推進を進める」こととしています。

そこで、このような区の見直しの考え方を受け、協働の原点に立ち返って、協働の取り組みの主体となるNPO等や区管理職、類似の制度を持つ他自治体等の協力を得て、NPO等の現状・実態、区職員の協働事業提案制度の捉え方、協働事業提案制度実施上の課題等を明らかにし、見直しの考え方を取りまとめることとしました。

NPO等や区に実施した調査の中では、「区として進める協働全体の取組みの中で、この事業の意義・位置づけを見直すべき」、「目的・採択要件・事業期間の整合性を図るべき」、「事業評価のあり方を見直すべき」等の意見が寄せられ、制度上の課題が明らかになりました。また、事業の募集・提案・審査・評価段階での改善を求める意見や事業実施にあたっての環境整備を求める意見等を確認することもできました。

こうした課題認識や意見を踏まえ、今回の見直しの検討を行う中では、この制度の目的を「事業の仕組みを通じた区民参画を促進し、地域課題の解決を図ることを目的とする」ことや、「事業期間は3年間までを基本とする」こと、「事業評価を事業終了時の取扱いに反映する」こと等、制度のあり方全体を見直しました。また、事業提案にあたって、NPO等と区の問題意識を共有する仕組みづくりや、負担軽減の取組み、新たに設置する新宿NPO協働推進センターの活用等、事業の実施レベルでの改善についても取りまとめを行いました。

限られた時間の中での検討でしたが、今回の見直しの結果を踏まえ、より協働事業提案制度が活用され、多様な主体の参画による協働のまちづくりが進み、新宿のまちの地域課題の解決に寄与していくことを期待しています。

新宿区協働事業提案制度審査会 会長 久塚 純一

委員	宇都木 法男	関口 宏聡	竹内 洋一
	野口 博	太田 節子	伊藤 清和
	村山 昇	寺田 好孝	加賀美 秋彦

1 協働事業提案制度見直しの基本的な考え方

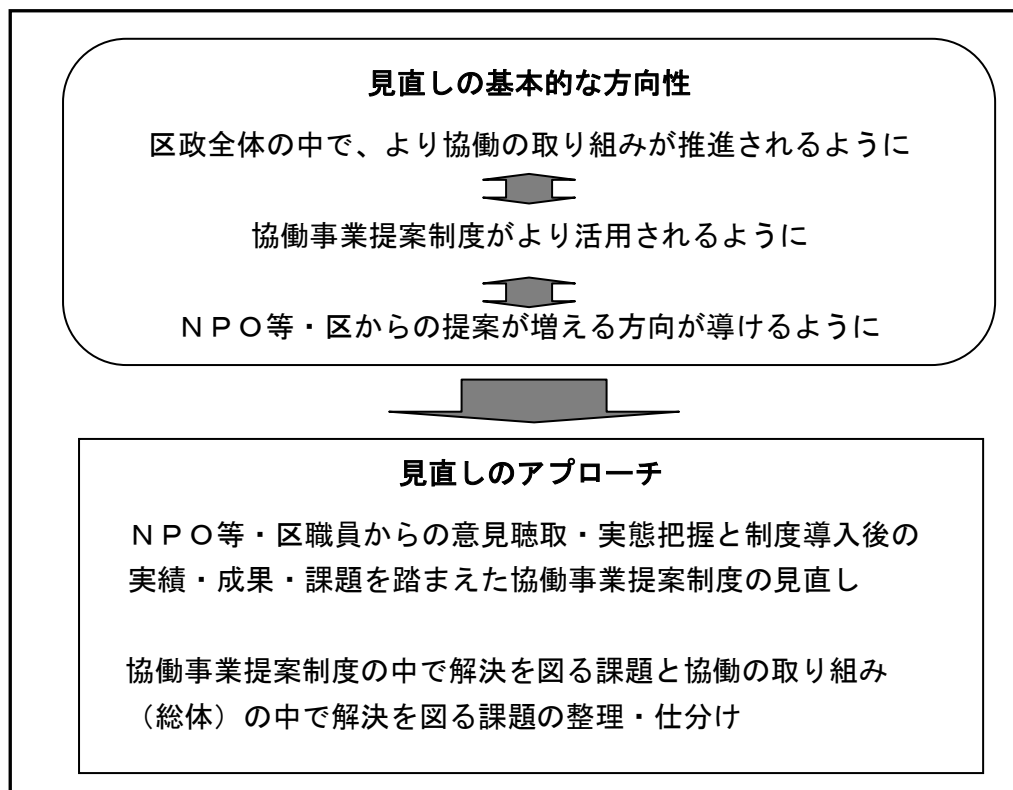
平成19年12月に策定した「新宿区基本構想・総合計画」では、目指すまちの姿として、『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」を掲げ、まちづくりの6つの基本目標の一つとして、「区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち」、また、区政運営の6つの基本姿勢として、「区民起点の区政運営」・「地域力を高める区政運営」・「参画と協働を基本に区民の知恵と力を活かす区政運営」等を計画に定めています。

「新宿力」とは、新宿区に住む人々はもとより、新宿区で働き、学び、活動する多くの人々による「自分たちのまちは、自分たちで担い、自分たちで創りあげたい」という「自治の力」が象徴的に表現されたものであり、区民・NPO等・地域団体・学校・企業等、多様な主体が担い手となり、支え合う「地域の力」に他ならないと考えます。

区民を起点とし、地域力を高め、参画と協働を基本とした区政運営を進めることが、「区民が自治の主役として考え、行動していけるまち」の実現につながります。協働事業提案制度の見直しにあたっては、こうしたまちづくりの基本目標を念頭に置きつつ、今後の新宿区政全体の中で、より協働の取り組みが推進されるように、そして、そのために、NPO等・区からの提案が増え、協働事業提案制度がより活用されるように、見直しの検討を行うこととしました。

また、協働事業提案制度の実効性を高めるために、あらためて、NPO等・区職員からの意見聴取や実態把握を行い、制度導入後の実績・成果・課題を踏まえ見直しを進めるとともに、協働事業提案制度の中で解決を図る課題と、区として進める協働の取り組み全体の中で解決を図る課題の整理・仕分けを行い、事業の見直しを進めることとしました。

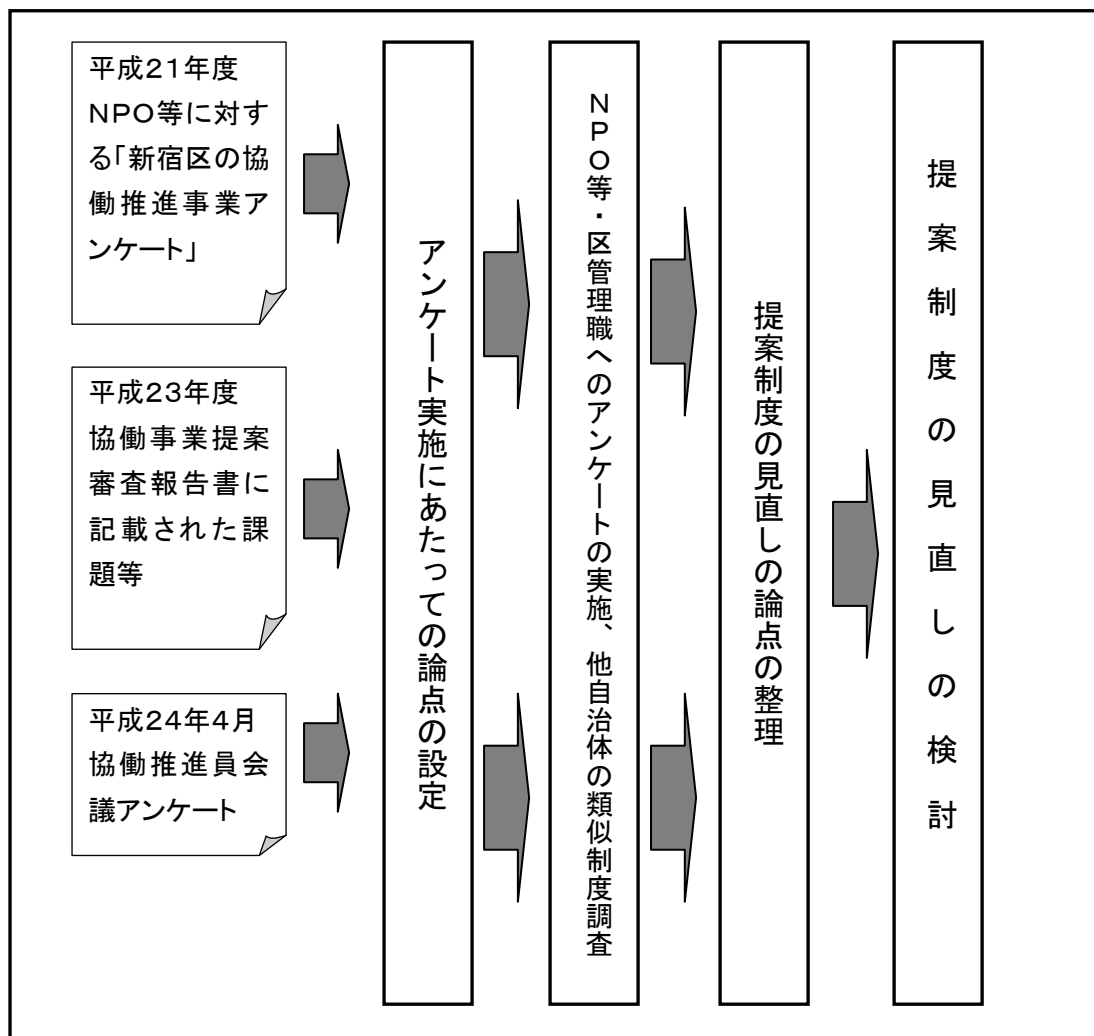
図表1 協働事業提案制度の見直しの基本的な考え方



2 協働事業提案制度見直しの進め方

協働事業提案制度の見直しについては、下表に示すとおり進めました。

図表2 協働事業提案制度見直しの進め方



- ①平成21年7月に実施したNPO等に対する「新宿区の協働推進事業に関するアンケート」、平成23年度協働事業提案審査報告書に記載された課題、平成24年4月に実施した協働推進員会議アンケート（主に係長級職員を対象）から、NPO等・区管理職へのアンケート実施にあたっての論点を設定し、それぞれにアンケートを実施することで、現行制度の課題の洗い出しを行いました。アンケート実施にあたって、整理した論点は3頁の図表3のとおりです。
- ②前述の見直しの論点を踏まえ、類似の提案制度を持つ自治体に調査を行い、新宿区の提案制度との比較検討を行いました。
- ③①により実施したアンケートを踏まえ、あらためて、提案制度の見直しの論点の整理を行い、協働事業提案制度の意義・目的や手段・手法に関わる見直しの方向性を整理しました。

図表3 アンケート実施にあたっての論点

1	NPO等の現状・実態と事業目的・要件・要求すべき成果のバランス ①NPO等の現状・実態と平成18年の提言を受けて設定している目的(地域課題解決・区民参加・住民自治実現)の水準 ②事業(制度)目的と要求すべき成果(社会的変革・効率化・経済効果等)のバランス
2	NPO等からの提案が減少傾向にあり、区からの課題提起に近年積極性が見られないことの要因分析 ①NPO 等からの提案件数が限られた数となっている「本質的な要因」、「技術的な原因」 ⇒区内のNPO等の実態・成熟度・この制度の活用に関する意識の把握 ⇒事業の趣旨を徹底する(事業の理解度を高める)方法・手段の検証 ②区からの課題提起に積極性が見られない「本質的な要因」、「技術的な要因」
3	事業の実施・展開にあたっての手法・手段の改善 ①設定している目的の水準(要求水準)と現行制度で設定している手続き期間・企画提案書作成にあたってのフォローの仕組みの検証 ②事業提案にあたってNPOの事前学習が不足していると指摘されている要因の把握 ⇒現行制度で設定している手続き期間・情報収集にあたってのフォローの仕組みの検証 ⇒新宿の地域力に関する情報提供・仕組みづくり ③募集要項・評価基準等の見直し ④事業の提案段階・事業中・事業終了後、それぞれの段階での区民ニーズの把握方法・区民の提案事業への関わり方 ⇒公開プレゼンテーションへの区民参加の拡大と周知・会場
4	事業展開と協働支援会議の関わり方 マッチング(役割分担確認)のタイミング・方法と協働支援会議の関わり ⇒フォローする機関としての協働支援会議の役割 ⇒評価する機関とフォローの機関を同一主体とすることのメリット・デメリットの検証
5	事業目的・採択にあたっての要求水準(「区民参加」・「地域社会の変革」)・事業期間の考え方 ①事業の目的・趣旨、採択にあたっての要求水準(「区民参加」・「地域社会の変革」)と事業期間の設定 ②「事業目的」に照らした適切な「事業期間」の設定と事業終了後の出口対策
6	事業費の設定金額の考え方 ①現行制度の設定金額(500万円の委託料(上限))と積算基準の妥当性 ②事業期間と委託料の金額面からの検証

3 NPO等・区管理職へのアンケート、提案制度を有する自治体調査

(1) NPO等へのアンケート調査

①対象団体 119団体

新宿区NPO活動登録団体 99団体 (平成24年5月17日現在)
その他協働事業提案制度で提案実績のある団体(提案&採択) 7団体
過去3年間(平成21年度~23年度)に提案があった団体で上記以外の団体
13団体

②調査時期

平成24年5月18日(金)から6月4日(月)まで

③調査方法

郵送とメールによるアンケート調査票の発送・配信

④設問内容(項目) 下表のとおり

図表4「NPO等へのアンケート調査 設問内容」

＝NPO等への共通質問事項＝

- 団体を支える事務局・事務局機能を担うスタッフ数(常勤・非常勤)
- 団体が重視している事業分野 ■団体の主な活動エリア
- 団体の活動状況①(頻度)
- 団体の活動状況②(発展傾向にある／停滞傾向にある／特に変化はない等)
- 団体の活動状況③(地域との協働・区以外の行政機関等との協働)
- 団体の活動状況④(新宿区との協働) ■団体の活動と活動資金
- 協働の取り組み全般に関する意見・要望

＝協働事業提案制度での提案実績のある団体への質問事項＝

- 協働事業提案制度の目的・採択要件の水準
- 協働事業提案制度の募集・提案
 - 説明会への参加の有無・改善事項
 - 募集期間・事業計画書・事前相談(情報提供)の適切さ・改善事項
 - その他募集・提案の改善事項
- 協働事業提案制度の審査
 - 審査基準・審査方法の適切さ・改善事項
 - その他審査の改善事項
- 協働事業提案制度の事業費(500万円・最大2年間・業務委託方式)の考え方
- 協働事業提案制度の事業期間の考え方
 - 事業目的と事業期間の関係
 - その他事業期間・事業終了時の課題・改善事項
- 平成25年度以降の協働事業提案制度への事業提案の意向
- その他協働事業提案制度の実効性を高めていくための検討・改善事項
- 採択後・事業実施までの間での行政担当部局との認識の共有
- 中間評価の有効性
- その他事業実施段階での検討・改善事項

＝協働事業提案制度での提案実績のない団体への質問事項＝

- 協働事業提案制度の利用・事業提案の意向
 - 制度の利用・事業提案の意向
 - 意向のない団体について、その理由
- その他協働事業提案制度の実効性を高めていくための検討・改善事項

⑤回答団体数・回収率

63団体・52.9%（63団体/119団体）

⑥回答内容（概要） 7頁 図表6のとおり

（回答内容の詳細については、参考資料5－1のとおり）

（2）区管理職へのアンケート調査

①対象者 新宿区管理職 97名

②調査時期 平成24年5月22日（火）から6月4日（月）まで

③調査方法

各部庶務担当課長で構成する協働主任会議を開催し、提案制度の見直しについて意見交換・アンケート調査票を同日付で全管理職にメール配信

④設問内容（項目） 下表のとおり

図表5「区管理職へのアンケート調査 設問内容」

＝全管理職に対して＝

- 新宿区内のNPO法人・新宿区登録NPO活動登録団体実態等に関する理解
 - 区内NPO法人（700団体超）、新宿区登録NPO法人（101団体）の認知度
 - 区民活動支援サイト「キラミラネット」の利用
 - 現在又はこれまでの部署でのNPO等との協働の取り組みの有無、方法、課題と感じたこと
- 協働事業提案制度に対する考え方
 - 協働事業提案制度の目的・採択要件の水準
 - 協働事業提案制度で区からの課題提起がなされない制度的要因・運営上の要因
 - 事業費・事業期間の考え方
 - 事業目的と現行制度の予定している期間（2年間）の考え方
 - 平成25年度以降の協働事業提案制度への課題提起の意向
 - その他区からの課題提起が増え、協働事業提案制度の実効性を高めていくための検討・改善事項
- NPO等との協働を進める上での意見・要望

＝NPO等から事業提案を受けた管理職・事業実施したことのある管理職に対して＝

- N P O等からの事業提案内容、区としてできるサポート内容
- 事前ヒアリングシートの適切さ
- 審査基準・審査方法の適切さ
- 事業実施段階でのN P O等との認識の共有
- 中間評価の有効性
- その他募集・提案・審査・事業実施段階での改善事項

⑤回答者数・回収率

91名・93.8%（91名/97名）

⑥回答内容（概要） 7頁 図表6のとおり

（回答内容の詳細については、参考資料5－1のとおり）

＝NPO等への共通質問事項より＝

- 1 アンケート回答団体63団体中50団体(79%)が常勤スタッフ3人以下の団体である。また、重視している事業分野は「1 保健・医療・福祉」(19団体)、「6 学術・文化・芸術・スポーツ」(11団体)、「13 子どもの健全育成」(9団体)、「3 まちづくり」(8団体)と4分野に偏りがある。
- 2 区と協働の取り組みを行ったことのあると回答した団体は36団体あり、提案事業を実施した14団体、助成金を活用した17団体、区事業を受託した19団体等が確認できる。(複数回答)

＝区管理職との共通質問に対するNPO団体等の認識＝

- 1 「目的」と「要件」の関係は現在の水準を維持すべきか・適切か
「目的と要件の水準は維持すべき」と回答した団体が多い。(15団体)・「緩和を検討・その他」(8団体＋1団体)
◇維持 助成や通常の委託事業ではないので、現在の目的・要件の水準は維持すべき。税金は大切に使うべき 等
◇緩和 ①数値化できない部分の「具体的な効果又は成果」について視点の違いを感じた。
②期間が2年とあるが、事業終了後の出口がはっきりしていない。③区民に直接的なサービスにならない分野である政策提言、国際協力、人権・平和の取り組み等も事業対象とすることはできないか。
- 2 「事業費」(年額500万円・最大2年間)は現在の水準を維持すべきか・適切か
現在の水準が「適切」であると回答した団体の方が多い。(「適切」18団体、「改善」7団体)
◇「改善すべき」の意見
①新宿区の負担額が少なすぎる。②団体の負担軽減、課題によって柔軟に対応すべき。
③事業PR・交渉等に要する経費も認めるべき、2年目の事業拡大に伴う増額等
- 3 「期間(最大2年間)」は適切か
「適切である(13団体)」・「改善すべき(11団体)」と半々の回答状況。
◇「出口対策」・「事業継続」に関する意見あり。望ましい期間:「3年6団体」
◇「期間が短い」、「1年目は手探り、2・3年後に完成度を上げたい、区民への浸透のために3年に延長してほしい」、「人材育成・地域活動の拡大等のテーマは短期間での成果が出づらい」、「出口対策、継続に関しての条件確認、事前のルールづくり」が必要 等。
◇「事業内容によっては長く継続し、最終的には事業として制度化されれば良い。」、「出口対策の基準が不明確。(2年後に引き続いて委託で実施しているケースと打ち切りになっていくケースあり。)」事業終了後、NPOが継続的に事業を推進していくことを前提とした支援体制が必要。」
- 4 審査基準・審査方法
「適切」と答えている団体が多い一方、提案にあたって、行政担当部局の意識や姿勢を問う意見、事前相談の充実等を望む意見がある。また、「協働事業提案制度の実効性を高める」・「NPO等からの事業提案が増える」との設問に対しても、「行政からの投げかけ」・「行政とNPO等が議論する場の設定」・「提案団体同士の交流」等の意見がある。
- 5 協働事業提案制度への今後の提案の意向については、23団体(提案実績あり9団体・なし14団体)が「提案の意向あり」と回答している。

＝区管理職への共通質問事項より＝

- 1 区管理職の半数(46人)がNPO等と「協働の取り組みを行ったことがある。」と回答している。
また、そのうち34人(73%)が「事業の進め方や事業目的達成にあたってズレがある等」、「課題と感じたことがあった」と回答している。
- 2 現行の協働事業提案制度の「目的と採択要件」・「事業費」・「期間」については、それぞれ半数程度の区管理職が「適切」と回答する一方、「この事業の目的をどこに置くのか」、「目的と採択要件の整合性」、「採択要件と事業期間の設定」、「目的・採択要件・事業期間の整合性」等、それぞれの設問の中で、繰り返し回答が寄せられている。

＝NPO等との共通質問に対する区管理職の認識＝

- 1 「目的」と「要件」の関係は現在の水準を維持すべきか・適切か
(1)「期間」との関係で考え方を整理すべきとの意見あり。
(2)「現在の水準の維持」(46人)・「緩和・その他」(22人・23人)は半々。
◇維持 ①色々なNPO等があるため、一定水準は必要。②税を投入する以上、安易に緩和すべきではない。
③単なる資金確保の提案を排除するためには、力量・事業内容を厳しく審査すべき 等。
◇緩和 ①玉石混合のNPO等の現状・実力を踏まえ、緩和を検討すべき。②期間を緩和することを検討すべき。
③区事業として実施する提案制度の目的をきちんと整理し、その上で、要件を整理すべき 等。
◇その他 ①目的・採択要件・事業期間の整合性を図るべき。実績評価を行うべき。②最大2年の期間と「要件(3)事業の継続・拡大が見込まれる」は整合性がない。
③息の長い継続性をどう担保していくか。④企業では提供できない事業を要件とすべき 等
- 2 「事業費」(年額500万円・最大2年間)は現在の水準を維持すべきか・適切か
(1)「目的」・「期間」との関係で考え方を整理すべきとの意見あり。
(2)「改善すべき」の回答がやや多い。(「適切42人」・「改善」49人)
◇「適切」 事業実施する上で適切な規模、試行的事業と考えた場合に適切。
◇「改善」 ①事業本位で金額は考える。②団体提案と区の課題提起で金額の上限は変えるべき。③目的・期間との関係で金額設定を考える。(予算上限変えず期間延長・期間延長＋漸減等)
④500万円ありきの提案・積算がされている。⑤NPOの自立との関係で再考。⑥実績評価を組み込み金額を考えるべき。⑦区の財政状況の中で金額上限は判断⑧金額を下げる。
100万円・200万円等⑨区全域をカバーできるNPOは少ないと思われる中で、事業経費50万円からのエントリーもできることを明示し、一部地域や一部区民を対象とした事業も可能とすべき 等。
- 3 「期間(最大2年間)」は適切か
(1)「適切37人」・「適切でない48人」・「無回答6人」 (2)2か年の事業終了時の出口対策・財源確保策に苦慮する意見回答が多く寄せられている。
(3)「目的」・「事業費」・「評価」との関係で考え方を整理すべきとの意見あり。 (4)望ましい期間:「3年13人」「5年15人」「その他15人」
◇「事業内容に応じて期間は柔軟に」
①要件中の「事業の拡大・継続」を考えれば事業内容によって期間は柔軟に考えた方がよい。②有意義な事業であれば効果が望める限り継続すべき。③一律に定めるべきではない。
④2年間で終了しない事業がある。⑤2年経過後に特命随契により委託を継続する例がある。⑥2年間で定めた意義、3年目以降の性格付けがわかりづらい 等。
◇「事業期間を延ばす方向で検討」
①計画・実施・評価・見直しのマネジメントサイクル(PDCA)を回した上で、区が引き続き行うかを決めるには3年は必要。②評価をきちんと行い、事業内容により延長するものがあったよい。
③2年では自立事業化できないNPOばかりではないか。④5年間として段階的に金額を下げ、自立化を図る 等。
◇「目的との関係で事業期間を検討(再考)」
①「適切かつ確実に事業を行える自立性と実行力のあるNPO等の育成を促進する。」目的を合わせ持っているが、2つの目的は全く別のものである。どちらの目的を達成するためにも2年では短すぎるし、そもそも事業費に依存してしまい自立性は図れないのではないか。目的に応じた別々の手段をとるべきである。②サンセットを基本とした事業期間とすべき 等。
- 4 審査基準・審査方法
現在の審査基準・審査方法は「適切」と答えている管理職が多い一方、NPO団体からの提案に対しては、事前相談の徹底や個別のすり合せ・コーディネイトの強化等の意見を確認できる。
また、事業実施時の評価は、協働の視点からの評価のみならず、2か年の事業終了時を含めて、成果目標 の達成や事業終了時の取り扱いを含めて評価を行うべきとの意見がある。
- 5 区からの課題提起
現行制度を前提として区から課題提起を行う意向があると回答した管理職は0人である。見直し内容を見て検討すると回答した管理職が29人、意向はないと回答した管理職は59人である。
また、区の既存事業の棚卸しを行う中での課題提起を行っていくべきとの意見がある。

「事業の実効性を高める」・「参画と協働を更に進める」との設問の中での「目的」・「採択要件」・「期間」・「事業費」に関する区管理職の認識

- 6 「協働事業提案制度の実効性を高める」・「区政全体で協働と参画を推進する」ための自由意見として、次の意見をはじめとして多数の意見が寄せられている。
(1)「事業終了時の出口対策」・「財源確保策」
①地域課題解決のために事業は実施するが、出口対策が講じられていない。
②2年経ったからといってニーズが無くなるはずはなく、一方でNPOが独自財源で事業を継続できるはずもない。3年目から経常事業化しなくてはならないことが見えている中で、昨今の財政状況では新規予算は認められにくく、他の予算を削ってその事業へ回さなければならない。
③事業期間終了後の経常事業化したいときの財源確保が難しく、新たに手をあげにくい面がある。
- (2)「目的・採択要件・事業期間」の整合性の確保、実績評価の実施と事業終了時の取扱いへの反映を
①「解決すべき地域課題がそこにある」・「行政需要がある」ことが、区が採択時の提案内容に同意する理由である。この提案事業は区の委託事業として実施するものであり、事業の目的は「地域課題」の解決にあるはず。事業を開始したからには問題の解決が図られるまで、行政として取り組まざるを得ない中で、「現行の1年間で基本とし、2年目まで実施することができる(最大2年間)」で、行政需要の達成なり、地域課題の解決が図られてきているか。また、2か年の事業終了後の出口対策が講じられていないことは課題ではないか。
②第1条の目的に、「地域課題の解決」と「NPOの育成」をあげている。二重に目的を持たせていることが、NPO活動助成との違いを見えなくしている。各部は、「区民福祉の向上」や「地域課題解決」のために仕事をしている。(この事業におけるNPOの育成は、事業のプロセスや結果としての育成と捉えるべき。NPOの育成・支援は活動助成として、仕分けすべきではないか。)
③事業採択や事業評価にあたっては、協働の視点からの評価や効果測定が中心となっているが、税を投入して、「地域課題解決」のために区の事業として事業を行う以上、「目的の達成度」等、行政評価の視点を評価軸に組み込み、評価を行うべきではないか。
④500万円×2か年＝1000万円上限となっている事業費フレームは事業期間との関係とあわせて検討すべき。(330万円×3年間、初年度500万円・2年度300万円・3年度100万円)各団体からの提案は500万円ありきとなっていないか。
⑤様々なNPOがある中では、「区民満足度が高まり、具体的な効果又は成果が期待できる事業」・「多くの区民やNPO等への波及効果が期待でき、事業の継続や拡大が見込まれる事業」としていくためには、3か年程度は必要なのではないか。
⇒協働の視点だけではなく、「地域課題の解決」といった点からしっかりと第三者機関である協働支援会議が効果測定を行い、効果があげられない事業については、「打ち切る」・「当該NPOとの関係だけで事業を実施するのではなく、他の事業委託先との関係により、事業を継続することも検討すべき」等の評価を行うべきではないか。

(3) 提案制度を有する自治体調査

①調査対象自治体 20団体

千代田区、中央区、港区、文京区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、足立区、葛飾区、西東京市、さいたま市、相模原市、金沢市、倉敷市

※提案制度創設から3年を経過している特別区(15区)、都内市町村、関東近県自治体、協働支援会議委員から情報提供のあった自治体等を選定

②調査方法

ホームページからの情報収集・電話による聞き取り調査・訪問調査・当該自治体からの要綱等資料の送付

③調査時期

平成24年5月30日(水)から6月8日(金)まで

④調査内容(項目)

ア 制度導入年度 イ 目的 ウ 採択要件 エ 期間 オ 金額
カ 行政からの課題提起 キ 制度周知方法 ク 審査方法
ケ NPO等との契約の結び方 コ 事業実施方法等の共有・工夫
サ 評価方法 シ 事業終了時の取扱い・出口対策
ス 提案／採択件数 セ 事業の成果の把握 ソ 制度運営上の課題
タ 当該自治体に本拠を置くNPO法人数(内閣府HPによる)／登録NPO等数

⑤調査結果(概要)

ア 調査結果

業務委託方式(委託型) 10団体 助成方式(補助型) 6団体
事業廃止・休止(業務委託方式の廃止・休止) 4団体

イ 調査結果(概要)

次頁 図表7のとおり

図表 7 提案制度を有する自治体調査結果の概要

	新宿区(参考)	調査自治体
目 的	「地域課題解決」・ 「NPO等の育成」	①「地域課題解決」、「行政課題解決」、「協働の推進」、「新たな分野のサービス実施」、「市民活動の促進」等を目的として各自治体が制度設計 ②「NPO等の育成」を目的としている自治体は1団体のみ
採択要件	「先駆性」、「地域課題解決」、「区民満足度」「事業効果」、「波及効果」、「継続・発展性」、「参加促進」、「実現性」、「相乗効果」、「役割分担」、「費用対効果」、「活動基盤強化」、「組織人材の成長」	①「先駆性」、「事業効果」、「実現性」、「相乗効果」、「費用対効果」、「行政課題への貢献」、「地域課題の解決」、「区民満足度」、「継続・発展性」等を採択要件として各自治体が制度設計 ②「中間支援組織」との協議を要件としている自治体が1団体
期 間	原則1年間・最長2年間	各自治体とも1年間を基本としているが、最長2年間・3年間としている団体もあるほか、継続可能(制限なし)という自治体もある。
金 額	500万円(年)	①1事業 100万円以下(6団体) ②設定なし・各事業により異なる(5団体) ③150万円(1団体)③200万円(1団体) ④300万円(1団体)(2年目2/3、3年目1/3) ⑤400万円(1団体) ⑥その他(1団体)
行政からの 課題提起	有り(庁内文書による周知・協働主任への周知による課題提起の働きかけ)	有り(11団体)・なし(4団体)・廃止(1団体)
評価方法	自己評価＋第三者機関による中間評価 評価は協働の視点から実施	各自治体により異なる。自己評価(中間評価・事業終了時)・第三者機関による評価・全庁的な事業評価システムの中での評価・協働フォーラムの中での発表・評価等
事業終了時の 取扱い・ 出口対策	実施内容はシンポジウム等で報告 2か年の事業終了時の事業実施の判断は事業課判断による。	各事業課の判断によるとしている自治体が多い。

課 題	13頁 図表8 「協働事業提案制度の見直しの課題・論点」のとおり	①応募団体・提案数が少ない。NPO等は事業ではなく団体の支援をして欲しいとの要望がある。提案される事業は、各団体の活動の延長線で見られるものが多く、協働事業として取り組む必要がないものが多い。 ②所管課からの課題が積極的になされない状況である。各所管課では、新たに協働しての委託事業にまで取り組めないという意識がある。区の事業も委託化が進んでおり、協働事業として実施する業務も少なくなっている。行政側からの課題設定が少ない。協働は大変であるという意識があり、理解が必要。また、終了後の事業展開も課題である。 ③協働の視点がどのように広がっていくか判断しにくい。行政からの課題提起に即さず、「自由な発想」の分野での提案が多い。助成金的な意味合いで申請してくる団体が多く、制度の目的にあっていない現状がある。
事業廃止		①単年度の協働事業として実施していたが、1年から3年程度で自立を図っていくのは難しいということが見えてきた。制度創設3年がたち、実績を検証し、廃止を決断した。 ②提案団体の固定化・提案件数の減少のため、制度廃止し、助成金制度へ移行した。 ③近年、募集しても応募がないと中で、NPO等のニーズが存在しない、一定の役割は終えたと判断。新たな提案事業を実施しなくても全庁的には154件もの協働事業を実施している状況もある。等

4 協働事業提案制度見直しの論点

「4 NPO等・区管理職へのアンケート、提案制度を有する自治体調査」を踏まえ、あらためて、次頁の図表8のとおり、協働事業提案制度の見直しの課題を設定し、各課題にあたっての論点整理を行いました。

協働事業提案制度の見直しの課題・論点



5 協働事業提案制度見直しの検討

(1) 課題1：協働事業全体の取り組みにおける協働事業提案制度の位置づけ

見直し内容

現在の協働事業提案制度は、「地域課題の解決」と「NPO等の育成」の二つを目的とした制度であるが、見直し後の制度は、「NPO等からの提案に基づき、NPO等と区が『協働の基本原則』に基づき、事業に取り組むことで、事業の仕組みを通した区民の参画を促進し、区と区民の協働により、地域課題の解決を図る」ことを目的とした制度とする。

【見直しの考え方】

協働事業提案制度については、「新宿区・地域との協働推進計画」（平成16年3月策定）の中で、「協働を推進する環境づくり」の一つとして、制度の導入についての計画指針が示され、平成18年3月にまとめた報告書「協働事業提案制度の導入について」において、制度設計の考え方が取りまとめられ、平成18年度に事業化されたものです。そこでは、「NPO等と区との協働を基本としつつ、協働の取り組みを通して、区行政への住民参加の促進を図ることが暮らしやすい新宿区を実現することにつながることから、『地域課題の解決』と『住民参加の促進』を目的とした制度とすべき」との考え方がまとめられ、新宿区協働事業提案制度実施要綱が定められました。

一方、自治の担い手としてのNPO等を育成することが地域課題の解決に寄与することから、協働支援会議等の意見を踏まえ、平成21年度の制度見直しにおいて、「NPO等の育成」が目的規定に追加され、現在の制度となっています。

確かに、協働事業提案制度は、事業の提案や審査、事業の実施等を通して、NPO等の育成に繋がるという一面を持ち合わせています。しかしながら、協働事業提案制度は、その仕組みとして業務委託方式を採用しています。業務委託方式とは、特定の行政目的の達成や地域課題の解決のために、区が受託者となる団体に業務を委託し、最終的に区の責任で事業を実施する方式です。こうした現在の委託方式については、「NPO等の育成」を制度の目的とすることは馴染まないものと考えます。そのため、本制度の中での「団体の育成」は事業実施の効果の一つとして捉え直していくこととします。

また、今回実施したアンケート調査等でも、組織・経営基盤等が必ずしも十分でないNPO等も数多くあることから、区の役割として、引き続き、NPO等の活動を支援し、育成していくことも大切です。そのため、新宿区として進める協働全体の取り組みの中で、現在実施している「NPO活動資金助成」、新たに設置する「新宿NPO協働推進センター」の役割・機能の一つとして、「団体の育成」を捉え、NPO等の活動支援を進めていくことが必要と考えます。

(2) 課題2：提案制度の基幹的なフレーム（事業の目的・採択要件・期間・事業費金額）の考え方

見 直 し 内 容

1 事業目的

前頁の5（1）課題1「協働事業全体の取り組みにおける協働事業提案制度の位置づけ」に記載のとおり

2 採択要件・審査基準

事業目的にあわせて、採択要件を見直す。

現行制度が要綱で採択要件として定める対象協働事業①「公益的・社会貢献的事业で、地域課題や社会的課題の解決に向けた新たな視点を取り込まれている事業」は、「公益的・社会貢献的事业で、地域課題や社会的課題の解決に向けてNPO等の専門性や柔軟性が発揮できる事業」とし、同⑨「NPO等の活動基盤強化や組織人材の成長につながる事業」は削除する。また、採択要件にあわせて審査基準も明確化する。

3 募集対象事業

現行制度では、1事業年度において、「事業実施の伴わない調査のみを目的とした事業」は対象外としているが、対象事業の要件を緩和し、複数年度の提案の中で、「1年目を事業実施を前提とした調査にあて、2年目以降に事業実施する事業」も採択対象事業とする。

4 事業期間

現行制度は、「1年間を原則とし、2年目まで継続して行う」ことができる制度であるが、見直し後の制度は、これまでの協働の視点からの評価とあわせて成果目標の達成や事業継続の判断までの評価を行うことを前提に、3年目まで事業を継続実施できるよう、事業期間を延長する。（1年目を事業実施前提とした調査にあてる場合は、最長4年間の制度とする。）

5 事業評価

（1）評価内容の変更

現在、実施している協働の視点からの評価にあわせて、審査基準で求めている「地域課題の解決」、「具体的な成果・効果」、「区民・地域社会への波及効果」の視点からの評価を行い、評価の一貫性を確保し、事業の実効性を高めていく。

（2）評価の実施時期

1年目 9月・10月 協働の視点からの事業評価を実施

2年目以降 5月・6月 前頁5（1）に記載の事業評価を実施

6 事業費

1事業に要する区負担額は、現行制度同様1,000万円の範囲とし、1事業年度では330万円を上限とする。（1年目を事業実施を前提とした調査にあてる場合は、250万円を上限とする。）

【見直しの考え方】

①採択要件・審査基準

現行制度は、協働事業提案制度実施要綱（参考資料３－１）に規定する「目的」（第１条）にあわせて、次の対象要件（第３条）と審査基準を設定し、事業採択を行っています。対象要件をより明確化するとともに、事業目的の見直しにあわせた要件・基準の見直しを図るため、下表のとおりの見直しを行うこととします。

図表９ 見直し後の採択要件・審査基準

	現行の制度		見直し後の制度	
	採択要件	審査基準	採択要件	審査基準
採択要件	① 公益的・社会貢献的事业で、地域課題や社会的課題の解決に向けた新たな視点を取り込まれている事業		① 公益的・社会貢献的事业で、地域課題や社会的課題の解決に向けてNPO等の専門性や柔軟性が発揮できる事業	
	② 区民満足度が高まり、具体的な効果又は成果が期待できる事業		② 同 左	
	③ 多くの区民やNPO等への波及効果が期待でき、事業の継続や拡大が見込まれる事業		③ 同 左	
	④ 事業を通じて区民の地域活動への参加意欲を掘り起こすことができる事業		④ 同 左	
	⑤ 協働事業を提案するNPO等が実施することが可能である事業		⑤ 同 左	
	⑥ NPO等と区が協働することによって相乗効果が生じる事業		⑥ 同 左	
	⑦ 明確かつ妥当な協働の役割分担で実施できる事業		⑦ 同 左	
	⑧ 予算の見積もり等が適正である事業		⑧ 同 左	
	⑨ NPO等の活動基盤強化や組織人材の成長につながる事業		削除	
審査基準	① 地域課題・社会的課題（地域課題・社会的課題を捉えているか）	要件①	① 同 左	
	② 課題解決の手法・形態（課題解決のために協働という手法が必要とされているか。また、その手法は、先進性、先駆性等工夫やアイデアがあり、新しい視点があるか。地域との連携など課題解決に向け、必要な連携が図られているか。）	要件①	② 課題解決の手法・形態（課題解決のために協働という手法が必要とされているか。また、その手法は、先進性、先駆性等、NPO等の専門性や柔軟性を発揮した工夫やアイデアがあるか。地域との連携など課題解決に向け、必要な連携が図られているか。）	
	③ 役割分担（提案団体と当区との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。また、行政のノウハウの活用など、多様な役割が引き出されているか。）	要件⑦	③ 同 左	
	④ 相乗効果（事業効果）（提案団体と当区とが協働することにより事業をより効果的（お互いを補完したり、お互いの特性を発揮することにより、効果的実施が可能となることなど）に行うことが期待できるか。）	要件⑥	④ 同 左	
	⑤ 区民満足度及び区民生活への波及効果（事業効果）（区民の満足度が高まり、具体的な効果・成果（質の高い又は多様なサービス等を受けることができること等）が期待できるか。区民や地域社会への波及効果が期待できるか。）	要件② 要件③ 要件④	⑤ 同 左	
	⑥ 団体の企画力（地域課題を効果的・効率的に解決する事業企画となっているか（予算見積もりを含）	要件① 要件⑧	⑥ 同 左	
	⑦ 計画の実現性（計画どおりに実施が可能であるか。地域住民等の理解を得られているか。また、法的な問題等により実現が困難となっていないか。）	要件⑤	⑦ 同 左	
	⑧ 団体の実施能力（提案団体は、当該事業を実施する上での、専門的な知識や経験を有し、提案する事業が実施可能であるか。）	要件⑤	⑧ 同 左	
	⑨ 団体の継続能力（提案団体は、当該事業を実施する上での、提案する事業が継続可能であるか。提案した事業を継続するために、組織の成長・自立を考えた中・長期的なスケジュールとなっているか。計画を継続して実現するために自ら資金や人材の確保に努めているか。）	要件⑤	⑨ 同 左	

②募集対象事業

現行制度は、1事業年度において、「事業実施の伴わない調査のみを目的とした事業」は対象外として、募集要項に記載しています。しかしながら、より多くの団体から事業提案がなされるようにしていくためには、対象事業の要件を緩和していくことも必要です。そのため、事業募集時に提出を求める事業提案書に、2年目以降の事業内容を具体的に記載してもらうことを前提として、複数年度の提案の中で、「1年目を事業実施を前提とした調査にあて、2年目以降に事業実施」する事業も募集対象事業としていくこととします。

③事業期間

「事業期間（最大2年間）は適切か」の設問に対して、NPO等からは「適切である（13団体）」・「改善すべき（11団体）」とほぼ同数の回答が寄せられていますが、「1年目は手探り、2・3年後に完成度を上げたい、区民への浸透のために3年に延長してほしい」、「人材育成・地域活動の拡大等のテーマは短期間での成果が出づらい」等の意見も出されています。また、区管理職からは、「適切でない（48人）」との回答が半数を超え、「対象協働事業に示す『事業の拡大・継続』を考えれば事業内容によって期間は柔軟に考えた方が良い」、「有意義な事業であれば効果が望める限り継続すべき」、「計画・実施・評価・見直しのマネジメントサイクル（PDCA）を回した上で、区が引き続き行うかを決めるには3年は必要」等の意見も出されています。これらのことから、NPO等・区管理職の双方が、現行制度の最大2年間の事業期間は課題と認識している状況が伺えます。

また、現行制度の設定する事業期間は、後述④「評価の実施時期・評価の一貫性の確保」に記載のとおり、事業評価を実施し、評価結果を反映する上での課題も有しています。

そのため、これまでの協働の視点からの評価とあわせて成果目標の達成や事業継続の判断までの評価を行うことを前提に、3年目まで事業を継続実施できるよう、事業期間を延長することが必要であると考えます。（1年目を事業実施を前提とした調査にあてる場合は、最長4年間の制度とします。）

④評価の実施時期・評価の一貫性の確保

現行制度は、採択時に審査基準による審査を行い、事業採択した後、事業実施段階では、1年目・2年目とも、9月～10月にNPO等と区による「自己点検」・「相互検証」、協働支援会議による第三者評価を行い、評価結果を報告書に取りまとめ、翌年4月に、報告書を送付しています。

こうした現行の評価制度について、NPO等からは、「中間評価時点では、事業開始後、日が浅く、成果の顕在化前の段階である」等の意見が出されています。また、区管理職からは「事業採択や事業評価にあたっては、協働の視点からの評価や効果測定が中心となっているが、税を投入して、『地域課題解決』のために区の事業として事業を行う以上、『目的の達成度』等、行政評価の視点を評価軸に組

み込み、評価を行うべき」といった意見も出されているほか、区議会からも、「提案制度報告書への事業の到達点や実績を記載し、成果目標の達成の視点から評価を行うことが必要」との意見も寄せられています。さらには、2か年の事業終了時の事業継続の判断に、必ずしも評価結果が反映されている状況にありません。

そのため、21頁の図表10に示すように、評価の実施時期を見直すとともに、現在、実施している協働の視点からの評価にあわせて、審査基準で求めている「地域課題の解決」、「具体的な成果・効果」、「区民・NPOへの波及効果」等の視点からの評価を行い、採択段階から評価の一貫性を確保し、事業の実効性を高め、3か年の事業終了時の判断にも評価結果を活用していく制度としていくべきと考えます。

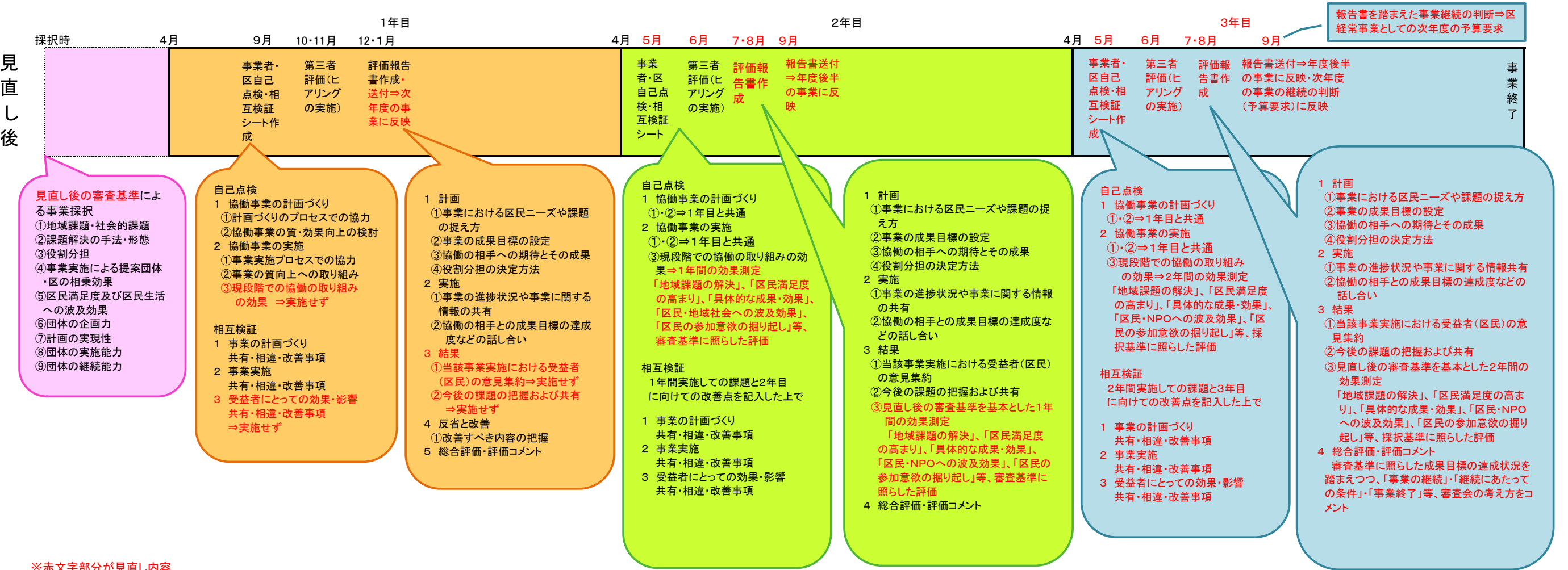
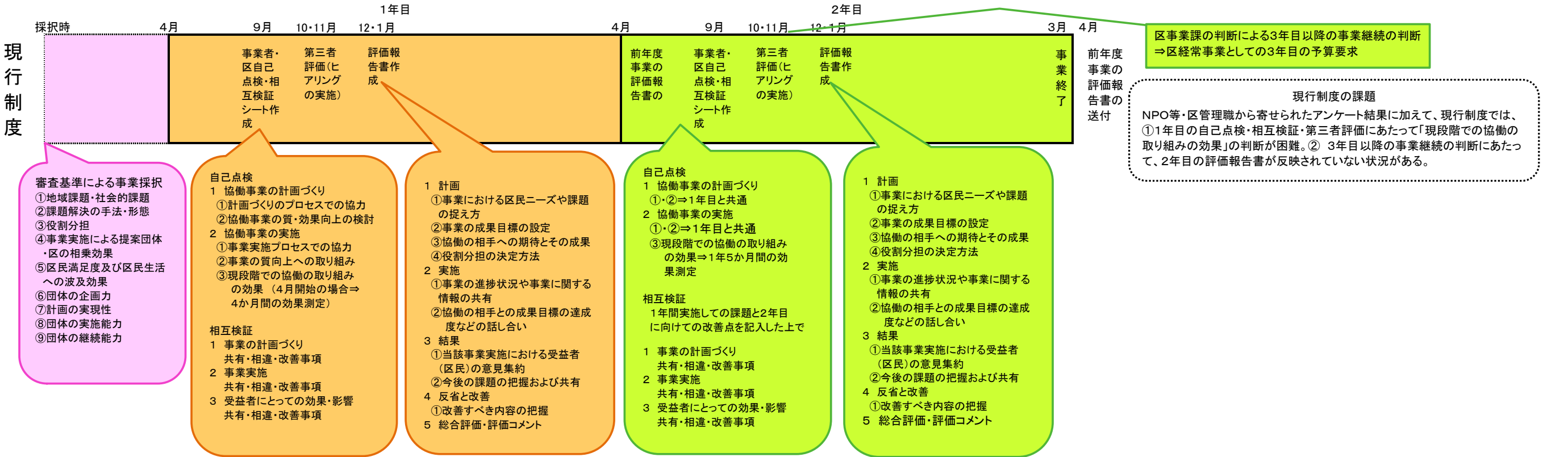
⑤事業費

1事業に要する区負担額については、NPO等からは、現行の500万円（2年度）は「適切」（18団体）とする意見が多くある一方、区管理職の意見としては「改善すべき」（49人）の回答がやや多い状況にあり、その意見として、「事業本位で金額は考える」、「団体提案と区の課題提起で金額の上限は変えるべき」、「500万円ありきの提案・積算がされている」等の意見が寄せられています。

他自治体の同種の制度と比較した場合においても、現行の500万円（2年度で1,000万円）は決して少ない状況にはなく、区の財政状況等も踏まえ、NPO等からの事業提案にあたっては、事業費上限を増やすことなく検討すべきと考えます。そのため、NPO等からの事業提案については、現行制度と同様にし、1,000万円の範囲とし、1事業年度では330万円を上限とする制度とすべきと考えます。（1年目を事業実施を前提とした調査にあてるときは、250万円を上限とした制度とします。）

また、区からの課題提案にあたり、従来、実施してきた課題提案のしくみのほかにも、後述23頁 課題4に記載した行政評価（経常事業評価）を活用した課題提起の方法も考えられます。こうした場合、既に一定の事業費規模で事業が行われているので、既定の事業予算の範囲内となるものと考えます。

協働事業提案制度の実効性を高めるための評価の実施時期と評価内容について



※赤文字部分が見直し内容

(3) 課題3：事業評価のあり方と出口対策

見直し内容

16頁の5(2)課題2「提案制度の基幹的なフレーム」(5 事業評価)に記載のとおり、1年目は、9月・10月に協働の視点からの事業評価を実施するとともに、2年目以降は、5月・6月に、現在、実施している協働の視点からの評価にあわせて、採択基準で求めている「地域課題の解決」、「具体的な成果・効果」、「区民・NPOへの波及効果」の視点からの評価を行い、採択段階からの評価の一貫性を確保する。また、このことにより、評価結果を事業実施及び事業終了時の判断に活用できるようにし、事業の実効性を高めていく。

【見直しの考え方】

協働提案事業として採択した19事業のうち、現在までに事業を終了した15事業(平成18年度から平成21年度までに採択した事業)について、事業終了後の区の取扱いを見てみると、団体都合による継続辞退の申し入れ等があった5事業を除いて、10事業が区の担当部局とNPO等の協議により継続しています。(各年度の実施事業については参考資料4-2のとおり)

前述のとおり、現行制度は、採択時に審査基準による審査を行い、事業実施段階では協働の視点からの評価を行っていますが、評価報告書の送付時期を翌年度4月としていることから、必ずしも、評価結果が事業実施や事業終了時の判断に反映されている状況にあるとはいえません。

そのため、図表10に示すように、評価の実施時期を見直すとともに、評価内容もあらため、採択段階から評価の一貫性を確保し、事業実施や事業終了時の判断に評価結果を活用していくことが事業の実効性を高めるためにも必要であると考えます。

(4) 課題4：行政からの課題提起

見直し内容

- 1 「目的・採択要件・事業期間の整合性を図るべき」等の区管理職のアンケート意見を踏まえ、15頁の5(1)から上記5(3)の内容で、目的・対象協働事業・事業期間・評価の時期及び評価内容について抜本的な見直しを行うこととする。
- 2 行政評価(経常事業評価)の中で協働の視点からの評価が実施されることを踏まえ、その内容をNPO等に積極的に情報公開し、事業提案を募集する仕組みを導入する。
- 3 NPO等からの事業提案書にあわせて、各事業課で作成する事前ヒアリングシートに事業実施に必要な所要人員を記入し、事業採択を行う仕組みとする。

- 4 第三者機関による事業評価を踏まえ、事業を継続する場合の財政措置等へ反映させる。
- 5 協働提案事業を実施した課組織を積極的に部長表彰の対象とする。
- 6 新宿NPO協働推進センターを活用して、区職員へのNPO情報の提供を行うとともに、協働提案事業の提案や区からの課題提起に向けた区職員とNPO等の交流・意見交換の場づくりを行う。
- 7 NPO等への活動資金助成・新宿NPO協働推進センターの運営を通して、様々な事業分野・行政課題に共に取り組めるようNPO等の活動基盤を強化していく。

【見直しの考え方】

7頁図表6や参考資料5-2に示すとおり、区管理職へのアンケートでは、「現行制度を前提として区から課題提起を行う意向がある」と回答した管理職は0人であり、「見直し内容を見て検討する」と回答した管理職が29人、「意向はない」と回答した管理職は59人という結果になっています。また、その理由として、「適する事業がない。課の業務がなじまない」（27人）、「他の主体と既に協働を実施している」（3人）、「現行制度に課題がある」（3人）、「業務過多による」（2人）等の回答が寄せられています。

また、「区からの課題提起が増え、この事業の実効性をより高めていくために検討・改善すべき事項」として、「目的も含めた協働事業提案制度の抜本的な見直し」、「既存事業の棚卸しによる課題提起」、「財政的な措置・人的措置との連動」、「区職員へのNPO情報の提供・相互理解の促進」、「事業提案を行い、実行できるNPO等団体の育成」等の意見が出されています。

人事管理や秘書業務等の内部管理を行う部門や法律や条例に基づく規制や指導を行う部門等、区の組織には協働事業提案制度になじまない部門もありますが、必ずしも、すべての地域課題を行政だけでは解決できない中、NPO等の有する専門性や柔軟性を活用することは、地域課題解決に向けた有効な手法であり、引き続き、行政からの課題提起は期待されるところです。

また、新たな政策課題を設定し、事業提案を求めることも必要ですが、既に多くの施策・事業が各行政部門で行われている中では、行政評価の実施過程を通じて、NPO等の有する専門性や柔軟性、機動力等を活用する方法を検討することも必要です。

さらには、アンケート意見にもあるように、「財政的な措置・人的措置との連動」、「区職員へのNPO情報の提供・相互理解の促進」、「事業提案を行い、実行できるNPO等の育成」等、様々な取り組みを進めていくことが必要です。

見直し内容として示した、それぞれの取り組みを着実に進めることにより、見直し後の協働事業提案制度の中で、行政からの課題提起が行われる環境を整備し、行政からの課題提起がNPOの事業提案に繋がることを期待します。

(5) 課題5：事業の実施にあたっての手段・手法の改善

見 直 し 内 容

- 1 事業の募集・NPO等からの事業提案・区からの意見書提出
 - ①期間限定のチャレンジ事業であることを募集要項に明記し、事業の位置づけを明確化する。
 - ②NPO等の作成する「事業提案書」・区で作成する「事前ヒアリングシート」の見直しを行い、簡素化を図る。
 - ③事業期間の見直しに伴う2年度以降の事業計画を詳細に記載してもらう等、今回の見直し内容を「事業提案書」・「事前ヒアリングシート」に反映させる。
- 2 事前相談の徹底・問題意識の共有
 - ①新たに設置する新宿NPO協働推進センターを活用したNPO等と区との意見交換の場を設定する。
 - ②NPO等の事業実施場所への区担当課職員の派遣・意見交換の機会を設ける。
 - ③既採択団体と区担当課により実施する事業報告会への次年度事業実施団体の参加と意見交換の場を設定する。
 - ④「確認シート」を見直し、「区担当課への事前相談」・「行政計画の考え方」・「区の捉える地域課題や区民ニーズ」・「区実施事業の内容」等を具体的に確認する「事前相談チェックシート」を導入する。
- 3 事業採択時の審査・事業評価
 - ①多岐にわたる事業提案や事業の実施内容について、「協働の視点」とあわせて、「地域課題の解決」や「具体的な成果・効果」の測定といった点から審査や事業評価を行っていくため、区の事業担当部長が参加できる仕組みとする。
 - ②評価委員による現地視察を評価制度に組み入れる。
 - ③事業採択されなかった団体へのフォローアップとして、次年度の提案に向けた助言を行う仕組みを取り入れる。
- 4 区職員の環境整備
 - ①事前ヒアリングシート（事業採択段階）に所要人員（非常勤職員）の算定や人件費が記載できるようにする。
 - ②協働提案事業は部長表彰の対象事業とする。
- 5 NPO等の支援

新宿NPO協働推進センターを活用して、事業提案書の作成講座等を実施する。

【見直しの考え方】

協働事業提案制度の見直しにあたっては、目的・採択要件・事業期間・評価の有り方等、制度的な側面から見直しを行うとともに、NPO等や区管理職のアンケート結果等を踏まえ、募集・提案・審査・評価等の面からも事務改善等を行い、より活用されやすい制度としていくことが必要です。

NPO等や区管理職のアンケート結果では、主に、次の意見が寄せられており、現在の取組みを検証し、改善していく必要であると考えます。

①事業の募集・NPO等からの事業提案・区からの意見書提出

事業の募集や事業提案については、NPO等からは、「手続きが煩雑である」、「企画書記入項目を整理すべきである」等の意見のほか、「マンパワー不足」「落選団体への実態説明が欲しい」等の意見が寄せられています。また、区管理職からは、「募集にあたって、事業の位置づけや事業終了後の取扱いが明確ではない」、「企画書記入項目を整理すべきである」、「負担軽減を図るべき」等の意見が寄せられています。

事業の位置づけについては、これまでも区の発行する小冊子「Let's 新宿協働」や協働事業提案制度の事業説明会等で、説明が行われてきましたが、NPO等が事業提案にあたって、この事業の位置づけが分かるよう、「期間限定のチャレンジ事業」であることを募集要項に明記していくことが必要であると考えます。

また、NPO等と区管理職の双方から事業提案時の書類作成の負担軽減を求める意見が出されていることから、「事業提案書」・「事前ヒアリングシート」の見直しを行い、簡素化を図る必要があると考えます。その上で、2年度以降の事業計画の詳細な記載を求める等、今回の見直し内容をそれぞれが作成する書類の様式に反映していくことが必要です。

②事前相談・問題意識の共有

NPO等へのアンケート調査では、「担当部局の協働意識が欠如している」、「提案内容の担当課と事前意見交換したい」、「現組織を越えて取り組む担当課が必要である」、「地域課題で行政とNPOの議論や課題を共有する場の設定・日常の関係づくりを望む」、「事業提案団体同士の交流や募集段階での区担当部局との理解を共有したい」等、様々な意見が寄せられています。また、区管理職からは「どのようなNPOが手を上げるか不安」、「問題意識・運営等考え方に大きな差がある」等の意見が寄せられています。

平成23年度からは、事業実施時に目的・成果・効果等を共有するための「事前確認書」の仕組みが導入され、NPO等と区の問題意識の共有も進みつつありますが、アンケート結果からは、更に一步踏み込んだ仕組みづくりを進めていく必要があると考えます。そのため、新たに設置する新宿NPO協働推進センターを活用したNPO等と区との意見交換の場を設定することや、NPO等の事業実施場所への

区担当課職員の派遣・意見交換の実施、既採択団体と実施する事業報告会への次年度事業実施団体の参加と意見交換の場の設定等の取組みを進めていく必要があると考えます。また、「確認シート」を見直し、「区担当課への事前相談」・「行政計画の考え方」・「区の捉える地域課題や区民ニーズ」・「区実施事業の内容」等を具体的に確認する「事前相談チェックシート」を導入することも必要と考えます。

③事業採択時の審査・事業評価

事業採択時の審査については、協働支援会議構成員（学識経験者・非営利活動団体の構成員・公募区民・区内事業所の社会貢献部門経験者・新宿区社会福祉協議会の職員）と区職員（総合政策部長・地域文化部長）により行っています。また、事業評価は、協働支援会議を評価機関として、第三者評価の方法により行っています。こうした審査や評価について、NPO等や区管理職からは、「審査にあたって、現場の意見を反映してほしい」、「事業担当部長や現場の職員を加えるべき」等の意見が寄せられています。

多岐にわたる事業提案や事業の実施内容について、これまで実施してきた「協働の視点」に加え、「地域課題の解決」や「具体的な成果・効果」の測定といった点から評価していくためには、行政の担当部局の意見を、より反映していくことも必要です。そのため、事業採択時の審査や事業評価に、区の事業担当部長が参加できる仕組みへ見直していくべきと考えます。また、現在でも、協働提案事業の実施会場への訪問・見学は行っていますが、見直し後の制度では、評価委員による視察を評価制度に組み入れることも必要であると考えます。

NPO等のアンケートからは、「事業採択されなかった団体へのフォローアップを丁寧にする必要がある」との意見も寄せられています。そのため、次年度の提案に向けた助言を行う仕組みを構築することも必要と考えます。

④協働提案事業実施にあたっての新宿区職員の環境整備

区管理職のアンケートからは、「現状の組織・人員体制の中での事務量の増加への対応は困難」、「インセンティブの付与」といった意見も寄せられています。また、事業終了時の協働提案事業の取扱いに苦慮する状況もアンケート結果からは浮かび上がってきています。

23頁「5（4）行政からの課題提起」でも述べましたが、「NPO等からの事業提案書にあわせて、各事業課で作成する事前ヒアリングシートに事業実施に必要な所要人員を記入し、事業採択を行う仕組み」を導入することや、現在、新宿区で実施している「部長表彰制度」の対象事業とする等、事業実施にあたっての新宿区職員の環境整備を図っていくことが必要と考えます。

⑤NPO等の支援

前述①のとおり、NPO等へのアンケート調査では、事業提案にあたって、「手続きが煩雑である」との意見や「マンパワー不足」等の意見が寄せられています。また、区管理職からは、「十分な下調べや行政計画が把握されていない提案も少なくない」等の意見が寄せられています。限られた体制の中で、しっかりとした事業提案がなされていくためには、NPO等の事業提案書の作成を支援していくことも必要です。そのため、新たに設置する新宿NPO協働推進センターを活用して、事業提案書の作成講座等を実施することも必要と考えます。

(6) 課題6：提案制度を取り巻く周辺事業との役割・機能の整理

見直し内容

- 1 これまで協働事業提案制度の目的としていたNPO等の育成については、「NPO活動資金助成」や「新宿NPO協働推進センター」の役割・機能の一つとして捉え、NPO等の活動支援を進めていく。
- 2 地域課題や事業提案にあたっての区とNPO等の課題・認識を共有する場、事業提案している団体同士等の交流の場、協働事業提案制度の事業提案にあたってのNPO等の支援の場として、「新宿NPO協働推進センター」を位置づけ、協働推進センターを活用した情報提供や意見交換、事業提案書の作成支援等を実施していく。

【見直しの考え方】

7頁の図表6や参考資料5-1、5-2に示すとおり、今回実施したアンケート調査等でも、組織・経営基盤等が必ずしも十分でないNPO等も数多くあることが確認できます。このような中で、より多くのNPO等から事業提案を行ってもらうためにも、区の役割として、引き続き、NPO等の活動を支援し、育成していくことは大切です。そのため、「NPO活動資金助成」や「新宿NPO協働推進センター」の役割・機能の一つとして、NPO等の活動支援や育成の取組みを進めていく必要があります。

また、地域課題や事業提案にあたっての区とNPO等の課題・認識を共有する場、事業提案している団体同士等の交流の場として、「新宿NPO協働推進センター」を位置づけ、協働推進センターを活用した情報提供や意見交換、事業提案書の作成支援等を進めていくべきと考えます。

6 協働事業提案制度見直しのまとめ

本報告書の各章に記した見直し作業を踏まえ、検討を行い、見直した内容の全体像を一覧として整理し、「協働事業提案制度の見直し内容（まとめ）」（図表 1 1）として、次ページに取りまとめました。

「協働事業提案制度」の見直し内容（まとめ）

図表11

	現行制度	見直し内容	報告書
目的	NPO等の専門性や柔軟性等を生かした事業の提案を募集し、NPO等と区が『協働の基本原則』に基づいて事業に取り組むことで、地域課題の効果的・効率的な解決を図ること、また、適切かつ確実に事業を行える自立性と実行力のあるNPO等の育成を促進することを目的とする。 (地域課題の解決とNPO等の育成を目的とした制度)	NPO団体等と区が『協働の基本原則』に基づき、事業に取り組むことで、事業の仕組みを通した区民の参画を促進し、区と区民の協働により、地域課題の解決を図る」ことを目的とした制度とする。 (「NPO活動資金助成」、新たに設置する「新宿NPO協働推進センター」との役割・機能の整理。事業の仕組みを通した区民参加を促進し、地域課題の解決を図る制度)	P.15
要件	① 公益的・社会貢献的事业で、地域課題や社会的課題の解決に向けた新たな視点が取り込まれている事業 ② 区民満足度が高まり、具体的な効果又は成果が期待できる事業 ③ 多くの区民やNPO等への波及効果が期待でき、事業の継続や拡大が見込まれる事業 ④ 事業を通じて区民の地域活動への参加意欲を掘り起こすことができる事業 ⑤ 協働事業を提案するNPO等が実施することが可能である事業 ⑥ NPO等と区が協働することによって相乗効果が生じる事業 ⑦ 明確かつ妥当な協働の役割分担で実施できる事業 ⑧ 予算の見積もり等が適正である事業 ⑨ NPO等の活動基盤強化や組織人材の成長につながる事業 (目的に合わせた9つの採択要件の設定)	① 公益的・社会貢献的事业で、地域課題や社会的課題の解決に向けてNPO等の専門性や柔軟性が発揮できる事業 ② 区民満足度が高まり、具体的な効果又は成果が期待できる事業 ③ 多くの区民やNPO等への波及効果が期待でき、事業の継続や拡大が見込まれる事業 ④ 事業を通じて区民の地域活動への参加意欲を掘り起こすことができる事業 ⑤ 協働事業を提案するNPO等が実施することが可能である事業 ⑥ NPO等と区が協働することによって相乗効果が生じる事業 ⑦ 明確かつ妥当な協働の役割分担で実施できる事業 ⑧ 予算の見積もり等が適正である事業 (採択要件の明確化・目的の見直しに合わせた⑨の組織人材の育成の削除)	P.17
対象事業	採択要件を満たし、1年間の中で事業を実施・完結できる事業。事業実施に必要な調査を含め1年間で完結することが必要。最大2年まで延長可 (採択要件を満たし、審査会で採択された事業)	複数年度の提案の中で、「1年目を事業実施を前提とした調査にあて、2年目以降に事業実施」する事業も採択対象事業とする。 (採択対象事業の拡大)	P.18
事業期間	1年間を原則とし、2年目まで継続可能な制度 (最長2年間)	これまで実施している「協働の視点」からの評価とあわせて成果目標の達成や事業継続の判断までの評価を行うことを前提に、3年目まで事業を継続実施できるよう、事業期間を延長する。また、1年目を事業実施を前提とした調査にあてる場合は、最長4年間の制度とする。 (事業期間の延長)	P.18
事前相談・問題意識の共有	事業提案書提出時の「事前確認シート」の中での区担当課等への事前相談実施の有無を確認 (確認シートによる区への事前相談の状況の確認)	①新宿NPO協働推進センターを活用したNPO同士・区との意見交換の場の設定 ②NPO等の事業実施場所への区担当課職員の派遣・意見交換の実施 ③既採択団体と区担当課により実施する事業報告会への次年度事業実施団体の参加と意見交換の実施 ④「確認シート」を見直し、「区担当課への事前相談」・「行政計画の考え方」・「区の捉える地域課題や区民ニーズ」・「区実施事業の内容」等を確認する「事前相談チェックシート」を導入 (意見交換・問題意識共有の場の設定、「確認シート」のチェック項目の見直し)	P.26
事業の募集・NPO等からの事業提案・区からの意見書提出	①5月中旬から6月中旬を募集期間とし、募集案内・チラシ・HP等により、提案を募集 ②NPO等は事業提案にあたって、「提案事業の目的」ほか13項目を記載した「事業提案書」を提出 ③区担当課は、NPO等の事業提案に対して、「事前ヒアリングシート」を作成し、提出 (NPO等による「事業提案書」の提出・区担当課による「事前ヒアリングシート」の提出)	①5月中旬から6月中旬を募集期間とし、募集案内・チラシ・HP等により、期間限定のチャレンジ事業であることを明記し、提案を募集 ②「事業提案書」・「事前ヒアリングシート」は簡素化し、作成の負担を軽減 ③「事業提案書」には、2年目以降の事業展開の具体的な内容の記載を求める等、見直し内容を反映 ④事前ヒアリングシート作成にあたっての所要人員(非常勤職員)の算定の様式化 ⑤新宿NPO協働推進センターを活用した事業提案書作成講座等の実施 (チャレンジ事業の明記と事業提案書の作成指導、事業提案書等の様式見直しによる負担軽減と提案制度の見直し内容の反映、事前ヒアリングシートへの算定人員の様式化)	P.26
行政からの課題提起	協働事業提案制度主管部(地域文化部)から、各部に新規の課題提起を依頼。 (各部への新規の課題提起の依頼)	①経常事業評価の中での協働の視点からの評価の実施 ②実行計画事業・経常事業の評価結果(協働の視点からの見直し)のNPO等への積極的公開と事業提案の募集 ③事前ヒアリングシート作成にあたっての所要人員(非常勤職員)の算定の様式化 ④協働提案事業の実施組織は積極的に部長表彰事業として取り扱い ⑤第三者評価を反映した出口予算の付与(事業終了後の次年度予算への第三者評価の反映) ⑥区職員へのNPO情報の提供・相互理解を促進するための、新宿NPO協働推進センターを活用した区職員へのNPO情報の提供と、協働提案事業の提案や区からの課題提起に向けた区職員とNPO等の交流・意見交換の場づくり ⑦NPO等への活動資金助成・新宿NPO協働推進センターの運営等関連事業を通して様々な事業分野・行政課題に共に取り組めるようNPO等の活動基盤を強化 (協働の視点からの評価結果の公開とNPO等への積極的な情報提供、事前ヒアリングシートへの所要人員算定の様式化、第三者評価と連動した出口予算の付与、NPO等との意見交換・問題意識共有の場の設定等)	P.23・P.24
事業採択時の審査	協働支援会議構成員(学識経験者・NPO団体の中間支援組織・企業CSR部門経験者・公募区民)・総合政策部長・地域文化部長による審査 (協働支援会議構成員と総合政策部・協働主管部による審査)	①協働支援会議構成員(学識経験者・非営利活動団体の構成員・公募区民・区内事業者の社会貢献部門経験者・新宿区社会福祉協議会の職員)・総合政策部長・地域文化部長に、事業担当部長を加え、審査を実施 ②非採択団体に対する次年度の事業提案に向けた助言の実施 (審査会構成員の拡大と審査への事業部意見の反映、非採択団体へのフォローアップ)	P.27
事業評価	①「計画」・「実施」・「結果(課題・改善)」に対して、「協働の視点」からの評価 ②1年目・2年目とも10月・11月に第三者評価を実施し、12月・1月に評価報告書を作成。翌年度に評価報告書をNPO・区担当課に送付。 (協働の視点からの評価・翌年度の報告書の送付) ③協働支援会議構成員(学識経験者・非営利活動団体の構成員・公募区民・区内事業者の社会貢献部門経験者・新宿区社会福祉協議会の職員)による事業評価 (協働事業支援会議構成員による事業評価、「協働の視点」からの評価の実施)	①評価内容の変更 協働の視点からの評価にあわせて、審査基準で求めている「地域課題の解決」、「具体的な成果・効果」、「区民・NPOへの波及効果」の視点からの評価を行い、評価の一貫性を確保。事業継続の判断に活用。 ②評価の実施時期の変更 1年目 9月・10月 協働の視点からの事業評価を実施 2年目以降 5月・6月 事業評価を実施し、年度後半の事業実施・事業最終年度の事業継続の判断に活用 ③評価委員の拡大 協働支援会議構成員(学識経験者・非営利活動団体の構成員・公募区民・区内事業者の社会貢献部門経験者・新宿区社会福祉協議会の職員)に、総合政策部長・地域文化部長に、事業担当部長を加え、評価を実施 ④委員による事業視察を評価制度に組み込み (事業採択から事業実施、事業終了時まで一貫した評価の実施、翌年度の事業内容・事業終了時の取扱いへの評価結果の反映。評価構成員の拡大等)	P.18
事業費	①500万円/年を限度(1事業1,000万円を上限) ②事業費の下限は100万円/年 (500万円/年・2か年)	①事業期間の延長に合わせて330万円/年を限度(1事業1,000万円を上限)(1年目を調査にあてる場合は、250万円/年を限度) ②事業費の下限は変更なし ③区既存事業の課題提起による事業実施の場合は、既存事業の事業費予算の範囲内とする。 (事業期間の見直しとあわせて事業費上限の見直し、区既存事業を対象とする場合の予算上限の見直し)	P.19

参 考 資 料

- 1 新宿区協働事業提案制度審査会 構成員
- 2 検討の経過
- 3－1 新宿区協働事業提案制度実施要綱
- 3－2 新宿区協働支援会議設置要綱
- 4－1 協働提案制度による全提案実績・事業分野分布一覧表
- 4－2 協働提案制度による実施事業一覧表
- 5－1 NPO等へのアンケート結果
- 5－2 区管理職へのアンケート結果
- 6 自治体調査一覧表

新宿区協働事業提案制度審査会 構成員

参考資料1

	委員の区分	氏 名	備 考
1	協働支援会議 (学識経験者)	ひさ つか じゅんいち 久 塚 純 一	※会長 早稲田大学社会科学総合 学術院教授
2	協働支援会議 (非営利活動団体構成員)	う っ ぎ のり お 宇 都 木 法 男	※副会長 NPO事業サポートセンター 常務理事
3	協働支援会議 (非営利活動団体構成員)	せきぐち ひろあき 関 口 宏 聡	シーズ・市民活動を支える 制度をつくる会 常務理事
4	協働支援会議 (区民)	たけうち よういち 竹 内 洋 一	公募区民
5	協働支援会議 (区民)	の ぐ ち ひろし 野 口 博	公募区民
6	協働支援会議 (区民)	おお た せつこ 太 田 節 子	公募区民
7	協働支援会議 (区内事業所の社会貢献 部門経験者)	い と う きよかず 伊 藤 清 和	元富士ゼロックス東京(株) CSR部社会貢献推進 グループ
8	協働支援会議 (新宿区社会福祉協議会 職員)	むら や ま のぼる 村 山 昇	新宿区社会福祉協議会 事務局次長
9	総合政策部長	てら だ よし たか 寺 田 好 孝	総合政策部長
10	地域文化部長	か が み あき ひこ 加 賀 美 秋 彦	地域文化部長

※名簿の順は、要綱に規定する区分の順による。

検 討 の 経 過

回数	日時	会場	出席委員数	主な検討内容
1	平成24年4月13日（金） 午後2時～午後4時	新宿区役所本庁舎 6階第4委員会室	6名	・協働事業提案制度の見直しの進め方の確認等
2	平成24年4月27日（金） 午後2時～午後4時	新宿区役所本庁舎 6階第3委員会室	7名	・平成23年度協働事業提案審査報告書に記載された課題の確認等
3	平成24年5月11日（月） 午後2時～午後4時	新宿区役所本庁舎 6階第3委員会室	7名	・協働事業提案制度見直しの基本的方向性、見直しの論点、工程、手順、アンケートの検討
4	平成24年5月28日（月） 午後0時30分～午後4時	B I Z 新宿 多目的ホール	8名	・NPO等・区管理職に対するアンケートの実施状況報告
5	平成24年6月15日（金） 午後2時～午後4時	新宿区役所本庁舎 3階301会議室	7名	・提案制度を有する自治体同種事業調査の報告、意見交換
6	平成24年6月29日（金） 午後2時～午後4時	新宿区役所本庁舎 6階第3委員会室	9名	・NPO等・区管理職へのアンケート結果の報告、意見交換 ・協働事業提案制度に関する議会の質疑報告
7	平成24年7月6日（金） 午後2時～午後4時	新宿区役所本庁舎 第3委員会室	9名	・アンケート結果等を踏まえた見直しの切り口・議論の進め方 ・区の協働の取組みにおける本制度の意義・位置付け、基幹的なフレームの考え方、提案制度を取り巻く周辺事業との役割・機能の整理
8	平成24年7月20日（金） 午後2時～午後4時	新宿区役所本庁舎 4階入札室	9名	・協働事業提案制度の見直し後の目的と採択要件・採択基準の考え方 ・提案制度の実効性を高めるための評価の実施時期と評価内容
9	平成24年9月11日（火） 午前10時～午前12時	新宿区役所本庁舎 6階第4委員会室	10名	・事業期間の見直し、事業費、アンケート結果を踏まえた見直し事項、行政からの課題提起の改善事項 ・協働事業提案制度の見直し報告書のまとめ方
10	平成24年10月12日（金） 午後2時～午後4時	新宿区役所本庁舎 6階会議室	9名	・協働事業提案制度報告のまとめ

※庁内会議(参考)

回数	会議名／日時	会場	出席者数	主な内容
1	協働推進員会議 平成24年4月23日（月） 午前10時～午前12時	新宿区役所第一分庁舎 7階研修室B	30名	・新宿区における協働推進事業の取組みについて ・行政とNPOの協働による取組みの成果 ・出席者アンケートの実施
2	第1回協働主任会議 平成24年5月22日（火） 午前8時30分～午前9時30分	新宿区役所第一分庁舎 7階研修室B	18名	・協働事業提案制度の見直しについて ・協働事業提案制度の見直しに関するアンケート調査の実施について
3	第2回協働主任会議 平成24年9月6日（木） 午後4時～午後5時	新宿区役所本庁舎 6階第3委員会室	18名	・協働事業提案制度見直しの検討状況について ・見直しに関するアンケート調査結果の報告について ・協働事業提案制度見直し内容について

新宿区協働事業提案制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人又はボランティア活動団体、市民活動団体等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体（以下「NPO等」という。）の専門性や柔軟性等を生かした事業の提案を募集し、新宿区（以下「区」という。）とNPO等が「協働の基本原則」（平成16年3月策定「新宿区・地域との協働推進計画」）に基づいて事業に取り組むことで、地域課題の効果的・効率的な解決を図ること、また、適切かつ確実に事業を行える自立性と実行力のあるNPO等の育成を促進することを目的とする。

(協働事業の提案を行うことができるNPO等の要件)

第2条 協働事業の提案を行うことができるNPO等は次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 組織の運営に関する規則、規約、会則等があり、会員名簿を備えていること。
- (2) 予算・決算を適正に行っていること。
- (3) 団体の責任者及び事業の連絡責任者が特定できること。
- (4) 事業の成果報告及び会計報告ができること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (8) 協働事業の業務を遂行できる能力及び実績を有すること。
- (9) 新宿区協働事業提案制度審査会委員との間に利害関係がないこと。

(対象協働事業)

第3条 対象となる協働事業は、次に掲げる事項を満たすもので「NPO等の自由な発想による事業」、又は「区から課題を提起する事業」のいずれかの区分に該当するものとする。

- (1) 公益的・社会貢献的事業で、地域課題や社会的課題の解決に向けた新たな視点を取り込まれている事業
- (2) 区民満足度が高まり、具体的な効果又は成果が期待できる事業
- (3) 多くの区民やNPO等への波及効果が期待でき、事業の継続や拡大が見込まれる事業
- (4) 事業を通じて区民の地域活動への参加意欲を掘り起こすことができる事業

- (5) 協働事業を提案するNPO等が実施することが可能である事業
- (6) NPO等と区が協働することによって相乗効果が生じる事業
- (7) 明確かつ妥当な協働の役割分担で実施できる事業
- (8) 予算の見積もり等が適正である事業
- (9) NPO等の活動基盤強化や組織人材の成長につながる事業

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる事業は対象外とする。

- (1) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (2) 学術的な研究を目的とした事業
- (3) 地区住民の交流行事等の親睦会的なイベントなどの事業
- (4) 営利を目的とした事業
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業
- (6) 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体から当該事業に助成を受けている事業
- (7) 事業実施の伴わない調査を目的とした事業
(募集)

第4条 区長は、別に定めるところにより、第3条に規定する協働事業の提案を公募するものとする。

(協働事業の実施年度)

第5条 協働事業は、募集年度の翌年度内に実施する単年度事業とする。ただし、区長が必要と認めるときは、募集年度の翌々年度内に実施する単年度事業とすることができる。

2 前項の協働事業は、区長が必要と認めるときは、前項の期間終了後さらに1年間継続して実施することができる。

(協働事業提案書の提出)

第6条 協働事業を提案しようとするNPO等は、協働事業提案書（第1号様式）を別に定める日までに区長に提出するものとする。

2 前項の協働事業提案書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業提案企画書（第2号様式）
- (2) 事業収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体概要書（第4号様式）
- (4) 定款、規約、会則等
- (5) 役員、会員名簿
- (6) 前年度活動報告書
- (7) 前年度活動計算書又はこれに準ずるもの
- (8) 団体の活動内容がわかるもの（チラシ、パンフレットなど）

(審査会の設置)

第7条 区長は、提案された協働事業について第9条に規定する審査及び提案制度の検討・見直しを行うため、新宿区協働事業提案制度審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査会の組織等)

第8条 審査会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 新宿区協働支援会議設置要綱（以下「支援会議設置要綱」という。）に定める新宿区協働支援会議の委員であるもの。

(2) 総合政策部長及び地域文化部長

2 審査会に会長及び副会長を置く。

3 会長には支援会議設置要綱第5条に定める座長を、副会長には同座長代行を充てる。

4 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審査及び報告)

第9条 審査会における審査は、書類による1次審査及び公開で実施するプレゼンテーションによる2次審査とする。

2 前項のほか、審査会における審査については別に定める。

3 審査会は、第1項の審査結果をとりまとめ、区長に報告する。

(審査会の庶務)

第10条 審査会の庶務は、地域文化部地域調整課において処理する。

(協働事業の実施の決定)

第11条 区長は、第9条第3項に規定する報告に基づき当該協働事業を実施するか否かについて決定する。

(協定の締結)

第12条 区長は、前条の規定により実施することと決定した協働事業（以下「実施決定協働事業」という。）の実施に当たり必要な事項について、当該実施決定協働事業を実施するNPO等（以下「協働事業実施団体」という。）と協定を締結する。

(実施決定協働事業に係る費用の負担)

第13条 実施決定協働事業の実施に必要な費用については、1実施決定協働事業当たり500万円を上限として区が負担する。

2 前項の費用は、実施決定協働事業に直接必要とする経費で、協働事業実施団体の人件費（実施決定協働事業に直接関わる人件費は除く。）及び事務所の賃借料、光熱水費等の管理に必要な費用は対象としないものとする。

3 区が負担した費用について、実施決定協働事業終了後に残余金が生じたときは、区は、協働事業実施団体に対し当該残余金の返還を求めることができる。

(実施決定協働事業の変更)

第14条 協働事業実施団体は、当該実施決定協働事業に係る協定の内容について変更しようとするときは、速やかに区長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な事項については、この限りでない。

(実施決定協働事業に係る報告等)

第 15 条 区長は、当該実施決定協働事業の実施状況の報告を必要に応じて協働事業実施団体に対し求めることができる。

(実績報告)

第 16 条 協働事業実施団体は、当該実施決定協働事業が完了したときは、その完了の日から 30 日以内に協働事業収支決算書（第 5 号様式）を、その完了の日から 60 日以内に協働事業結果報告書（第 6 号様式）を区長に提出しなければならない。

(実施決定協働事業の公表)

第 17 条 区長は、実施決定協働事業を決定したときは当該実施決定協働事業を実施する協働事業実施団体の名称及び当該実施決定協働事業の内容について公表するものとする。実施決定協働事業が完了したときはその結果について同様とする。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、地域文化部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

新宿区協働支援会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区協働支援会議（以下「支援会議」という。）の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 支援会議は、区長の求めに応じ次に掲げる事項について審議し、その結果について区長に意見を述べるものとする。

- (1) 新宿区協働推進基金に係る助成金の交付の可否及び助成金の額に関すること。
- (2) 区民の福祉の向上を目的とした協働事業に係る提案、相談等に関すること。
- (3) その他区の協働事業の推進に関すること。

2 前項第1号に掲げる事項の審議は、別表に定める基準によるものとする。

(組織)

第3条 支援会議は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員8人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 非営利活動団体の構成員 2人以内
- (3) 区民 3人以内
- (4) 区内事業所の社会貢献部門経験者 1人
- (5) 新宿区社会福祉協議会の職員 1人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。ただし、区民委員の再任は、区長が特に必要があると認める場合を除き、1回とする。

(座長及び座長代行)

第5条 支援会議に座長及び座長代行を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、支援会議を代表し、会務を総理する。

3 座長代行は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 支援会議は、座長が招集する。

2 支援会議は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 支援会議は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を求めることができる。

4 委員は、第2条第1項第1号に掲げる事項の審議に際し、当該審議の対象となる団体の構成員である場合又は当該審議の対象となる団体と直接利害関係を有する場合は、当該審議に参加することができない。ただし、支援会議の同意があったときは、この限りでない。

(会議の公開)

第7条 支援会議の会議は、公開とする。ただし、支援会議が公開することを不適當と認めるときは、この限りでない。

(部会)

第8条 支援会議は、専門の事項を審議するため、部会を設置することができる。

2 部会の委員は、第3条に定める委員のうちから、座長が指名する。

(庶務)

第9条 支援会議の庶務は、地域文化部地域調整課において処理する。

附則

この要綱は、平成16年5月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。ただし、施行日現在の区民委員については、第4条第2項の規定にかかわらず、平成21年4月1日を1回目の再任と見なす。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

協働事業提案制度による全提案実績・事業分野分布一覧表

(単位:件)

年度 \ 分野	1	2	3	6	7	9	10	11	12	13	14	17	19	計
18	6	1	3	4		1		2	2	6		1	4	30
19	3		2		1		1	1	1	2	3	3		17
20	7	1	2		4					6		2	1	23
21	2		5	1		1		1		3			1	14
22	2							1		2		1	1	7
23	2	1	2	1				1						7
計	22	3	14	6	5	2	1	6	3	19	3	7	7	98

※ 特定非営利活動促進法で定める特定非営利活動の分野

- | | |
|---------------------------|---|
| 1. 保健・医療又は福祉の増進を図る活動 | 11. 国際協力の活動 |
| 2. 社会教育の推進を図る活動 | 12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| 3. まちづくりの推進を図る活動 | 13. 子どもの健全育成を図る活動 |
| 4. 観光の振興を図る活動 | 14. 情報化社会の発展を図る活動 |
| 5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 | 15. 科学技術の振興を図る活動 |
| 6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 | 16. 経済活動の活性化を図る活動 |
| 7. 環境の保全を図る活動 | 17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 |
| 8. 災害救援活動 | 18. 消費者の保護を図る活動 |
| 9. 地域安全活動 | 19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 |
| 10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 | 20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動 |

協働事業提案制度による実施事業一覧表

選定年度 19/98件 (採択件数/提案件数)	事業名 ※丸数字は区からの課題提起に対する提案		事業実施団体	担当事業課 ※採択時の部署名	事業分野 〔①13→8件②1→4件③6→3件 ④3、11、12、17→各1件〕 (事業分野→採択件数)		事業終了後の取扱い
18 5/30件	1	中学卒業後からの青年支援対策事業	財団法人東京YMCA“liby”	子ども家庭課	13	子どもの健全育成	事業を継続する意向なし
	2	子育て支援者養成事業	ゆったりの	子ども家庭課	13	子どもの健全育成	H21以降継続(区経常事業)
	③	地域に根ざした高齢者の居場所づくり	NPO法人テラ・ガーデン新宿 NPO法人ゆうゆう NPO法人共住憩	健康いきがい課	1	保健・医療又は福祉の増進	団体都合による継続辞退
	4	外国人の子どもの学習支援等	NPO法人みんなのおうち	文化国際課(子ども家庭課、教育指導課)	13	子どもの健全育成	H21以降、形態を変更して実施
	⑤	夏目漱石生誕140周年記念事業	NPO法人漱石山房	文化国際課	6	学術、文化、芸術 又はスポーツ振興	1年間の記念事業のため継続なし
19 2/17件	1	経済的自立を目指す女性のための就労支援事業	NPO法人WING21	商工観光課 (子どもサービス課)	12	男女共同参画社会の形成	提案内容での実施不可能・団体都合による継続辞退
	2	外国籍児童の教育支援等	NPO法人 シニアボランティア経験を活かす会	教育指導課	13	子どもの健全育成	H22以降継続
20 5/23件	1	小中学生の美術鑑賞教育支援	財団法人損保ジャパン美術財団	教育指導課	13	子どもの健全育成	H22以降、事業課が新宿未来創造財団へ委託して実施(新宿未来創造財団と損保ジャパンの協働事業)
	2	働く人のメンタルヘルス	NPO法人ストローク会	保健予防課 (産業振興課※1年目のみ)	17	職業能力の開発又は 雇用機会の拡充	H23以降、規模縮小し継続
	3	高次脳機能障害者支援協働事業	NPO法人VIVID(ヴィヴィ)	障害者福祉課 (保健予防課)	1	保健・医療又は福祉の増進	H23以降継続
	4	ほっと安心地域ひろば	NPO法人 介護者サポートネットワークセンター・アラジン	高齢者サービス課	1	保健・医療又は福祉の増進	H23から内容を充実し、継続 第2次実行計画(H24～27)の計画事業
	5	思春期の子育て支援事業	NPO法人非行克服支援センター	子ども家庭課	13	子どもの健全育成	H23以降継続
21 3/14件	1	中途失聴・難聴者リハビリテーション事業	NPO法人 東京都中途失聴・難聴者協会	障害者福祉課 (高齢者サービス課)	1	保健・医療又は福祉の増進	規模縮小し、社協と共催で講座を開催
	2	神楽坂の地域資産を登録文化財として表彰・保全する事業	NPO法人粋なまちづくり倶楽部	文化観光国際課	3	まちづくりの推進	第2次実行計画「新宿フィールドミュージアムの実現」の中で、2か年の協働事業の成果を反映し、他地区への波及展開
	3	乳幼児文化体験事業	NPO法人 あそびと文化のNPO新宿子ども劇場	文化観光国際課 (子どもサービス課)	6	学術、文化、芸術 又はスポーツ振興	H24継続(区経常事業)
22 2/7件	1	赤ちゃん木育ひろば事業	NPO法人日本グッド・トイ委員会	子ども家庭課	13	子どもの健全育成	—
	2	家庭訪問型子育てボランティア(ホームスタート)推進事業	社会福祉法人二葉保育園	子ども総合センター	13	子どもの健全育成	—
23 2/7件	①	街角スポット活用事業	社団法人 日本芸能実演家団体協議会	文化観光国際課	6	学術、文化、芸術 又はスポーツ振興	—
	2	新宿アートプロジェクト	しんじゅくアートプロジェクト	文化観光国際課 (子ども総合センター)	11	国際協力	—

◇ I. 貴団体の基本的事項や活動状況等についてお伺いします。

(平成 24 年 4 月末現在でお答えください。)

問 1 貴団体を支える事務局、または事務局機能を担っておられる方について、お伺いします。
スタッフは、おおよそ何人いますか。

1. 常勤スタッフ		人位	(平均3. 5 6 人)	
0 人	・ ・ 1 2 団体	7 人	・ ・ 1 団体	
1 人	・ ・ 1 4 団体	8 人	・ ・ 2 団体	
2 人	・ ・ 1 5 団体	1 0 人	・ ・ 2 団体	
3 人	・ ・ 9 団体	1 2 人	・ ・ 1 団体	
4 人	・ ・ 2 団体	2 0 人	・ ・ 1 団体	
5 人	・ ・ 3 団体	5 5 人	・ ・ 1 団体	

2. 非常勤・ボランティアスタッフ				人位	(平均14.81人)				
0	人	・	・	6団体	12	人	・	・	1団体
1	人	・	・	1団体	14	人	・	・	1団体
2	人	・	・	4団体	15	人	・	・	2団体
3	人	・	・	10団体	18	人	・	・	1団体
5	人	・	・	8団体	20	人	・	・	2団体
6	人	・	・	2団体	30	人	・	・	4団体
7	人	・	・	3団体	50	人	・	・	1団体
8	人	・	・	2団体	60	人	・	・	2団体
10	人	・	・	10団体	80	人	・	・	1団体
11	人	・	・	1団体	210	人	・	・	1団体

問 2 貴団体が重視している事業分野をお伺いします。(最も重視しているもの 1 つに○)

- | | |
|---------------------------|---|
| 1. 保健・医療又は福祉の増進を図る活動 | 11. 国際協力の活動 |
| 2. 社会教育の推進を図る活動 | 12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| 3. まちづくりの推進を図る活動 | 13. 子どもの健全育成を図る活動 |
| 4. 観光の振興を図る活動 | 14. 情報化社会の発展を図る活動 |
| 5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 | 15. 科学技術の振興を図る活動 |
| 6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 | 16. 経済活動の活性化を図る活動 |
| 7. 環境の保全を図る活動 | 17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 |
| 8. 災害救援活動 | 18. 消費者の保護を図る活動 |
| 9. 地域安全活動 | 19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 |
| 10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 | 20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動 |

1 ・ ・ 1 9 団体	2 ・ ・ 2 団体	3 ・ ・ 8 団体	6 ・ ・ 1 1 団体	7 ・ ・ 6 団体
1 0 ・ ・ 2 団体	1 1 ・ ・ 3 団体	1 3 ・ ・ 9 団体	1 6 ・ ・ 2 団体	1 8 ・ ・ 1 団体

問3 貴団体の主な活動エリアについてお伺いします。(○は1つ)

- | | | | |
|---------------|------|--------------------|--------|
| 1. 新宿区内の特定地域 | 3 団体 | 4. 東京都全域 | 1 7 団体 |
| 2. 区内全域 | 9 団体 | 5. 全国 | 2 2 団体 |
| 3. 区内全域および近隣区 | 9 団体 | 6. 海外、インターネット上、その他 | 3 団体 |

問4 貴団体の活動状況・活動の頻度についてお伺いします。(○は1つ)

(常設事務所に常勤スタッフがほぼ毎日いる場合は、1になります。)

- | | | | |
|--------------|--------|--------------|------|
| 1. ほぼ毎日 | 4 7 団体 | 4. 月1回～月2回程度 | 5 団体 |
| 2. 週2回～週3回程度 | 9 団体 | 5. それ以上の間隔 | 1 団体 |
| 3. 週1回程度 | 1 団体 | | |

問5 貴団体の活動状況について、どのように自己認識しておられますか。ご記入者のお考えをお教えてください。(○は1つ)

- | | | | | | |
|------------|-------|------------|------|------------|-------|
| 1. 発展傾向にある | 46 団体 | 2. 停滞傾向にある | 7 団体 | 3. 特に変化はない | 10 団体 |
|------------|-------|------------|------|------------|-------|

問6 貴団体は、これまで町会や自治会等の地域団体や区内の学校、新宿区以外の行政機関等と協働の取り組みを行ったことがありますか。

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 1. ある | 39 団体 | 2. ない | 24 団体 |
|-------|-------|-------|-------|

1. 「ある」に○をつけた団体にお伺いします。該当するものすべてに、○をおつけください。

- | | |
|---------------------------|-------|
| ① 町会・自治会・地区協議会等の地域団体 | 16 団体 |
| ② 生涯学習団体・高齢者クラブ・青少年育成委員会等 | 8 団体 |
| ③ 区内の小・中学校、高校、大学等 | 14 団体 |
| ④ 社会福祉協議会、新宿未来創造財団等 | 14 団体 |
| ⑤ 新宿区以外の行政機関 | 31 団体 |
| ⑥ その他 | 10 団体 |

(具体的に

)

- ・ライオンズクラブ
- ・商店会
- ・日本財団
- ・松山(道後商店街)
- ・NPO法人東京高次脳機能障害協議会
- ・北区、横須賀市、川口市、平塚市、横浜市、千代田区
- ・NPO法人、社会福祉法人
- ・東京都、農林水産省
- ・企業、UR都市機構、区内外の他のNPO団体

問7 貴団体はこれまで新宿区と協働の取り組みを行ったことがありますか。

1. ある 36 団体 2. ない 27 団体



1. 「ある」に○をつけた団体にお伺いします。該当するものすべてに、○をおつけください。

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| ① 新宿区の協働提案事業を実施した | 14 団体 |
| ② 新宿区が行っている助成金を活用した | 17 団体 |
| ③ 区の事業を受託し、新宿区全域を対象に事業を実施した | 12 団体 |
| ④ 区の事業を受託し、新宿区の一部の地域やパイロット事業的な事業を実施した | 5 団体 |
| ⑤ 区と共催事業を実施した | 11 団体 |
| ⑥ 区の後援により事業を実施した | 8 団体 |
| ⑦ その他 | 3 団体 |
- (具体的に)
- ・遊びと文化のNPO新宿子ども劇場の協働提案事業に参加
 - ・間接的だが、区との協働事業を実施されている団体の後方支援を中間支援団体として行っている。
 - ・新宿文化ロードに参加

問8 貴団体の活動は、主にどのような資金で運営されていますか。(最も割合の多いもの1つに○)

- | | |
|-----------------------------|-------------------------|
| 1. 会費 17 団体 | 5. 事業収入・その他事業の繰入金 17 団体 |
| 2. 会費以外の個人負担(各自の持ち出し) | 6. 民間からの助成金・委託事業収入 7 団体 |
| 3. 行政からの補助金・助成金 6 団体 | 7. 寄付金・借入金 9 団体 |
| 4. 行政からの委託事業等(指定管理を含む) 7 団体 | 8. その他 |

★新宿区の協働事業提案制度で事業提案を行ったことのある団体は、3頁の問9にお進みください。→25 団体

☆事業提案を行ったことのない団体は、6頁の問17にお進みください。→38 団体

Ⅱ. 協働事業提案制度で事業提案を行ったことのある団体にお伺いします。

問9 新宿区協働事業提案制度の目的・要件について

NPO団体の現状を踏まえた場合、現在の新宿区協働事業提案制度の目的・要件としている内容(別添の水色用紙参考参照)は、適切な水準にあると考えますか。

よろしければその理由もご記入ください。

- | | |
|----------------------|-------|
| 1. 現在の目的・要件の水準は維持すべき | 15 団体 |
| 2. 緩和することも検討すべき | 8 団体 |
| 3. その他 | 1 団体 |
| 無回答 | 1 団体 |

理由（

- ※ 現在の水準維持を支持する理由 ④、⑥
緩和も検討すべき ①、②、③、⑤
その他 ⑦

- ①「具体的な効果又は成果」について視点の違いを感じた。数値化ができないが、やらねばならない重要なことがある。
- ②期間が2年とあるが、終了後はどうするのか出口がはっきりしていない。
- ③予算作成については適当なアドバイザーをつける。
- ④やはり税金は大切に使うべきだし、又、少数派で手の届かない所への支援は大切にしたい。
- ⑤行政サービスの質の向上に協働事業という形態を活用すべきであるが民間事業者と行政の指導、監督者の間の意識レベルの格差が大きすぎる。審査員に学者と地域の長老が多く実務が見えていない。
- ⑥助成、委託事業ではないので、現在の目的・要件の水準は維持すべき。
- ⑦沢山は難しいが100万円以下の提案もあるのではと思う。
- ⑧提案件数が減少傾向のため

問10 新宿区協働事業提案制度の募集・提案について

問10-1 協働事業提案制度の募集にあたっての説明会には参加しましたか。

1. 参加した 19 団体 2. 参加しなかった 6 団体(⇒問10-3に進んでください。)

1の「参加した」団体は、以下(問10-2)の設問からお答えください。

問10-2 これまで参加した説明会で改善が必要だと考える点があればお書きください。

1. 改善の必要なし 1 4 団体
2. 改善の必要あり 4 団体
(改善が必要な点

)

※ 基準、実施後手順、評価の明確化

- ①事業選択の基準が明確でない。事業実施後の手順が明確でない、事業の評価に対する説明が不十分。
- ②既採用、未採用の評価など実態の説明が必要。

問10-3 協働事業提案制度の提案募集期間は、毎年5月中旬から6月中旬までの約1か月間としています。募集期間は適切ですか。(但し、事前相談は通年できます。)

1. 適切である 2 1 団体
2. 適切でない 3 団体

無回答 1 団体
(改善が必要な点)

※ NPO団体の活動時期との不一致

- ①総会準備の時期と重なる
- ②6月～7月位ではどうか

問 10-4 協働事業の企画提案にあたっては、事業提案企画書を記載していただいています。
この事業提案企画書の記載内容（記載要求事項）は適切ですか。

- 1. 適切である 1 9 団体
- 2. 適切でない 4 団体
- 無回答 2 団体

(改善が必要な点)

※ 企画書記入項目の整理

- ①問題解決の手法・形態と個別事業の内容など同じ事を繰り返して記載するので、
企画書記入項目を整理すべき
- ②企画書は簡潔で良いと思う。疑問点等はヒアリングでカバーできる。
- ③今から考えれば当方としても、もっと細かく説明したり提案すればよかった。

問 10-5 事業提案企画書作成にあたって、協働のパートナーとして想定している行政の担当部局の
事前相談等での対応や情報提供等は適切ですか。

- 1. 適切である 1 7 団体
- 2. 適切でない 5 団体

(改善が必要な点)

※ 担当部局の協働意識の欠如

- ①区内の協働についての連携不足
- ②提案団体が想定している或は希望している担当部局が異なっている事もある。
担当するはずの部局が協働事業を望んでいない。
- ③相方も協働することに不慣れで、当初は迷惑そうな印象だった。
- ④協働の意識が低かった。

- 3. 事前相談をしていない 1 団体
- 無回答 2 団体

問 10-6 その他の募集・提案段階で改善すべき点があればお書きください。(自由記述)

- ※ 担当部局の協働意識の欠如、連携、事前相談 ①、②、③、⑤、⑥
- ※ スペースの提供 ④
- ※ 審査する側の体制見直し ⑦
- ※ 既存の組織では対応不可、現在の組織を越えて取り組む担当課の必要性 ⑧
- ※ 担当者の異動によるロス ⑨
- ※ 周知不足 ⑩

- ①協働事業について行政内での理解を徹底して欲しい。
基本的にNPOと協働したくない態度が見られ、どう対応して良いか分からない。
- ②提案あるいは応募の途中の段階で、区の担当課と意見交換する方法はないだろうか。
- ③NPO側が提案し目指している内容が、行政の部署をいくつもまたがる場合に、どことパートナーを組むことが一番有効なのかを悩んだ。
- ④提案企画を作成する為の援助(スペースの提供等)があれば提案活動がもっと活発になるのでは。旧西戸山第二中学校施設が使用できる様になる事は大変良い事と考える。
- ⑤提案内容の担当課と事前に話ができればより現実的な提案ができると思う。
- ⑥ヒアリング審査に行く前の相談・提案段階で、もう少し協働に有効そうな(相乗効果を上げそうな)区役所内のセクションの洗い出しをもう少し強めてもらえると良いと思う。
- ⑦前回の提案で不採用となったが、審査に当たられた方々の質問内容から我々の抱える問題意識と専門家と言われる方々の認識に大きな格差を感じた。行政側を含めて審査する側の体制見直しをする必要がある。
- ⑧我々の提案は毎回低評価になっているが、既存の組織では対応できないことも要因だと思う。現在の組織を越えて取り組む担当課があればよいのだが。
- ⑨相談していた担当者が事業を実施する年度には代わっていたため、再度新しい担当者に説明をしなければならない。
- ⑩やはりまだあまり知られていないように感じる。

問 11 新宿区協働事業提案制度の審査について

問 11-1 協働提案事業制度では、事業の選定にあたっての審査基準として、8項目の基準を設定し、公表しています。こうした基準は適切であると考えますか。

審 査 基 準 8 項 目			
①地域課題・社会的課題の把握	②課題解決の手法・形態	③役割分担	④事業効果
⑤企画力	⑥実現性	⑦実施能力	⑧継続能力

- | | |
|----------|-------|
| 1. 適切である | 23 団体 |
| 2. 適切でない | 1 団体 |
| 無回答 | 1 団体 |

(改善が必要な点)

審査員が項目を理解しているのか疑問。審査基準で協働しているかを問題にするので、審査基準でも協働事業の定義を明確にして欲しい。

問 11-2 協働提案事業制度では、事業の選定にあたって、第一次審査を書類審査とし、第二次審査を公開プレゼンテーションとしています。こうした審査方法は適切と考えますか。

1. 適切である 20 団体
2. 適切でない 5 団体
(改善が必要な点

- ※ 公開プレゼンテーションの内容 ①
- ※ 審査員の理解不足 ②
- ※ 行政職員の異動による中断 ③
- ※ 評価方法の改善 ④、⑤

①公開プレゼンではこの課題に明るくない人にも理解されることを重視し万人受けできるよう工夫する。それは良い面でもあるが深めることができなかった。

②審査員が提案した事業の本質を理解しておらず、審査する前にもっと事業や新宿区の現状、地域問題を勉強すべき。審査に際して質問の意味が分からなかったり、現状を把握していない質問で説明に困惑する。

③行政と民間の長期間にわたる取組みが成果に直結するはずが、行政職員の異動で取組みが中断された。

④公開でなくて構わないが、申請した団体はすべて区の職員の方々が個別にヒアリングして欲しい。折角考えた申請書だから。

⑤書類とプレゼンテーションを行い、総合評価が望ましい。

問 11-3 その他審査段階で改善すべき点があればお書きください。(自由記述)

※ 審査方法、審査基準（協働という観点だけでなく、事業の質、受益者の規模、汎用性も加味すべき）審査員の選定（教育には学校関係者の意見も）、評価方法の改善 ①、②、③、④、⑤

①協働提案されるものの本当の価値や目的、意義を理解して評価することはよほどの将来展望のある人でないと難しい。審査というものが協働の可能性を潰すこともありうるということを考えていく必要がある。

②審査員がどう選ばれているか公表すべき。審査基準があるが、何をどう審査してるのか伝わってこない。選定された団体、されなかった団体にその理由を説明すべきと思う。その事がNPOを育てる事に繋がると思う。審査基準に協働と言う観点だけではなく事業の質を見て欲しい。その為には審査員も勉強して欲しい。

③実際、提案書の作成の段階での助言（特に参加費の設定と協働の背景・考え方・性質）から決めたものが、審査時に、区（行政）が支援するのに、こんな金額を設定するのは高すぎる、と評価を受け、内部の矛盾を感じ、これには混乱した。

- ④審査基準の詳細は分からないが、事業の実施に伴う受益者の規模や汎用性など必要。
- ⑤審査員の選定に配慮すべき。特に教育については、学校関係者として教員、保護者など現場の意見を反映して欲しい。
- ⑥特定の会社のソフト（WORDなど）を持っていないと回答がうまくできない場合があるので困る。アンケートもオープンソースのソフトで無理やり読んで編集しているので、正しく回答できていないかもしれない。

問 12 協働事業提案制度の事業費の考え方について

協働事業提案制度は、新宿区の負担額を年額上限 500 万円とし、最長 2 年間で限度に業務委託により、支出することとしています。総事業費と団体負担の考え方、積算基準の考え方については適切であるとお考えですか。また、改善すべき点があればお書きください。

- | | |
|-----------------|-------|
| 1. 概ね適切である。 | 18 団体 |
| 2. 改善すべきところがある。 | 7 団体 |
| (改善が必要な点) | |

- ※ 団体の負担軽減（人件費・交通費等経費面、増額）①、②、③
- ※ 課題により柔軟な対応を。④
- ※ 2 年目の増額要望 ⑤
- ※ 2 年後の出口対策 ⑥

- ①団体の負担が軽減できないか。
- ②事業実施のための経費は組めるが、事業のPRとか、交渉等の人件費・交通費はNPO団体の負担である。ある枠内で認めてほしい。
- ③新宿区の負担が少なすぎる。500万円では、とてもちゃんとした事が出来ない。
- ④課題によって柔軟に対応すべきである。
- ⑤負担額の上限が500万円とされているが、2年目に継続した場合、事業の利用者が増え、スタッフの増員等の必要性も出てくることから、限度額の見直しも検討して頂きたい。
- ⑥2年後に業務委託という形がよいものとそうでないものがある様に思う。

問 13 協働事業提案制度の事業期間の考え方について

協働事業提案制度は、実施年度（最長 2 年間）終了後は、区の経常事業等で、引き続き、事業を実施している状況等もみられます。

問 13-1 事業目的に照らして、現行の事業期間が適切であると考えますか。

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| 1. 適切である | 13 団体 |
| 2. 適切でない | 11 団体 |
| (望ましいと考える期間 | 3 年を限度 6 人・5 年を限度 0 人・その他 2 人) |
| 無回答 | 1 団体 |

- ※ 事業成果が2年で出せなかった場合の改善 ①
- ※ 評価の基準、時期 ①、②
- ※ 事業開始と区からの入金タイムラグの発生 ③
- ※ 期間が短い。課題により柔軟な対応を。④、⑤

①期限は2年でも良いが、事業の成果を2年では出せなかったり、事業評価が適切でない基準でなされる点を改善して欲しい。

②事業は動き始められるのが、5月下旬であるのに、評価を直ぐ出さねばならず、現実的ではない。

③事業が評価される事を考えると、4月から事業を始めなければならず、NPOが経費を負担せねばならず、経済的にも大変である。

④課題によって対応柔軟に対応すべきである。

⑤2年は短すぎる。

問 13-2 その他協働事業の事業期間、事業終了時の課題として感じていること・改善すべき点があればお書きください。(自由記述)

- ※ 協働事業提案はひとつのきっかけであり、今の仕組みの改善が必要 ①
- ※ 1年目は手探りなので、2、3年後に完成度をあげたい。区民への浸透のために3年に延長して欲しい。 ②、⑦、⑧
- ※ 出口対策、継続に関しての条件は事前にルール作りが必要、事業実施後の効果検証、事業実施後の委託 ③、④、⑩、⑪
- ※ 事業終了時の報告会の有効活用 ⑤
- ※ 課題が明確化しづらいテーマ（人材育成や地域への活動の拡大等）は短期間での成果が出づらい。⑥
- ※ 良い物を選び継続して欲しい。⑨

①協働事業提案とはひとつのきっかけであって1年や2年でちょっとかじってやめてしまうという類のものではない。今の仕組みではそこがうまくいきづらいという欠点がある。

②1年目は手探りがあり期待どおりにできない。2年目、3年目で改善を行い完成度を上げたい。

③事業終了後、事業の継続について担当課と実施NPOとで話し合う。

④継続に関しての条件、事業実施主体なので事前にルール作りが必要

⑤事業終了時の報告会がもっと有効に活用できないだろうか。そのあと実施団体間あるいは次年度提案する団体が参加したり、質問できる場にする等。(私どもの時は、自分の団体の発表が終わると、帰ってしまうところが多かった。)

- ⑥NPO側にとっても課題が明確化されるところは、今後の活動の参考になる。しかし、人材育成や地域への活動の拡大などは短期間での成果を期待されるとつらい。
- ⑦当初は2年間で適切と考えていたが、内容の充実等を考慮すると3年目に改善点を盛り込んだ事業とすることも更に良い結果を生み出すことになる。
- ⑧事業サービス内容が広く区民へ浸透するには時間がかかると感じた。事業期間を3年に延長して欲しい。
- ⑨審査で通ったからと言え、実施してみなければ見えないことは多くあり、区としても負担する説得性が必要だと思う。期間はそのまま良く、協働（支援的）考え方も良いと思う。その上で良い物を選び継続して欲しい。
- ⑩単年度的に完結する事業は別として、比較的長期にわたっての運営や継続的な取り組みが必要な事業については、ある程度、区としての方向性も合わせて協議していくことが必要ではないかと思う。事業実施後の効果検証について、専門家を交え、それぞれの団体および行政にコンサルテーションをしていただくことがあれば、さらに効果を増す事業を次に展開できるのではないかな。
- ⑪協働事業から委託になってもそのまま内容、予算等大きく変わらず継続することができたので、自分の団体は良かったが、そうでない場合は厳しい。

問 14 平成25年度以降の協働事業提案制度への提案について

問 14-1 貴団体は、今後、協働事業提案制度で事業提案を行う意向はありますか。

- | | |
|-----------------|------|
| 1. 事業提案を行う意向はある | 9 団体 |
| 2. 見直し内容をみて検討する | 6 団体 |
| 3. 意向はない | 9 団体 |
| 無回答 | 1 団体 |

問 14-2 前問で「1. 事業提案を行う意向はある」及び「2. 見直し内容をみて検討する」と回答した団体に伺います。

貴団体が、協働事業提案制度で事業提案を行う場合、提案内容について、新宿区全域や特定の年齢層全体を対象として事業を展開できる可能性がありますか。

- | | |
|--|------|
| 1. 新宿区全域や特定の年齢層全体を対象とした事業提案が可能である | 8 団体 |
| 2. 新宿区の一部の地域や一部の対象者から実施し、徐々に拡大を図るかたちでの事業提案は可能である | 6 団体 |
| 3. 特定の地域や対象者を対象とした活動での事業提案は可能である | 1 団体 |
| 4. その他（具体的に | ） |
| 5. 可能性なし | |

問 15 その他NPO団体からの事業提案が増え、この事業の実効性をより高めていくために検討・改善すべき事項があればお書きください。（自由記述）

※ 事業提案している団体同士の交流 ①

※ 行政からの提示、投げかけが欲しい。その解決方法を持っているNPO団体等に応募してもらう。 ②、⑨

※ 提案できるNPOは区内に限る。③

- ※ 行政側の協働事業の理解促進 ④
- ※ 上限額が低い。(1,000 万円以上を希望) ⑤
- ※ 提案準備に対する適切な援助を。⑥
- ※ 地域課題について、行政とNPOと議論する場の設定 ⑦
- ※ 全国レベルでの支援対象の関心度を尊重し、区行政も認識を高めてほしい ⑧
- ※ 行政とNPO協議会の役割に期待。課題を共有する場が必要。(現状では、発想や事業は優れていても提案力に欠けている団体はチャンスが巡ってこない。NPO団体同士が協働して取り組む内容も地域には必須であり、コンソーシアムの提案も広く受けたり、団体同士の出会いの場が必要。⑨
- ※ 事業に偏りがある。⑩
- ※ 内閣府認証のNPO法人は、新宿区に限定して活動することが難しい。簡単なアイデアだけでも各NPOから出してもらい、ヒアリングしながら事業を区で検討していく方法が事業の実効性を高める。⑪
- ※ パートナーとなる担当課との連携のため、日頃からの関係性づくりが大切。⑫
- ※ 選定されなかった企画でも良い物があるので、形を変えて協働して欲しい。⑬

①事業提案をしている団体が相互に報告し合い学び合ったり意見交換できるとより良い。(これは評価と別にして行う。)

②やるべきことはいくらでもある。それをどうくみ取っていくかが課題。今はNPO側が提案しているが、行政からの投げかけもあっていいのでは。

③地域課題を解決し、且つ区内のNPO育成を考えると、提案できるNPOは区内に限る。

④行政内部で協働事業の理解を促進する。

⑤500 万円の上限が低すぎる。せめて 1,000 万円以上が良いと思う。

⑥提案準備(企画、書類等の作成)に対する適切な援助はできないだろうか。

⑦地域課題について、行政とNPOと議論する場の設定

⑧当然そうされているとは思いますが、全国レベルでの支援対象の関心度等はある程度尊重した上で、区行政も認識を高めて欲しい。

⑨区としての課題を提示して、その解決方法を持っているNPO団体などに応募してもらう、ということも考えられるのではないかと。NPO協議会などで、今後NPO団体のヒアリング調査などを行い、意義のある活動をしているところがあれば、事前に指導やコンサルをしながら提案につなげられるようなアプローチが必要ではないかと。現状では、発想や事業は優れていても提案力などに欠けている団体には、そのチャンスがなかなか巡ってこないことになりかねない。NPO団体同士が協働して取り組む内容も地域には必須である。例えば（高齢者+子育て）など、こうしたコンソーシアムの提案も広く受けてはいかうか。あるいはそうした候補のいる地域があれば、率先して団体同士が出会い、課題を共有するような場が必要だと思います。単なる出会いではなく、意図したお見合いである。行政とNPO協議会の役割に期待する。

⑩24年度事業について高齢者などに偏在しているようで残念である。次の取り組みは中等高等学校で実施出来るプランに変更する予定である。

⑪現在の制度で全く問題ないと思うが、我々のように内閣府認証のNPO法人の場合は、新宿区に限定して活動を行うことが難しく、それが評価が低い原因かもしれない。佐渡市と新宿区が協定を結び、佐渡にボランティア活動に向かう人たちに旅費の補助やボランティアバスを区で出すという事業は考えられると思うが、それをあの申請書で仕上げるのはとても難しい。簡単なアイデアだけでも各NPOから出してもらい、ヒアリングしながら事業を区のほうで検討していく方法が、この事業の実効性を高めると思う。

⑫パートナーとなる担当課との連携が必須の事業であるため、日頃からの関係性づくり、団体に対する信頼の構築、実績への評価を行って頂く事で、そり多くの団体からの提案が増えていくと思われる。また、日頃関係性のある団体へ協働事業の発展のアプローチを持ちかけるのも、一つの手段であると考えます。

⑬実際に選ばなかった企画でも良いものがあると思う。そういったものは形を変えて協働してほしいと思う。

以下の設問は、協働提案事業を区と実施したことのある団体に伺います。（→16 団体）事業提案後、区と事業の実施を行っていない団体は、P7 の【協働全般に関する自由意見欄】にお進みください。

問 16 事業実施にあたっての課題等について

問 16-1 事業実施に至るまでの間で、行政の担当部局と、区民ニーズや課題の捉え方、成果目標や役割分担は十分に共有することができましたか？

- | | |
|---------------------------------------|------|
| 1. 平成 22 年度以前の実施であったが十分に共有できた。 | 9 団体 |
| 2. 平成 23 年度から導入した「事前確認書」により、十分に共有できた。 | 5 団体 |
| 3. 十分に共有できなかった | 1 団体 |
| （改善が必要な点 | |
| 担当部局の協力が不十分だった。 | |

無回答

1 団体

問 16-2 事業の進捗状況や実施段階での課題の共有化、成果目標の達成度合いの相互理解を図ることを目的として実施している中間評価（9 月頃実施）は有効に機能していると思いますか。

- | | |
|-----------------------|------|
| 1. 有効に機能している | 9 団体 |
| 2. 有効ではない
(改善が必要な点 | 3 団体 |

)

※ 中間評価の時期が早い。日が浅く、事業者と評価者との議論がかみ合わない。

①②③

①9月はやい。せめて10月か11月に。

②9月の時点でまだ事業が本格化していなかった。

③中間評価時点では、事業開始後、日が浅く、成果の顕在化前の段階であり、評価の下しようがないため、事業者と評価者との議論がかみ合わず、不毛に終わることが多い。

無回答

2 団体

問 16-3 その他協働提案事業実施段階での改善すべき点があればお書きください。(自由記述)

- ※ 報告書や決算書の形式の統一と早目の周知。①
- ※ 長期間の取り組みが必要な事業に対する出口対策の共有。②
- ※ 全関係機関への周知徹底。③
- ※ 担当者が現場に足を頻繁に運ぶ。④

①年度末に各部署へ報告する報告書や決算書の形式を統一のものとして欲しい。年度途中にその形式を知らせて欲しい。

②比較的長期間の取り組みが必要な事業については、協働事業終了後の考え方を共有しておくことが必要ではないか。

③協働事業として実施するにあたり、全関係機関への周知を徹底して頂き、区民からの問合せにこたえられるようにできるとよい。(現状は、事業が始まって1年が経過しても、事業の周知が届いていない部署もあり、区民からの問合せがあった際にも説明できないということがある。)

④担当者がどのくらい熱意をもって協働してくれるかで変わらと思う。現場にどのくらい足を運んで頂けるかが鍵ではないか。

◇Ⅲ. 協働事業提案制度に事業提案を行ったことのない団体にお伺いします。

→ 3 7 団体

問 17 新宿区協働事業提案制度の利用等について

問 17-1 新宿区協働事業提案制度の利用の意向について伺います。貴団体は、今後、協働事業提案制度で事業提案を行う意向はありますか。

- | | |
|------------------------------|--------|
| 1. 事業提案を行う意向はある | 1 4 団体 |
| 2. 見直し内容をみて検討する | 1 5 団体 |
| 3. 意向はない (⇒問 17-3 にお進みください。) | 6 団体 |
| 無回答 | 2 団体 |

問 17-2 前問で「1. 事業提案を行う意向はある」及び「2. 見直し内容をみて検討する」と回答した団体に伺います。

貴団体が、協働事業提案制度で事業提案を行う場合、提案内容について、新宿区全域や特定の年齢層全体を対象として事業を展開できる可能性がありますか。

1. 新宿区全域や特定の年齢層全体を対象とした事業提案が可能である 14 団体
2. 新宿区の一部の地域や一部の対象者から実施し、徐々に拡大を図るかたちでの事業提案は可能である 8 団体
3. 特定の地域や対象者を対象とした活動での事業提案は可能である 5 団体
4. その他 2 団体
(具体的に)
 - ①区民に直接的なサービスを提供しない事業が可能であれば。
 - ②国際協力（交流、施設見学など）が認める募集内容であれば検討する。
5. 可能性なし

問 17-3 前頁（問 17-1）で、「3. 意向はない」と回答された団体に、その理由をお伺いします。それはなぜですか。（該当するものすべてに○）

1. 目的に記載の事業の実施予定がない
2. 制度の条件が合わない
3. 他に有利な制度がある
4. 区負担額 500 万円が適切でない
5. 事業の実施期間（最長 2 年）が短い
6. 協働事業をする余力がない 2 団体
7. 手続きや審査が煩雑である 2 団体
8. 制度に課題がある 2 団体
(課題と感じている点)
 - ①審査基準の基準値が曖昧
 - ②選定方法に課題。例えばプレゼンテーション審査等
9. その他 3 団体
(具体的に)

区民を対象という地域限定活動ではないため、本制度の利用は不適ではないかと思っている。

問 18 NPO 団体等からの事業提案が増え、この事業がより区民のために活用されていくために、ご意見・ご要望等がありましたら書きください。（自由記述）

- ※ 協働の分野の緩和（区民に直接的なサービスにならない分野である政策提言、国際協力、人権・平和の取り組み等）⑪⑩⑩
- ※ 新宿区の抱えている課題やテーマを広範囲に具体的に示す。③
- ※ 行政機関内の部署同士が区民の為に当然の責務として連携することが重要④
- ※ マンパワーと資金が整った時に提案する。⑥
- ※ 新宿区にとって高齢者対策と外国人対策は第一の課題 ⑧
- ※ 行政がバックアップすることで、多くの方に活動を広められる。⑫
- ※ 当初と比較し、区民や NPO 団体の意識の中に浸透してきている制度であり、今後、事業提案の検討を進めていきたい。⑭

※ 今迄のエントリーの中から新たな視点を加えて協働を促進するものの発掘①⑦

※ NPO団体等に広く認知されていないので、認知度の向上を。①⑧

- ①アドボカシーや政策作りに関わる事業を主に行っているため、区民に対する直接的なサービス提供になりにくい。このような分野が含まれる協働であることを望む。
- ②行政においては、個人的な事に対しては助成できないではなく、区民、社会にとって良い事業であれば個人的に負担のかけない制度を確立させ、ボランティアに動きやすい環境を構築してほしい。
- ③NPOは極めて具体的な活動目的を持っている。それに共感したものが職員となり、ボランティアとなって、その領域の活動を広げ掘り下げることにより専門性を獲得していく。自分たちの持つノウハウや経験が社会の役に立ちそれに伴う資金的リスクを新宿区が引き受けるというなら、基本的にはどこのNPOでも協力を惜しまないはずである。だから、新宿区の抱えている課題やテーマをできるだけ広範囲に具体的に示せるかどうか、そしてその対応方法はできるだけNPOにまかせるような努力が必要。
- ④協働事業提案制度は終了後も、区の経常事業等で、引き続き、事業が展開できる望みがある。
我々の活動の効果はすぐ数字で表れるものではないが、暴力防止の方法としてはとても有効だと考えている。子どもへの暴力防止が、子どもたちの安心感につながり、将来的には暴力を生まない土壌を形成し、それが地域の安全にもつながる。場合によっては子どもを通して様々な問題が露見、浮上することもあり、守秘義務の範囲内で、教育委員会、子ども福祉関係などと連携していく必要があるが、そのような問題が浮上した場合、行政特有のたらい回しでなく、その連携にも力添えをいただけたら心強く、また安心して利用できる。行政とNPO、NPO間、企業とNPOの協働も大切だが、一番大切なのは行政機関内の部署同士が区民のために当然の責務として連携することだと認識する。そこがうまく機能しないことから、3日に一人の割合で命を落としている子どもがいるのが日本の現状である。きっと新宿区は大丈夫だと信じているが。
- ⑤当提案制度発足以前より新宿区と協働事業を行っている。
- ⑥まだ立ち上がって3年ほどで、少しずつ活動を広げていく考えである。マンパワーと資金が整った時にご提案させて頂きたいと考えている。
- ⑦私たち法人は「傾聴」の普及活動を行っている。新宿区は傾聴についての関心が他の区と比べて少し低いように感じる。傾聴に関して新宿区の取り組みをお聞かせ願いたい。
- ⑧新宿区にとって高齢者対策と外国人対策は第一の課題と考える。この為、高齢者と外国人（留学生を含む）の交流会をもっと積極的に取り扱ってはどうかと考える。
- ⑨具体的に参加していなかったなので、はっきりしたものはわからない。私たちは、高齢者の孤独死を防ぐための（特に認知症になった方）10年20年の期間を考えてサポートしてゆく活動を考えていて、すでに世田谷区では始めている。

- ⑩私たちは、「住まいは人権」をスローガンに活動している団体なので、タテわり行政と言われているが「住宅問題」を横断的に取りあつかう窓口を設置してほしい。具体的には、住まいのない人、現在、住宅に困っている人、マンション、戸建て、公的住宅、民間住宅など、総合的な相談のできる部署の設置を提案する。
- ⑪当会としては「区民の直接的利益」という視点からの募集では認めにくい。表現をあいまいにして国際交流、協力も認めるようお願いしたい。
- ⑫超高齢化社会に突入している現代社会において、高齢者の方の不安や心配を取り除き生きがいや助け合いを進めていきたい。その為に「行政」という確固たる信頼のおける所がバックアップを行ってもらうことでより多くの方に活動を広められる。
- ⑬今年度事業提案をさせていただきたいと考えていたので、是非今後も継続して欲しい。
- ⑭基本的に協働事業は、より区民の立場に立った取り組みが実施されやすく、大変評価できる。また、事業提案が出された当初と比較し、区民やNPO等の意識の中に浸透してきている制度である。当法人でも今後、事業提案の検討を進めていきたい。
- ⑮計画したものを区民に対してどのような方法で知らせるのか自分のところのHPでは効果的な方法にならず困っている。連絡方法で良い案があれば知りたい。
- ⑯自分達の団体は人権・平和の取り組みが主目的で新宿区だけに提案を絞るというより、区も含めた全都、全国への提案となる。多民族の集住する新宿区の現在的な課題にはあてはまっているので、新宿区から発信することで東京都、23区への先進的な取り組みになるように思う。
- ⑰区民自身が「こんなことが出来たら」「こんなことが必要」という思いを持たない限り制度は活用されない。今までエントリーされたものの中で新たな視点を加えて協働を促進するような事業になっていくものはないものだろうか。
- ⑱協働事業提案制度と助成申請制度の違いについて、今回初めて知ったことを考えると、NPO等に広く認知されていない現状に1つの課題を感じた。区民の為に活用していく際にもこのような事業があるということの認知度の向上が活用者の興味や関心にもつながり、ひいては全体として意義が高まると考える。

【協働全般に関する自由意見欄】 その他区の進めるNPO団体等との協働の取り組み全般に関してご意見・ご要望等がありましたらお書きください。

- ※ 事業内容によっては長く継続し、最終的には事業として制度化されれば良い。①
- ※ 協働事業は、今後の社会課題解決を意図する事業においては、当たり前の方式。しかし過度な定義づけをすると良さが殺される。しばらくの間は過渡期と考え色々トライした方がよい。②
- ※ 出口対策の基準が不明確。(2年後に引き続いて委託で実施しているケースと打ち切りになっているケースあり。)事業終了後、NPOが継続的に事業を推進していくことを前提とした支援体制が必要。④、⑩
- ※ 2年後、区の事業になってもNPOが支えている実態は理解に苦しむ。⑤

- ※ 区の事業になるとNPOの努力や成果を区が横取りしNPOの体力を損ねる。⑥
- ※ 区とNPOの協働事業は、行政が手の届かないところや、マンパワーの足りないところを補うだけでなく、民間の発想を活用するという意味でも優れている。縦割りの弊害もNPOを活用することにより、隙間を埋める効果が期待できる。今後の事業の発展のために生かしてほしい。⑦
- ※ 協働の事業を通して、行政とNPO側の理解が深まったことがとても大きく、NPO側の活動により幅ができ、一層の公共性を目指すことができるようになった。今後も、協働事業提案が充実し、地域に密着したNPOが活動しやすい新宿区になっていくことを望む。⑧
- ※ 区からの事業提案をする際、もっと実際を考えて提案すべきであり、提案事案について採用が無い場合、提案団体に納得のいく不採用理由を教えるべき。⑨
- ※ 評価委員の方とは、中間評価の時にしか直接会えないので、実際の事業が行われているところをできるだけ見て欲しい。⑪
- ※ 従来事業の忙しさで動けないが、将来的に制度に挑戦したい。⑫
- ※ もっとNPOと協働事業に係わる交流の機会が欲しい。⑬
- ※ 行政とNPOでは、期間や問題意識・運営など考え方に大きな差がある。目指すところの一つに、NPO団体の育成があると思うが、厳しく感じた。人件費もあまりとれず、収益が低い事業をたった2年で自立を目指すのは難しい。一過性のサービスでは、地域に根づく活動にはならない。様々な立場の人と、もっとオープンな関係を築けたらと願う。⑮
- ※ 早い時期から課題に対する認識や情報の共有化を行い役割分担を明確にしておくとともに、関係者間の信頼関係を築き、常に原点に戻って、課題は何か、そのために何をなすべきか、を問い直すことが必要。区の事業担当者が現場に足を運ぶことにより、さらに情報の共有化や問題点の早期解決が図られ、その事業が上手くいくことにつながるのではないかと。⑰
- ※ 「新しい公共」のあり方も踏まえて、先進的且つ柔軟な制度にして欲しい。限られた資源を有効活用する為にも、企業の参入や経済活動の一環として成り立つ事業提案は、協働事業として取り上げないなど、線引きに工夫をして欲しい。⑱
- ※ 市民活動を育てるということは、なかなか一足飛びに実現できない。⑲
- ※ よりオープンな体制で且つ今後継続して対策を推進する事業の実現を希望⑳
- ※ 自殺者の増加に対して、新宿区という情報発信のリーダーの区から、メンタルケア等、新しい自己ケア方法の促進、場所の提供等の事業の推進と波及を希望㉑
- ※ 見直しによる見送りは残念。制度の益々の発展に期待。㉓、㉔
- ※ 評価委員の方々が、事業内容をしっかり把握していたか疑問。評価のための評価ではなく、事業内容をしっかり把握した上での評価となるよう、改善すべき。㉕
- ※ 当該事業の行政担当部署が「協働」のパートナーを認定できる仕組みの構築。㉖

- ①事業期間に関して最長２年間ではあるが、事業内容によってはもっと長く継続して欲しい。一つの団体に対して良い事業であれば継続させ最終的には区などの事業とし制度化されれば良いと思う。
- ②協働事業という形は今後の社会課題解決を意図する事業においては当たり前の方式と考えている。しかし、協働というものにあまりに過度でタイトな定義づけをしようとする、その良さが殺されてしまう。起業と同じく協働事業のビジネスモデルはまだ未成熟なものであり、しばらくの間は過渡期と考えて色々トライしていく方がよい。失敗も実証モデルのひとつと考えていずれば大きな事業形態のひとつに育てていければと思う。
- ③いつも「新宿NPOネットワーク協議会」では大変お世話になっており、常にきめ細かな配慮と対応に大変感謝している。今後ともよろしく願いたい。
- ④前提として２年となっているが、２年後も同じ団体が事業を引きついで実施しているケースと２年で打ち切りになっているケースもあり、基準が分からない。
- ⑤２年後区の事業になりながら、事業の実施が協働事業でのNPOが支えている実態をどう理解すれば良いか。
- ⑥区の事業になる点はNPOの努力や成果を区が横取りしてしまい、NPOの体力を損なう結果になる。
- ⑦区とNPOの協働事業は、行政が直接手の届かないところや、マンパワーの足りないところを補うだけでなく、民間の発想を活用するという意味でも優れている。役所ではどうしても縦割りの弊害に陥りがちだが、そこをNPOを活用することにより、その隙間を埋める効果が期待できる。例えば当会が担当した「働く人のメンタルヘルス事業」でも、区では区報でのPRを区民に届けたが、当会では区内中小企業へのPR等を提案実施した。この事業も参加者からの評価は高いが、周知については、より効果を上げたかった。初めての経験で反省点もあるので、そうしたことも今後の事業の発展のために生かしてほしいと考える。
- ⑧協働の事業を通して、行政とNPO側の理解が深まったことがとても大きい。関係ができたことで、協働事業以外のことでも相談することができ、NPO側の活動により幅ができ、一層の公共性を目指すことができるようになった。今後も、ますます協働事業提案が充実し、地域に密着したNPOが活動しやすい新宿区になっていくことを望む。
- ⑨以前、間伐材の有効利用について提案したが、その年の採用団体の中に間伐材についての採用がなかった。区が提案した事案について採用が無い場合、提案団体にもっと納得のいく不採用理由を教えるべきだと思う。区からの事業提案する際もっと実際を考えて提案すべきと思う。500万円で不可能な事案の場合提案すべきでないと思う。
- ⑩協働事業が終了した後、NPOが継続的に事業を推進していくことを前提とした支援体制が必要でないか。２年間の「打上花火」にならないよう区もNPOもスタート時に考えなければならない。
- ⑪担当課との連携は互いにコミュニケーションを取り進めることができたと思うが、評価委員の方とは、中間評価の時にしか直接お会いできない。評価委員の方は、事業の内容を報告書の形でしかご存じないので実際の事業が行われているところをできるだけ見て頂き中間評価会、年度末評価を行ってほしい。
- ⑫「協働事業提案制度」の内容はよく理解していないが、500万円を上限としていただけるなど、大変有難い制度かと思われる。当法人では、今年度中は従来事業の忙しさに動けないこともあるが、将来的には是非挑戦していきたいと考えている。

⑬もっとNPOと協働事業に係わる何らかの交流の機会があればよいと思う。

⑭私たちは、自分達の活動を推進することで手一杯だったので、新宿区内という発想は少なかった。これから区内の活動にも積極的参加したいと考えている。社会活動なので活動が広がれば広がる程専任スタッフの仕事が多くなり、発展とスタッフの仕事量、資金、生活のバランスを取ることで悩みながらNPO活動を12年やってきている。継続することを考えると、協働の不安があったが、現在考えている高齢者・認知症の孤独死に対するサポートは長期間、他団体行政との協働がないとできないので、積極的に取り組んでいく。

⑮協働事業にはエントリーしていないが、一度助成いただいたことがある。場違いな意見だが、あくまでも個人の見解として記す。（他の理事の意見ではない。）私たちは小さい団体ながら地域の課題に取り組みたいと立ち上げているが、行政にしる他団体にしろ、少しガードが固いように思う。協働事業制度や助成事業制度の目指すところの一つに、NPO団体の育成があると思うが、厳しく感じた。それにもまして、行政側がどれだけ問題意識を持っているのか、疑問だった。私たちは地域の問題（課題）に視線がいきがちで、ささやかな専門知識でも貢献したいと思っているが、受けてくださる行政側は「NPO団体の運営規模」ばかりに目がいくようである。どこのアンケートでも、内容ではなく、規模を問うものが最初にきており、内容に関するものや不足を問うものはあまり見ない。また個人で活動を始めた方と話す機会があるが、「やはり保健所など関連すると思われる部署に行っても、きちんと話を聞いてくれない」と話してくれた。私たちも当初、企画を立てるため区や保健所へ相談に行きましたが、たらいまわし的な扱いを受けたし、問題意識がないのだと気付いた。一サラリーマン、一OLさんと話していた気分である。（他の区では、問題意識も高く内容についてもディスカッションできたが）行政側の立場としては、寄付や区民の税金を使うのだからしかたないのかもしれない。助成金額に関しても、NPO活動は収益性の低い活動が多いと思う。人件費もあまりとれず、収益が低い事業をたった2年（数年で）で自立を目指すのはとても難しいものである。一般の会社でも「立ち上げて5年は大変、食えない」といわれている。一過性のサービス（講演会・イベントなど）では、地域に根付く活動にはならないかと。期間や問題意識・運営など、行政とNPOでは考え方に大きな差があると感じている。他団体との協働も、難しい。当団体は新宿区民はいないので、よそ者扱いされやすいと感じた。（会場を借りるのにも）地域性や管轄とかカテゴリーで考えず、さまざまな立場の人ともっとオープンな関係を築けたらと願っている。

⑯収益基盤の確立の為、助成金の確保をしていただきたい。（予算として）

⑰事業の性格によっても異なるかもしれないが、その実施に当たっては、区と実施団体とが、早い時期から課題に対する認識や情報の共有化を行う。お互いの役割分担を明確にしておくとともに、その事業の関係者間の信頼関係を築く。常に原点に戻って、課題は何か、そのために何をなすべきか、を問い直す。ということが必要だと思う。また、区の事業担当者が現場に足を運ぶことによって、さらに情報の共有化や問題点の早期解決が図られ、その事業が上手くいくことにつながるのではないかなと思う。

⑱協働事業制度を見直し継続される際には、「新しい公共」のあり方も踏まえて、先進的且つ柔軟な制度にして頂きたい。市民やNPOの知恵と経験、獨創性、柔軟性を最大限に活かせるような協働事業制度と選定プロセスが望まれる。社会的課題を改善・解決する為にも、ユニークで新しい社会貢献活動にも目を向け、将来の社会的ヴィジョンの形成に繋がるような事業提案を取り上げるようにして頂きたい。また、限られた資源を有効活用する為にも、企業の参入や経済活動の一環として成り立つ（商業ベースで成立する）事業提案は、協働事業として取り上げないなど、線引きに工夫をして頂きたい。

- ⑲市民活動を育てるということは、なかなか一足飛びに実現できないことである。気持ちはあるけれど力量が不足している場合、力量はあっても、固定概念が強く新たな発想がもちにくい場合、色々あると感じる。私達は全国各地で訪問型子育て支援を始めたい、行政との協働をすすめたいという方々のお手伝いをしている。新宿区は協働の面で進んでいると思っているが、制度がうまく活用されていないのは残念である。何か手伝いできることがあればよいのだが・・・。
- ⑳男女共同参画センターに団体登録しているが、そこでの活動に関して質問した際、活動企画や進行に関して大変「クローズ」な印象を受けた。もちろん運営意図や目的があることと思うが、今までの協働事業提案制度の中での事業の内容を見ると、地域や社会的課題の解決に向けた事業(DV対策や支援制度、メンタルケアなど)共通する部分をいくつか見出していたので、協働事業提案制度の中での事業計画では、より「オープン」な体制で且つ、今後継続して対策を推進する事業の実現を希望する。
- ㉑年々深刻化する心の病理に伴う自殺者の増加に対して、新宿区という、都庁も所在する情報発信のリーダーの区から、メンタルケア、ストレスマネジメントの新しい自己ケア方法の促進、場所の提供等の事業の推進と波及を個人的には強く希望している。
- ㉒現在、空き施設やテナントで行える室内野菜栽培システムを活用しての再生・差別化・活性化をご提案している。(1台＝ランニングコスト:295,000円/年 生産株:1,286株/月) また放射能・放射線の健康に対する被害(影響)とホルミシス療養施設との差異についての講演を行える。関係するイベント、及び、食育を説ける方や、地域に密着して活動をされて来られた団体様と協働したく、マッチングいただけたらと考えている。
- ㉓我々の提案は残念ながら不採用だったが、取組みは素晴らしいと思っていたので見直しによる見送りは残念。早期再開を希望する。協働事業について新提案をさせていただく予定で準備を進める。
- ㉔協働事業として実施ができることで、区民からの信頼が得られ、広報の充実、利用者の紹介と、連携を取らせて頂いている。行政のサービスの隙間を埋めることができるのが協働事業の魅力であると思うので、ぜひ、今後とも多くの事業を実施していけるよう、制度の益々の発展に期待する。
- ㉕不完全な中間評価が、そのまま最終評価に引用され、区のホームページに記載されたが、これは誠に遺憾であった。また、時間の関係もあつたかも知れないが、評価委員の方々が、事業内容をしっかり把握しておられたかどうか、その質問内容などから判断して、極めて疑問に思った。評価のための評価ではなく、事業内容をしっかり把握した上での評価となるよう、改善すべきと思う。
- ㉖当該事業の行政担当部署が「協働」のパートナーを認定できる仕組みの構築

◆ 協働事業提案制度に関するアンケート ◆

I. 区内のNPO団体・区登録NPO団体の活動実態等に関するご理解について伺います。

(※「NPO 団体」とは、特定非営利法人またはボランティア活動団体及び市民活動団体等の社会貢献活動を行う営利を目的としない団体を指します。)

問 1 新宿区内のNPO法人・新宿区登録NPO法人の活動実態等について

問 1-1 新宿区内には、700 団体を超えるNPO法人が存在し、また、新宿区登録NPO法人として、「主たる事務所が区内にあり、特定非営利活動を行う活動拠点を区内におき、区民を対象とした特定非営利活動事業を行う」法人が101団体（平成24年5月7日現在）あります。こうしたNPO法人の存在や活動をご存じですか。

- | | | | |
|----------------|------|-------------|------|
| 1. よく知っている | 3 人 | 3. よく知らない | 19 人 |
| 2. 一部について知っている | 69 人 | 4. まったく知らない | 0 人 |

問 1-2 新宿区登録NPO法人101団体の活動については、「新宿区NPO活動登録団体リスト」として区のホームページに掲載しているほか、区民活動支援サイト「キラミラネット」にも掲載されています。こうした「新宿区NPO活動登録団体リスト」や区民活動支援サイト「キラミラネット」を利用したことがありますか。

- | | | | | |
|--------------|------|-------|--------------|---|
| 1. 利用したことがある | 24 人 | (利用内容 | サイトの閲覧、情報収集等 |) |
| 2. 利用したことがない | 67 人 | | | |

問 2 現在又はこれまでの部署でのNPO団体との協働の取り組みの有無について

問 2-1 現在又はこれまで所属した部署で、事業執行にあたってNPO団体と協働の取り組みを行ったことがありますか。

- | | | | |
|-------------|------|-------------|------|
| 1. 行ったことがある | 46 人 | 2. 行ったことはない | 24 人 |
|-------------|------|-------------|------|

問 2-2 「協働の取り組みを行ったことがある」と回答された方に伺います。どのような方法で協働の取り組みを行いましたか。(該当するものすべてに○)

- | | |
|---------------------------|------|
| 1. 協働事業提案事業を実施した | 16 人 |
| 2. NPO団体に業務委託を行った | 25 人 |
| 3. NPO団体の活動を助成した | 13 人 |
| 4. NPO団体と事業を共催実施した | 18 人 |
| 5. NPO団体の事業を後援した | 20 人 |
| 6. NPO団体の活動に広報協力・会場確保を行った | 19 人 |
| 7. その他の協働の取り組みを行った | 4 人 |

(具体的に 区の事業に協力、講師依頼、地域福祉計画の作成、海外発展途上国の支援NPOへ放置自転車を送る)

問 2-3 「協働の取り組みを行った」中で、課題と感じたことがありましたか。課題と感じたことがあれば、その理由もお書きください。

- | | |
|------------------|------|
| 1. 課題と感じたことはなかった | 10 人 |
| 2. 課題と感じたことがあった | 34 人 |

(具体的に)

※事業の進め方や事業目的達成に向けてのズレを感じる。行政目的達成に向けて、企業と同水準を要求できない。①～⑦

- ① N P Oの活動は地域を限定していないため、対象を区民のみとする場合にN P Oの理念と合
わず事業執行が難しいものもある。
- ② N P O団体には、その組織の設立目標があり、それを実現させることが評価できることとな
る。区は事業の目的の実現の外に費用対効果や、その事業の対象とならない区民の視点等も
必要であり、視点・感覚が違い共通の認識を持つことが難しい。
- ③ 団体の趣旨と異なる所は理解されにくい。会計帳簿がしっかりしていない所もある。
- ④ 委託業務の成果をどこまで求めるのか。業者と同じレベルまでとするのかどうか。
- ⑤ N P O側が望む区の支援（特に財政面）への期待は非常に大きく、区側が考える支援とのギ
ャップがあると感じた。
- ⑥ 協働に対する意識の差異や、事業に対する視点の違い等について互いの相違点を認め合えな
いケースがあること。
- ⑦ 団体が区と共催したことを他自治体等へのP Rの材料として使ったこと。

※事業目的達成に向けてフォローが必要である。安定性に欠ける。⑧～⑮

- ⑧ N P O団体の力量不足により、事業目的を達成するためにかなりのフォローが必要となっ
ている。
- ⑨ 窓口業務をN P Oへ委託したが、職員の入れ替わりが頻繁にあり、提供するサービスの質に
不安を感じた。
- ⑩ 区に頼らなければ事業がなかなか進んでいかない団体と、そうでない団体との間に格差があ
ると思える。
- ⑪ アピールを裏付ける能力の不足を感じたり、責任感の欠如を印象づけられることがある。
- ⑫ N P Oの力量の把握が難しい。
- ⑬ N P Oは概ね小規模かつ緩やかな組織であるため、構成員の変動が組織の変容に繋がりがね
ない危惧を案じた。
- ⑭ N P O法人の事業目的と区の事業目的とが、一致しないため調整が困難なポイントがある。
N P O法人の運営体制が脆弱かつ未発達な部分があり、事業実績、予算執行状況の把握が困
難なことが多く、区として別団体である法人運営そのものについてどこまで透明性を求める
べきなのか。（つまりは、怪しいところもあるのに追及できない・・・とか）。N P Oの在り
方自体にも疑問点がある。どこまで利益とするのか、運営者の生活権と区の公益性との整合
性を取るのが困難。）
- ⑮ 理念や志は高いが助成請求など事務処理体制が不十分。また、同じ分野のN P Oであっても、
運営理念がそれぞれ違うために相互の連携がスムーズにいかない。

※役割分担が不明確になりがち。⑯

- ⑯ 役割分担が不明確。事前・事後の団体とのコミュニケーション。会場で実施するアンケート
にかかる個人情報の管理区分の明確化。区に依存しすぎている。

※負担感が大きい。⑰～⑳

- ⑰ 審査前から実際の予算化まで事務量が多い。
- ⑱ 協働事業提案を受けると担当課には相当な負担がある。（書類の多さ、評価、審査会等）
- ⑲ 区職員の負担。N P Oの自助努力が望まれる部分も多い。
- ⑳ 相当量の事前調整が必要。
- ㉑ 法人とはいえ個人の意向が強く反映され、公平性を重んじる役所としては、時として受け入
れがたい場面もあった。また、発言に一貫性のない団体もあった。

※（協働提案）事業終了後の継続性に課題あり。㉒・㉓

- ㉒ 事業終了後の継続性が不確定であるため、事業によっては2年で終了しない。
- ㉓ 継続的に事業を実施していく体制づくり。

※契約締結・その他㉔～㉖

- ㉔ 業務委託の随意契約をする際、業者指定理由がなかなか契約担当と折り合わなかった。民間
と同じ土俵で業者として評価するのは難しい面がある。

㊸行政が手を出せば出すほど、NPOの体力を奪ってしまう危険性を感じた。依存するようになってしまう恐れがある。

㊹活動報告がHPのみと少ない。贈与後の自転車などのように処理されたか不明瞭。

Ⅱ. 協働事業提案制度について伺います。

平成18年度から実施している新宿区協働事業提案制度は、「NPO等の専門性や柔軟性等を生かした事業の提案を募集し、NPO等と区が『協働の基本原則』に基づいて事業に取り組むことで、地域課題の効果的・効率的な解決を図ること、また、適切かつ確実に事業を行える自立性と実行力のあるNPO等の育成を促進する」ことを目的とした制度であり、事業の採択や実施にあたっては、次の事項を満たすことを要件として、最大2年間の期間を定め、実施しています。

- (1) 公益的・社会貢献的事业で、地域課題や社会的課題の解決に向けた新たな視点を取り込まれている事業
- (2) 区民満足度が高まり、具体的な効果又は成果が期待できる事業
- (3) 多くの区民やNPO等への波及効果が期待でき、事業の継続や拡大が見込まれる事業
- (4) 事業を通じて区民の地域活動への参加意欲を掘り起こすことができる事業
- (5) 協働事業を提案するNPO等が実施することが可能である事業
- (6) NPO等と区が協働することによって相乗効果が生じる事業
- (7) 明確かつ妥当な協働の役割分担で実施できる事業
- (8) 予算の見積もり等が適正である事業
- (9) NPO等の活動基盤強化や組織人材の成長につながる事業

問3 新宿区協働事業提案制度の目的・要件について

問3-1 上記の新宿区協働事業提案制度の目的・要件についてご存じでしたか。

1. 知っていた 32人 2. ある程度は知っていた 53人 3. 知らなかった 6人

問3-2 現在、活動しているNPO団体は様々な規模や活動実態があります。こうしたNPO団体の現状を踏まえた場合、現在の新宿区協働事業提案制度の目的・要件としている内容は適切な水準にあると考えますか。よろしければ、理由もご記入ください。

1. 現在の目的・要件の水準は維持すべき 46人

(①色々なNPO団体があるため、一定水準は必要。②NPOが乱立しているため、縛りが必要。税を投入する以上、厳格な基準で実施するべき。③単なる資金確保の提案を排除するためには、NPOの力量や事業の内容について厳しく審査することが必要。④区税を投入する以上は、安易に条件を緩和すべきではない。⑤税の使途として、このレベルは必要。⑥協働事業助成として継続する場合は今の水準を維持すべき。)

2. 緩和することも検討すべき 22人

(①全ての要件を濃淡なく満たすのではなく、濃淡を認める緩和は必要。「明確な役割分担」は難しい。②玉石混合のNPO団体の現状・実力を踏まえ、緩和することを検討すべき。③区事業として実施する提案制度の目的をきちんと整理し、その上で、要件を整理すべき。④期間を緩和することを検討すべき。⑤要件としての項目は維持すべきであるが、適用解釈において、弾力的に運用すべき。)

3. その他 23人

(具体的に)

※目的・採択要件・事業期間の整合性を図るべき。事業自体を構築し直すべき。実績評価を行うべき。①～⑨

①最大2年の期間と、(3)の事業の継続・拡大が見込まれるという要件とは整合性がとれていな

いのではないか。

- ②息の長い継続性をどう担保していくのか。
- ③期間が2年度に限定されていることは課題だと思う。
- ④(1)～(9)全てを満たす必要があるか、優先順位を設定できるか、選定項目の重軽による判定の必要性などを検討すべきではないか。
- ⑤緩和すべき点と厳しくする点、両面があると思う。
- ⑥事業自体の抜本的な見直しが必要である。
- ⑦根本から構築しなおすべきである。
- ⑧事業の成果や効果を分析するとともに、目的の達成度を検証することにより、抜本的な事業の見直しを検討した方がよい。
- ⑨実績を評価した結果はどのような状況なのでしょう。また、評価はどのように行っているのか（アンケート、統計的処理他）

※NPOの自立との関係からの事業見直し⑩～⑫

- ⑩NPO等ならではの、きめ細かな対応や軽快なフットワークが活用できる事業。2年後の自立が見込まれる事業としていくべきではないか。
- ⑪適切かつ確実に事業を行えるNPOの自立性を促進し、育成することにどう生かされていくものか見えにくい制度となっている。
- ⑫区が実施する事業である以上、上記水準は必要であるが、目的がNPO等の育成促進であるならば、上記水準は難しい。水準を満たしているなら、育成は必要なし。

※企業との関係、民間事業者の取り組みとの関係で制度を見直すべき。⑬・⑭

- ⑬企業では提供できない事業であることを要件とする等。
- ⑭すでに民間でやられている事業については、協働事業提案制度の中に入れなくてもいいのではないか。

※制度の廃止も視野に入れて検討すべき。⑮・⑯

- ⑮NPOもそろそろ自立すべき時ではないか。制度廃止も検討して良いのではないか。
- ⑯制度の必要性が低下している。

※その他⑰～⑳

- ⑰事業参加、利用人員を増やすための周知活動を区だけではなくNPOの自助努力をもっと求められないか。
- ⑱要綱上の要件は妥当と考えるが、適用についての基準を精査すべき。
- ⑲事例がないので判らない。
- ⑳適切かどうか分かりかねる。

問4 協働事業提案制度に対して区からの課題提起がなされないことについて

平成18年度の制度導入以来、協働事業提案制度はNPO団体からは98の提案がなされる一方、区からの課題提起は、平成18年度に2件、平成19年度・平成20年度・平成23年度に各1件ずつの計5件しかなされていない状況にあります。

また、こうした提案状況について、平成24年4月に開催した協働推進員会議（係長級職員で構成）では、「事業執行に対する法令の制約が多い。」「NPOとの協働に課の業務がなじまない。」「新たな事業の立ち上げにあたって、事業に必要な人員体制が担保されない中での課題提起は困難。」「2か年で終了する事業の出口対策が必要。」等の声も寄せられています。

区からの課題提起がない「制度上の要因」や「運営上の要因」等、考えられる点をお書きください。

問4-1 制度設計等、制度上の要因として考えられる点について

（自由記述）

※地域課題解決のために区は事業を実施するが、2か年で事業終了となる制度は課題。2か年の事業終了後の出口対策が講じられていない。一般財源の中からの財源確保が困難。①～⑱

- ① 2か年の事業終了後の出口対策が講じられていないこと。(区として提案内容に採択段階で同意することは、解決すべき地域課題がそこにあること・行政需要があることを認めることになる。一旦事業を開始したからには問題の解決が図られるまで、行政としては取り組まざるを得ない。NPOからの提案に対して消極的となり、区からの課題提案がなされないのは、協働そのものに消極的というよりは、この提案制度の制度設計そのものに課題があるからである。)
- ② 福祉系の事業は、2年経ったからといってニーズが無くなるはずがなく、一方でNPOが独自財源で事業を継続できるはずもない。3年目からは経常事業化しなくてはならないことが見えている中で、昨今の財政状況では新規予算は認められにくく、他の予算を削ってその事業へ回さなければならない。必然的に区(事業執行課)から提案をするとすれば、かなり優先性の高いものとなる。しかし、NPOの経営の脆弱性が事業継続への不安につながるとともに、その実力も未知数なために事業課が協働方式を採用することを躊躇するのではないか。
- ③ 2年後の出口がないことが大きな要因。500万もの費用で実施した事業を、そのためにNPOが人、物等資源を準備したことが継続できなくなり、結果として2年後以降経常事業化せざるを得なくなるため。
- ④ 最大2年間の期間を定めていることから、中長期的な事業には適用しにくい。
- ⑤ 2年続けた事業を、担当課の事業として、継続することが求められるが、予算縮小の折、事業拡大につながるから、初めから事業が起こせない。NPO法人事業とするには、事業採算が取れないような事業が、協働事業となる傾向があるため、ずっと支援する必要があるのに、2か年で終了させてよいのか。
- ⑥ 本来行政としての必要性があり、事業は実施するものである。2年経過後に区としての委託事業になるものが多く、それであれば、当初より、委託する方を選択する。
- ⑦ 計画事業であれば、実行計画期間の途中2年間で終了することを考えると、そこで事業終了とするのは難しい選択となる。
- ⑧ 2年間の期間で終了後の方向性が見えてこないためではないか。
- ⑨ 2年間の事業終了後の対応がどうなるかが不明のため
- ⑩ 事業の継続性への道筋が見えにくい
- ⑪ 2か年は短い。
- ⑫ 2か年で終了する事業の出口対策
- ⑬ NPOの安定性や事業の出口対策
- ⑭ 人員体制、出口対策ともに課題と考える。
- ⑮ 2年経過後の見込みが不明確なこと
- ⑯ 事業期間終了後の経常事業化したいときの財源確保が難しく、新たに手をあげにくい面がある。
- ⑰ 2年経った後は、結局、一般事業としてやらざるを得ないが財源確保が大変である。
- ⑱ 事業終了後の事業の継続性の担保がないことが事業提案できない最大の要因と考える。
- ⑲ 継続性の担保。

※現状の組織・人員体制の中で事務量増加への対応は困難・調整等への負担感・時間確保できず⑳～㉓

- ㉔ 人員体制、出口対策ともに課題と考える。(再掲)
- ㉕ 役所の体質改善を狙いとしている事業でもあり、不可避のものではあるが、通常の業務委託と比べ事業課の事務的な負担が大きい。事務量増加への対応が困難。
- ㉖ 現下の財政状況や総定員抑制が求められる中で、新規事業の実施を前提とした区からの課題提起を求めること自体に無理はないか。

- ②③提案の募集から審査会・予算要求までに、事業の立案や提案者との協議にかかる時間がとれないことが問題ではないか。事業の企画立案・提案者との協議に少なくとも1年度をかける（翌年度予算要求）ような無理のないサイクル設定が必要ではないか。
- ②④採択され実施するまでのプロセスで人員、時間等の労力が過度に負担となると認識している。
- ②⑤事業に必要な人員体制が担保されていないことは大きな問題である。
- ②⑥新規事業であれば人員（定数）の課題
- ②⑦人員配置が無く、秋の時期から新規事業を立ち上げることは容易ではないと強く感じる。
- ②⑧人員体制が課題である。
- ②⑨人員体制が要因として考えられる。
- ③⑩所管課の負担が大きすぎる。
- ③⑪手続きが大変そうと感じている。
- ③⑫「協働」するための「調整」や「費用」が負担になるからではないか。
- ③⑬新規事業をNPOと区で作り上げていくことから、協議等に相当の時間を要する。
- ③⑭単年度で結果を出すため、特に初年度はスケジュールが厳しくなりがちで負担感が大きい。
- ③⑮制約が多く感じられ、かつ手続きや審査が複雑で時間がかかること。

※現在の制度の構造的課題・制度的な限界・制度がなじむ分野（なじまない分野）があるのではない。既に相当な部分で実施していることを可視化すべき。②⑧～③⑨

- ②⑧福祉や教育等、全区的な事業展開を求められる分野では、NPOから局地的な提案をもらっても、今後の波及展開の可能性が見いだされなければ、区として課題提起や事業採択に踏み切れないと考えられる。
- ②⑨区は既にNPOに限らず様々な主体と協働の取組を進めていると思う。本提案制度が101団体に縛った制度であれば新たな発想は出にくく、提案数が少ないのはやむを得ない考える。NPOは自らが行いたいもの、行えるものを実施しているのだから、区側の考える課題提起と一致する可能性はそもそも低いのではないか。
- ③⑩オール新宿の（区内全地域を対象とした）事業テーマでは提案は難しい。
- ③⑪そもそもNPOの活動はNPO自身が主体的に行うもの。区からの提案はある意味行政の下請けにもなりかねない。またNPO活動は地域限定のケースもあり、オール新宿の取組に向いていないことも多い。仮に行政が必要とする事業であれば企業も含めた委託先のひとつと考えた方がよい。区の提案＜NPO提案となるのはある意味当然ではないか。
- ③⑫「制度の目的」・「要件」・「事業の実施期間」等にズレがある。ゼロベースで協働事業提案制度は見直すべきである。第1条の目的に、「地域課題の解決」と「NPOの育成」をあげている。A&Bの形で、二重の目的を持たせていることが、NPO活動助成との違いを見えなくしている。各部は何のために仕事をしているか、それは「区民福祉の向上」のためであり、「地域課題解決」のためである。（この事業におけるNPOの育成は、事業のプロセスや結果としての育成と捉えるべきであり、NPOの育成・支援は活動助成として、仕分けすべきである。）
- ③⑬「NPOとの協働」で遂行できる業務が少ない。
- ③⑭協働できるNPOとは協働している。制度の必要性は低下している。
- ③⑮協働事業は行政が踏み込めない領域や官民の隙間を担う面があり、NPOからは提案しやすいが、行政からは本来業務ではない些末な事業、人手不足を補う下請け事業等の意識が働くため、行政からの提案には馴染まない面もあると考えられる。
- ③⑯区からの課題提起を行う場合、部署によってできる事業が限られているのではないか。
- ③⑰個人情報扱う事業に使えない。

③⑧ N P O に対する需要は既に満たされている。

③⑨ 既存の町会・自治会、地区協議会事業との関連性が見えにくい。

※事業効果が図れない・見通しが利かない。④⑩～④③

④⑩ 相当程度の公金を使うので、それに見合った成果が求められるが、成果の見通しを立てることが困難なのではないか。

④⑪ 行政評価（計画事業評価や経常事業評価）と連動させ、協働の視点からの事業見直しを行うことが必要なのではないか。各部の内部評価に対して、外部評価委員会と協働支援会議の共同作業による評価、各部の内部評価に対して、協働支援会議による協働の視点からの評価を行うのが今後の方向性ではないか。

④⑫ 成果をどこまで求めるのか、あいまいになってしまうのではないのでしょうか。

④⑬ 手続きが煩雑な割に事業効果が不透明。N P O 側も 2 年という短い期間ではしっかりとした人材を確保できない。

※メリットやインセンティブが働く仕組みとなっていない。④④

④④ 課題提起のメリットやインセンティブがないからではないか。

※協働推進会議の係長意見と同様。④⑤～④⑦

④⑤ 2 4 年 4 月の協働推進会議で出された声は、理解できます。

④⑥ 協働推進会議での意見に同じ

④⑦ 協働推進員会議の意見でほぼ満たされている。

※区の事業を積極的に見直す中で提案するような仕組みになっていない。④⑧・④⑨

④⑧ 区の事業をスクラップして N P O に実施してもらう等、本気に協働をやるようにはなっていない。

④⑨ 新規事業の予算要求時には、予算の依命通達の記書きとして考え方を示すだけでなく、必ず、協働の視点から評価を行うこととすべきではないか。

※職員への制度の趣旨普及・P R が必要。区の事業と結びつけるコーディネーターが必要⑤⑩・⑤⑪

⑤⑩ N P O の活動内容や協働による積極的な効果について、職員に P R して、より身近な手法として理解してもらうことが必要。

⑤⑪ 区の事業と N P O を結びつけるコーディネーターが必要。

※N P O に対する情報不足、N P O の姿勢能力に疑問⑤⑫～⑤⑮

⑤⑫ どのような N P O が手を上げるかわからないという不安感がある。

⑤⑬ 区で新たな事業を立ち上げた場合、専門性が高く実務経験が豊富な団体のサポートが欲しいものである。N P O では不十分と思われる。

⑤⑭ N P O の姿勢そのものに疑問を感じる。

⑤⑮ 区との協働を求める N P O は大半が資金面での援助を希望しているのではないか。資金面で不安のない N P O は、区との協働は求めないのではないか。

※その他⑤⑯～⑤⑰

⑤⑯ N P O と行政が対等な関係でない点

⑤⑰ 元々原則 1 年の制度であり、2 年目からは N P O の自主事業として実施することが望ましいが、

NPOの体力がつかないまま2年経過していると思われる。

⑤⁵⁸委託方式が問題

⑤⁵⁹業務委託で行うことが必ずしも協働の趣旨に合わない場合がある。

⑥⁶⁰事業を見直す時期にきている。

⑥⁶¹まだまだNPOに対する区民の認知度が低い。通常の業務委託との違いが見えにくい。

問4-2 事業採択・実施・評価等、制度の運営上の要因として考えられる点について

(自由記述)

※地域課題解決のために区は事業を実施するが、2か年で事業終了となる制度は課題。2か年の事業終了後の出口対策が講じられていない。一般財源の中からの財源確保が困難。①～④

① 2か年で終了することが困難と考える事業をあえて提案はできない。

② 事業期間終了後の経常事業化したいときの財源確保が難しく、新たに手をあげにくい面がある。

③ 2年経過後に特命随契により委託を継続する例が見受けられる。とすると、2年間として定められた意義、3年目以降の業務の性格付けがわかりづらくなるのではないかな。

④ 2か年の実施後の出口対策

※現状の組織・人員体制の中で事務量増加への対応は困難・調整等への負担感・時間確保できず⑤～⑪

⑤ 採択実施・評価のすべての過程で相当量の事務が所管課に発生する。このことが、課題提起に消極的になる要因と考える。

⑥ 所管課に関連する事業の提案があった場合、審査に向けた準備に相当の労力がとられてしまうこともあり、進んで対応する組織の力が無くなっている。

⑦ 事業のスキルが十分でない場合もあり、成果に到達させるために相当の人員が割かれる。

⑧ 担当課において相当な事務量の負担が増すこと。

⑨ どこの職場も少ないスタッフで業務を行っており、選定作業で生じる様々な資料作り、会議等の手間を考えると、この提案制度を利用する特段の事業がなければ二の足を踏むのではないだろうか。

⑩ 現状として各課とも人員、予算の抑制や削減で厳しい。また、職員一人一人の力量差も大きい中で、課の創意工夫や個々の頑張りに頼っての取組では、職員の負担も大きく、他の事業の効果・効率性の低下も招くことになるかと考える。

⑪ 組織・人員が少ない中で、新たな取り組みへの余力がない人員体制が要因として考えられる。

⑫ 区の職員体制、区の事業との整合性

⑬ 事業の採択や評価について、所管する課が作成すべき書類が非常に煩雑で判りにくいものとなっている。書類の簡素化を検討すべきである。

⑭ 新たな事業立上げに伴う人員確保の困難さ。

⑮ 人員が担保されないこと。もっと簡素化すべきではないかな。

⑯ 手続きが面倒。その後の調整も手間がかかる。

⑰ 通常の行政評価とは別枠の評価等の手続きに対する負担感がある。

※現在の制度の構造的課題・制度的な限界があるのではないかな。事業化までに時間がかかり過ぎる。必要性の高い事業は提案制度によらず委託化する。事業に係る二次コストも含め検討し、縮小すべき。⑱～㉔

- ⑱その法人にしかできない、あるいは、独自性を重んじて協働相手としているのに、もし、成果が上がり本格事業化するとした場合には、事業運営先を入札あるいは透明性のある選定方法とすべきと、指摘され、元の法人を選択できないことも多いといった矛盾を、一事業担当では、解決できない。
- ⑲NPOを採択するにあたり、時間がかかりすぎて、スピードを求められる時代においては、かなりもどかしい。
- ⑳提案、採択そして実施と、事業実施までに時間がかかる。
- ㉑必要性の高い事業だったら「提案制度」に乗せずに直接事業化してしまうのではないか。
- ㉒区が課題意識を持っているものは、担当課で事業化し、適切な団体に委託する方がやりやすい。(委託先としてNPOが選ばれることもある。)
- ㉓業務委託として行う方がすっきりしている。
- ㉔事業提案である以上、どうしてもNPOからの提案が多くなる傾向は否めない。行政課題であっても、ニッチや隙間的な課題対応に税を投入することがいいのか、疑問もある。事業採択のための審査会など二次的なコストもかかっている。事業提案制度そのものを縮小すべきと考えている。

※費用対効果が図りづらい・見通しが利かない。㉕～㉗

- ㉕事業予算の見積もりが妥当なものか否かの判断がしにくい。
- ㉖手間がかかる割には得るものが少ない。
- ㉗事業採択や事業評価にあたっては、協働の視点からの評価や効果測定が中心となっているが、税投入をして、「地域課題解決」のために区の事業として事業を行う以上、「目的の達成度」等、行政評価の視点を評価軸に組み込み、評価を行うべきである。

※協働推進会議の係長意見と同様。㉘～㉙

- ㉘協働推進会議での意見に同じ。
- ㉙協働推進員会議の意見でほぼ満たされている。

※区の事業を積極的に見直す中で提案するような仕組みになっていない。㉚

- ㉚区がかけている予算よりも安く効果的にできるという提案があればNPOに任せるぐらいでないと駄目だと思う。

※職員の認識・理解が不足している。㉛～㉜

- ㉛そもそも協働の理念や実行の仕方が周知・理解されていないため、事業実施課では民間事業者への委託の方が楽と考えられているのではないか。
- ㉜区職員、異なる組織の協働についての認識が十分でない。また、政策形成能力が十分でない。

※NPOに対する情報不足、NPOの姿勢能力に疑問㉝～㉞

- ㉝担当課の課題解決に向け協働可能なNPOが存在するのかが不明である。NPOと協働で取り組むのに適した事業かどうか判断がつかない。
- ㉞NPO側も区に対して過剰な要求を行うこともあると聞いている。事業執行課で聞いたこともない団体でも、協働審査会で事業採択される現状では協働の実はあがらないのではないか。
- ㉟提案される内容が区の課題であるかどうか疑問のものが少なくない。
- ㊱NPOの存続を支援するのを感じない。人件費を支出すべきではない。

※NPOの良さを消してしまう・その他㉟～㊱

- ③⑦ N P Oは本来、その独自性や専門性が活かされるべきものであり、区との協働ではその良さや強みを消すことになってしまう。
- ③⑧ N P Oと行政が対等な関係でない点。
- ③⑨ 評価基準が抽象的であり、わかりにくいのではないか。

問5 事業費・事業期間の考え方

協働事業提案制度は、前述の目的により、書類審査（一次審査）・公開プレゼンテーション（二次審査）により、事業を採択しています。区の負担額の上限を年額500万円とし、2年間を限度に業務委託形式により実施しており、事業期間終了後は、区の経常事業等で、引き続き、事業を実施している状況等もみられます。

問5-1 事業費について伺います。年額500万円を上限とした事業費の規模については適切であると考えますか。

1. 適切である 42人

（その理由）

※事業を実施する上で適切な規模・一定の事業効果を上げる上で適切な規模①～④

- ①他の自治体の例などを見ると依然小規模事業での協働が目立っている。年額500万円上限は一定程度の事業を実施することが可能であり十分である。
- ②一定の金額が必要であると思うが、区としての予算もあり、この位が適切なのではないか。
- ③一定程度の事業効果をあげるため
- ④一つの事業としては、適切な規模と判断できる。

※試行的事業と考えた場合、妥当な金額。⑤～⑦

- ⑤テスト的な意味で行うのであるから、この程度でいいのではないか。（予算があれば拡大しても良いが）
- ⑥協働提案期間中は試行と考えれば区負担額はあまり高額にしない方が良い。
- ⑦できることが限定されるが、新規事業であればOKではないか。

※N P Oの経費負担やN P Oの自立との関係で考えるべき。⑧～⑩

- ⑧N P Oが適切な経費負担を検討するには上限500万円が妥当と考える。
- ⑨対等な立場で事業を行うものであり、一定の上限額のもとで、負担額を定めることは妥当
- ⑩区の負担額を増やすことはN P Oの自立に悪影響。区の負担額を減らすことは、事業が成り立たなくなるのではないか。

※区の財政状況の中で金額上限は判断すべき。⑪・⑫

- ⑪区の新規事業が「協働事業の採択」という形でスタートするならば（一般事業化の段階で改めて検討が加えられるにせよ）、その規模には当然限界がある。
- ⑫500万円以上の負担は、現在の財政状況に鑑み、いかななものか。

※目的・期間との関係で金額設定を考えるべき。⑬

- ⑬協働事業提案制度の目的は何か。事業の目的はある課題を解決し、望ましいある状態にすることである。行政課題を解決するにあたって、行政直営や民間の事業者に委託する従来の手法よりも、非営利機関との協働で解決する方が質の高い有効なものとなるため協働を実施するのであって、事業実施課にとって協働は手段にすぎない。手段に金額や期間の制

限がつくのなら、それに応じた事業（２年で完結する年５００万円以内の事業など）に厳密に限定するべきである。それを前提とするならば、現行のままでよいのではないか。

※特にこれまで問題が少ない、変更すべき積極的な根拠なし、その他⑭～⑰

- ⑭特にこれまで問題が少ないため。
- ⑮変更すべき積極的な根拠を持ち合わせていないため
- ⑯特段の理由はないが、その程度が適当と考える。
- ⑰ほぼ人間ひとり１年間雇える価格である。

**２．改善すべきところがある ４９人
（その理由・望ましいと考える金額等）**

※事業本位で金額は考えるべき。委託費に含める費目も検討すべき。①～⑫

- ①事業本位で考えるなら金額に制限はない。
- ②事業内容に応じて柔軟に対応した方がよい場合もあると考える。
- ③本気でやるには中途半端な金額。
- ④上限は必要ない。
- ⑤事業に応じて検討すべき。
- ⑥一概に言えないので、事業内容等に応じて検討すべき。
- ⑦ある程度事業内容によって柔軟に考えても良いのではないのでしょうか。
- ⑧事業内容に応じて判断すべき。
- ⑨事業内容によっては、５０万円～５，０００万円ぐらいの幅があつていいのでは？
- ⑩ＮＰＯを育成する、また、今後の活動のために施設整備をある程度認める。上限１，０００万円。
- ⑪ＮＰＯ側の人件費が多く発生する場合、５００万円では少ない。２年後の担保性がないなどの話を聞いたことがある。
- ⑫様々な課題があるのだとすれば、行政課題の対策のために５００万が妥当かどうかは不明。費用の上限下限の問題ではないと思われる。

※目的・期間との関係で金額設定を考えるべき。⑬～⑲

- ⑬５００万円×２か年＝１，０００万円上限が事業の選択の幅を狭めている気がする。事業費フレームは目的・事業期間との関係とあわせて検討すべきではないか。（３００万円×３年間、初年度５００万円・２年度３００万円・３年度１００万円等）
- ⑭現在の厳しい財政状況からしてやむを得ない。事業期間と連動するなら２００万円程度にすべき。
- ⑮年額を減らして長くすべきである。
- ⑯上限総額を変えず、期間を延ばす。
- ⑰多くの事業費をかけて行った事業であればあるほど、２年間でサンセットすることが難しくなると思う。
- ⑱年額５００万円は２年後の出口を考慮すると大きすぎる。
- ⑲事業費や５－２の質問の期間についても、事業内容によってもう少し幅をもたせられるとよいのではないか。区の一部の地域や対象者から実施し、徐々に区全域に拡大を図る事業が可能となると良いと考える。

※NPO団体からの提案と区からの課題提起で金額の上限は変えるべき⑳

- ㉑現在は新規事業に取り組むスタイルであるため妥当と考えるが、今後、区の既実施事業を考える場合などは金額の制限は別途考慮できると思う。）

※500万円ありきの提案となっている。㉑～㉓

- ㉑本当に必要な額というよりは500万円にするために積算したことが明らかな提案がある。積算や内訳を精査する必要がある。
- ㉒上限500万円とした場合、500万円規模の事業を提案したくなる。NPOの活動人員等の規模によって決めた方が良い。
- ㉓上限が500万円であることから、事業規模や内容を500万円にあわせ(ふくらませて)提案されることが多いように思われる。望ましい規模(事業)を充分検討すべき。

※NPOの自立との関係で考えるべき。㉔

- ㉔NPOにとって500万円の事業費はかなり高額。2年後以降、団体の存続にも関わってしまう。事業の自立的運営や活動に資する金額に！

※事業実績評価との関係で金額を考えるべき。㉕

- ㉕事業実績評価が事業費に反映される部分があってもいいのではないか。参加者が少ない事業では1人当たりの単価が高額になる。

※区の財政状況の中で金額上限は判断すべき。㉖・㉗

- ㉖厳しい財政環境の中で改善が必要。
- ㉗現下の財政状況を踏まえた時に、500万円の事業費規模が適正な規模であるか。

※金額を下げるべき。㉙～㉝

- ㉙もっと少ない金額でも効果的な事業が実施できるような提案を求めることが望ましい。
- ㉚100万円
- ㉛300万
- ㉜200万円。1人分の人件費に満たないことが大切と考える。
- ㉝500万円は高すぎると思う。制度として実質10割補助の割には500万円も補助する必要があるのか疑問です。
- ㉞金額の根拠を再検討。
- ㉟多いのではないか。

※その他㉟・㊱

- ㉟500万円の算定方法が判らないので、何とも言えない。
- ㊱委託自体がおかしい。

問5-2 事業目的に照らして、現行の事業期間2年間で適切であると考えますか。

1. 適切である 37人
2. 適切でない 48人
- (望ましいと考える期間 3年を限度 13人 5年を限度 15人 その他 15人 無5人)
- 無回答 6人

※事業内容に応じて期間を再考すべき。①～⑨

- ①「要件③」で掲げている「事業の拡大・継続」を考えれば事業内容によって期間は柔軟に考えた方がよいのではないか。
- ②一概に言えないので、事業内容等に応じて検討すべき
- ③有意義な事業であれば効果が望める限り継続すべき。
- ④一律に定めるべきではない
- ⑤事業内容に応じて判断すべき
- ⑥2年間で終了しない事業がある。
- ⑦2年経過後に特命随契により委託を継続する例が見受けられる。とすると、2年間として定められた意義、3年目以降の業務の性格付けがわかりづらくなるのではないか。
- ⑧事業に応じて検討すべき
- ⑨事業ごとに違うのではないのでしょうか。一定の実績や他自治体などの事例から期間を試算してみてもどうでしょうか。

※事業期間を延ばす方向で検討すべき。⑩～⑬

- ⑩PDCAを回した上で、区が引き続き行うかを決めるには3年は必要ではないか。
- ⑪事業内容により延長するものがあってよい、評価はきちんとする。
- ⑫2年では自立事業化できないNPOばかりではないか？事業費（区負担額）は漸減方式をとるとしても3～5年の期間を見込んだ方がいいと思う。
- ⑬例えば5年間として段階的に金額を下げ、自立化を図る。

※目的との関係で事業期間を検討（再考）すべき。⑭・⑮

- ⑭この制度の目的として引き続き団体の自立を入れるのであれば、団体の自立が可能となるような期間とする。
- ⑮この制度には「適切かつ確実に事業を行える自立性と実行力のあるNPO等の育成を促進する。」目的を合わせ持っているが、2つの目的は全く別なものである。こちらの目的を達成するためには2年では短すぎるし、そもそも事業費に依存してしまい自立性は図れないのではないか。目的に応じた別々の手段をとるべきである。

※サンセットを基本とした事業期間とすべき。短くすべき。⑯・⑰

- ⑯サンセットで考える以上、一定の年限の制約は必要。
- ⑰1年

※契約上の課題も検討に入れるべき。⑱

- ⑱2年以降の業者指定の理由が困難。複数年契約の実態から。

問6 平成25年度以降の協働事業提案制度への課題提起について

問6-1 今後、現在の所属で協働事業提案制度により課題提起を行う意向はありますか。

- | | |
|-----------------|-----|
| 1. 課題提起を行う意向はある | 0人 |
| 2. 見直し内容をみて検討する | 29人 |
| 3. 意向はない | 59人 |
| 無回答 | 3人 |

(その理由)

※適する事業がない。課の業務がなじまない。①～②⑦

- ①適する事業がない。(過去に遡って、区の本来業務を協働で行うと考えれば、区民討議会や区民会議の運営委託などが該当する可能性はある。ただし、事業者選定は支援会議かどうか検討が必要)
- ②該当する事業なし。
- ③課の業務がNPOとの協働になじまない。
- ④適当なものがない。
- ⑤必要な事業が見当たらないため
- ⑥協働に適する事業がない。
- ⑦協働事業提案制度に適した事業がない。
- ⑧該当する事業がない
- ⑨協働に業務がなじまない
- ⑩協働事業に馴染まない。
- ⑪現所属にはなじまない。
- ⑫担当業務の性格上。
- ⑬課の業務とマッチングするも見当たらない
- ⑭対象となる事業がない。
- ⑮課の業務がなじまない。
- ⑯協働事業にはなじまない。
- ⑰提案制度に馴染む事業がない。
- ⑱事業実施部署ではないから職務の性格上困難。
- ⑲具体的に思いつく事業案がないため。
- ⑳本課の場合、該当事業が見つからない。
- ㉑現在の所属では対象となり得る事業がない。
- ㉒所管事業になじまない。
- ㉓個人の権利義務に直接関与する業務であり、協働事業になじまない。
- ㉔現状で検討している事業はありません。
- ㉕当所管部では協働事業になじむ事業はない。
- ㉖協働する意向はあるが、事業課ではないため。講演会での共催はあるが、この制度はなじまない。
- ㉗課の業務が協働になじまない。

※他の主体と既に協働を実施している。⑳～㉑

- ㉒既に協働している。
- ㉓各種、町会、地区協議会、育成会との協働事業を優先して充実していきたい。
- ㉔地域団体との協働を進めているから。

※現行制度に課題があるため。㉕～㉗

- ㉕現在の制度では難しいから
- ㉖事業継続の困難性
- ㉗サンセット事業としてのNPOとの協働は想定しづらい。継続的な委託先としてであれば場合によってはあるかもしれないが。

※業務過多による。㉘・㉙

- ㉘現時点で業務がやりきれない程ある。
- ㉙現在、所属の事業を軌道に載せるのに精一杯。

※その他㉚～㉜

- ㉚NPOは自主的団体である以上、事業活動の助成という形で「協働」の位置づけを変えるべきと考えるから。

- ③⑦委託では困難。
- ③⑧出張所には事業を予算化する仕組みがない。
- ③⑨外郭派遣のため。
- ④⑩特定の地域を対象・所管している組織だから。

問6-2 前問で「1」及び「2」と回答した方に伺います。貴所属で、区として課題提起を行う場合、NPO団体からどのような事業提案が行われることが望ましいと考えますか。(→29人)

- 1. 新宿区全域や特定の年齢層全体を対象とした事業提案が行われることが望ましい 1人
- 2. 新宿区の一部の地域や一部の対象者から実施し、徐々に拡大を図るかたちでの事業提案でも望ましいと考える 14人
- 3. 特定の地域や対象者を対象とした活動の事業提案でも望ましいと考える 12人
- 4. その他 1人 (具体的に 事業の質によって異なる。)
- 無回答 1人

問7 その他区からの課題提起が増え、この事業の実効性をより高めていくために検討・改善すべき事項があればお書きください。

(自由記述)

※事業の実効性を高めるためには、目的・採択要件・事業期間の整合性を図るべき。事業自体を構築し直すべき。実績評価を行うべき。①～⑦

①目的・採択要件・事業期間の整合性を図り、事業自体を構築し直し、実績評価を行わなければ、この事業の実効性は高まらないと考える。

ア 福祉や教育等、全区的な事業展開を求められる分野では、NPOから局地的な提案をもらっても、今後の波及展開の可能性が見いだされなければ、区として事業採択に踏み切れないと考えられる。

イ 2か年の事業終了後の出口対策が講じられていないこと。(区として提案内容に採択段階で同意することは、解決すべき地域課題がそこにあること・行政需要があることを認めることになる。一旦事業を開始したからには問題の解決が図られるまで、行政としては取り組みざるを得ない。NPOからの提案に対して消極的となり、区からの課題提案がなされないのは、協働そのものに消極的というよりは、この提案制度の制度設計そのものに課題があるからである。)

ウ 第1条の目的に、「地域課題の解決」と「NPOの育成」をあげている。A&Bの形で、二重の目的を持たせていることが、NPO活動助成との違いを見えなくしている。各部は何のために仕事をしているか、それは「区民福祉の向上」のためであり、「地域課題解決」のためである。(この事業におけるNPOの育成は、事業のプロセスや結果としての育成と捉えるべきであり、NPOの育成・支援は活動助成として、仕分けすべきである。)

エ 事業採択や事業評価にあたっては、協働の視点からの評価や効果測定が中心となっているが、税投入をして、「地域課題解決」のために区の事業として事業を行う以上、「目的の達成度」等、行政評価の視点を評価軸に組み込み、評価を行うべきである。

オ 現下の財政状況を踏まえた時に500万円の事業費規模が適正な規模であるか。500万円×2か年=1,000万円上限となっている事業費フレームは事業期間との関係とあわせて検討すべきではないか。(300万円×3年間、初年度500万円・2年度300万円・3年度100万円)各団体からの提案は500万円ありきとなっていないか。

カ 本事業は区の委託事業として実施するものであり、事業の目的は「地域課題」の解決にあるはず。行政需要の達成なり、地域課題の解決を目的とした場合、「現行の1年間を基本とし、2年目まで実施することができる(最大2年間)」で、行政需要の達成なり、地域課

題の解決が図られてきているのか。

キ 様々なNPOがある中では、「区民満足度が高まり、具体的な効果又は成果が期待できる事業」・「多くの区民やNPO等への波及効果が期待でき、事業の継続や拡大が見込まれる事業」としていくためには、3か年程度は必要なのではないか。⇒協働の視点だけではなく、「地域課題の解決」といった点からしっかりと第三者機関である協働支援会議が効果測定を行い、効果があげられない事業については、「打ち切る」or「当該NPOとの関係だけで事業を実施するのではなく、他の事業委託先との関係により、事業を継続することも検討すべき」等の評価を行うべき。

②理念型の事業であるだけに制度の改善ではなく、作り直しが必要ではないか。

③現在の所属での状況はまだわかりませんが、前職場の現状から書かせていただきます。協働事業提案といっても、最後は所管課から委託する一般事業に据えるか事業の継続性を担保する方法はないのが現状です。だとすれば予算だけ自由に使わせてもらい、所管課から適切なNPOに最初から委託するやり方のほうが余程わかりやすい。そもそもの制度設計を検討した方が良いと思います。

④他団体で成功し、成果をあげている事例を収集し、紹介していただけると良いと思います。

⑤事業期間を5年とするなど、事業期間を延ばしてみてもいいか。

⑥区全域をカバーできるNPOは少ないと思われるので、地域や対象者を絞った事業と考えるべき。一部地域や一部区民を対象とした事業も、モデルとして協働事業化していくことを可能とし、「事業経費50万円からのエントリー」もできることを明示していくと、面白い企画提案がありうるのではないのでしょうか。

⑦協働事業は行政側が気付かなかった提案を民が行うことが重要。業務委託を想定した課題提起では提案そのものが小さくなってしまう。これでは、行政の肩代わりで限界がある。経費全体を見るのではなく、助成などを含めた多様なメニューとし、活動助成と統合も検討。

※区が実施している事業の充実を求める提案を受ける仕組みとすべき。インセンティブを事業課に与える仕組みとすべき。⑧～⑪

⑧現在、区が実施している事業の充実を求める提案を受ける。（実施に際して、その規模はモデル地区としての取り組みもOKとする。：NPO側の視点）（実施に際して、事業の実施水準を担保できる条件を付して選定を行う。：所管側の視点）

⑨新たな行政課題への対応のみではなく、既存の行政サービスの範囲見直しとセットで協働が提案できる仕組み、環境が必要（←内部）。これまで区が行ってきた事業の担い手探し（←外部）。

⑩それぞれの課の所掌業務を協働の視点で再点検し、要件を満たす事業の有無と新規事業を立ち上げる際にも要件を確認する中で、課題提案を増やす。

⑪各部の予算の一部を協働事業提案制度に振り向け、半ば強制的に課題提起させる。

⑫協働の視点による事業の実施については、何らかのインセンティブを事業課に与えることは検討できないでしょうか？

※協働推進の庁外アドバイザーの活用・NPOとの交流の場づくり⑬・⑭

⑬NPOとの協働推進の庁外アドバイザーの活用

⑭一部のNPOは、区とトラブル関係（要注意）にあるため、区職員がNPOを信頼しきれていないと思われる。（区職員とNPOとの交流の場を作る等）

※職員への情報提供・研修等の充実。⑮

⑮職員のNPOと協働事業に対する知識が不足していることが大きな要因のひとつである。N

P Oの活用や協働事業に関する研修や実践セミナーなどを定期的に職員に受講させるような地道な取り組みも重要。

※ソーシャルビジネス支援に移行すべきではないか。⑩

⑩今後の人口減少、超高齢社会や財政的な課題を考えた場合、ソーシャルビジネス支援に移行した方がいいのではないかと。ビジネスモデル創出につなげ、地域経済の活性化、雇用の創出、地域社会の活性化をもたらすと考えられる。

※長期的視点で果敢に提案を行うNPO団体を育成していくことが必要。NPOを評価していくことが必要。⑪～⑬

⑪率直に申し上げて、区からの課題提起が主体的に増えていくことは相当困難な状況にあると思う。しかしながら、各部や各課に割り当てて課題を提起させるというのも望ましくない。時間はかかり短期的な効果（結果）は望めないのが現実的ではないかもしれないが、区の課題や区民ニーズを的確にとらえ、果敢に制度に応募してくるNPO団体をじっくり育成していくことも必要である。

⑫NPOを評価する必要がある。（公益に沿った事業を行っているのかなど。）非営利なのであって、収益をあげてはいけなわけではない。収益向上に偏っている面はないのでしょうか。

⑬社会福祉士会等の専門的な職能団体との協働はありうると思うが、同好サークルを拡大したようなNPO団体との協働は考え直すべき。事業を行うために、それ相応の専門職や人材、物を用意しなくてはならない団体であれば事業を行う団体としての力がないとみることが妥当。

※廃止を検討すべき。⑭・⑮

⑭制度の役割は果たされた。今後は各所管で必要に応じてNPOとの連携・協働を検討すべき。

⑮ニーズのない事業は、廃止を含めて検討することが必要ではないか。

以下の質問は、現在またはこれまでの職場において、協働事業提案制度でNPO団体からの事業提案を受けたことのある管理職に伺います。

（→26人）

問8 NPO団体からの事業提案について

問8-1 NPO団体からの事業提案にあたって、NPO団体から、貴部課で行っている事業内容や区民ニーズ等について、問い合わせや相談がありましたか。

1. 事前の問い合わせや相談があった 13人 2. 事前の問い合わせはなかった 12人
無回答 1人

問8-2 NPO団体からの事業提案は、区民ニーズや地域課題等をしっかりと捉えた提案がなされていると考えますか。

1. しっかりと捉えた提案がなされている	1人
2. あまりしっかりと捉えた提案がなされていない	17人
3. 捉えた提案となっていない	6人
無回答	2人

問8-3 「2. あまりしっかりと捉えた提案がなされていない」、「3. 捉えた提案となっていない」と回答された方にお伺いします。NPO団体がしっかりと区民ニーズや地域課題を捉えた事業提案を行っていく上で、区としてどのような情報提供やサポートができると考えますか。（自由記述）

※事業の方向性や事業情報の公開の充実 ①～③

- ①区の事業に対する方向性をしっかり打ち出すこと。
- ②事業の情報公開やHPによる地域情報発信
- ③事業に対する需要がどれほどあるのか、情報提供できればよいと思います。

※一般的な情報提供よりも個別のすり合せ・事前相談の充実や徹底・コーディネイトの強化

④～⑩

- ④区民ニーズや地域課題を解決するために、NPOがどのように対応しようと考えているか。
NPOとしての取り組みとしてはよい場合でも、区が実施するとなると、その手法、体制などが十分でないと思われる場合もあるので、一般的な情報提供というよりも、個別のすりあわせ等が必要ではないか。
- ⑤事業提案にあたっては、必ず事前に相談をする仕組みとしてもらいたい。また、通年で各事業課に相談できる仕組みの構築や、NPO団体と行政部局の相談を橋渡しするコーディネーター的な役割を持つポスト・機関が必要なのではないか。
- ⑥事前に問合せをいただければ、様々なアドバイスができた。
- ⑦区との事前打ち合わせ等により、区の施策内容を提供する。
- ⑧地域課題と各NPOの専門分野を突合できるプラットフォームの構築
- ⑨事前の調整
- ⑩事業提案に対して担当部署からの意見を伝え、事業の内容を見直す。

※事業ニーズ把握のための事前の取り組み⑪・⑫

- ⑪NPO、区ともに同様の課題の認識はあったが、実際に事業を行った際のニーズの把握ができていなかった。実態やニーズを把握するための調査が必要であったと考える。(ただし、このための時間や予算が必要)
- ⑫ニーズの把握は区でも難しいことなので、「モデル事業」としての試行ができる仕組みがあればいいのではないのでしょうか

※NPOの資質向上⑬・⑭

- ⑬NPOの質問力向上が先決問題と考える。
- ⑭NPOの資質の問題が大きい。

※その他⑮～⑰

- ⑮しっかりとした提案には正面から向き合いたいと考えるが、十分な下調べや、行政計画が把握されていない提案も少なくない。一旦、提案がなされると、行政当局は「事前ヒアリングシート」を書かなければならない。複数の提案を受けると「事前ヒアリングシート」を書く労力は計り知れないものがある。
- ⑯現在の通りで良いと思います。不適切な提案をしてきたところは明らかにお金目当てと判るところや、そもそもの活動形態や内容が偏ったNPOでした。
- ⑰NPOによる利益追求（矛盾だが）や、ソフト売り込みが前提となっている例があり、地域課題に依拠した提案が欲しいが、サポートする必要はない。
- ⑱必要な協働はすでに実施している。

問9 区担当部課による「事前ヒアリングシート」の作成について

NPO団体からの事業提案企画書に対して、区担当部課には「事前ヒアリングシート」を作成してもらっています。この「事前ヒアリングシート」の記載内容（記載要求事項）は適切であると考えますか。

1. 適切である 19 人
2. 適切でない 7 人

(改善が必要な点)

- ①詳細については記憶にないが、複数の課にまたがる提案であったため、記入にあたっては相当苦心した思いがある。
- ②記載内容や様式は各課の自由形式でよいと考える。
- ③記入の仕方が分かりにくい
- ④簡素化

問 10 審査について

問 10-1 協働事業提案制度では、事業の選定にあたっての審査基準として、8 項目の基準を設定し、公表しています。こうした基準は適切であると考えますか。

審 査 基 準 8 項 目 ①地域課題・社会的課題の把握 ②課題解決の手法・形態 ③役割分担 ④事業効果 ⑤企画力 ⑥実現性 ⑦実施能力 ⑧継続能力			
---	--	--	--

1. 現在の審査基準は適切である 18 人
2. 適切でない 8 人

(改善が必要な点)

- ①視点は良いが厳しすぎるのではないか。
- ②「モデル事業」としてやれるような評価項目（将来発展可能性等）はあって良い
- ③「⑥実現性」の内容があいまいすぎる。「⑧継続能力」は削除すべき。
- ④緩和すべき。
- ⑤委託終了後の事業計画・ビジョンをより重視する。

問 10-2 審査方法について

協働事業提案制度では、事業の選定にあたって、第一次審査を書類審査とし、第二次審査を公開プレゼンテーションとし、協働支援会議の委員 8 名＋部長 2 名（総合政策部長、地域文化部長）で審査をしています。こうした審査方法は適切であると考えますか。

1. 現在の審査方法は適切である 19 人
2. 適切でない 7 人

(改善が必要な点)

- ①現場の職員を加えるべき。
- ②事業の担当部長をメンバーに加えていただきたい。
- ③区職員の責任で審査すべき。
- ④協働事業ゆえ外部委員と内部委員を同数にすべき。

問 10-3 その他の募集・提案・審査段階での改善すべき点があればお書きください。（自由記述）

- ①各部最低いくつかの提案をすること等、一定のルールを決めないと情報、知識の不足している現状で職員から提案されることはないと思う。
- ②具体的な事業実施にあたって、今後、既存事業も対象とするならば、業務水準が十分に担保されることが必要である。そのためには、所管課から委託仕様書に準じたものを提出させるなど、区と NPO との認識を共有する必要がある。
- ③これまでは一定の意義ある仕組みで、効果もそれなりにあり、事業執行上の手続きも正当であったと思います。しかし役目は終わったのではないかと思います。

以下の質問は、協働事業提案制度をNPO団体と共に事業を実施したことのある管理職に伺います。

(→14人)

問11 協働提案事業の実施について

問11-1 事業実施に至るまでの間、NPO団体との間で、区民ニーズや課題の捉え方、成果目標や役割分担は十分に共有することができましたか。

- | | |
|------------------------------------|----|
| 1. 平成22年度以前の実施であったが十分に共有できた | 8人 |
| 2. 平成23年度から導入した「事前確認書」により、十分に共有できた | 0人 |
| 3. 十分に共有できなかった | 6人 |

(改善が必要な点)

- ①担当課が複数になっていると整理が難しい。
- ②事業の需要把握
- ③共有できたケース、できないケース様々であった。

問11-2 事業の進捗状況や実施段階での課題の共有化、成果目標の達成度合いの相互理解を図ることを目的として実施している中間評価は有効に機能していると思いますか。

- | | |
|--------------|----|
| 1. 有効に機能している | 8人 |
| 2. 有効ではない | 5人 |
| 無回答 | 1人 |

(改善が必要な点)

- ①協働の視点からの評価という点では現行制度は機能していると考えが、「地域課題の解決」といった点からも、しっかりと第三者機関である協働支援会議が効果測定を行い、効果があげられない事業については、「打ち切る」or「当該NPOとの関係だけで事業を実施するのではなく、他の事業委託先との関係により、事業を継続することも検討すべき」等の評価を行うべき。
- ②ただ項目を埋めるだけで形骸化していた。事業を進める中の日々のやり取りの中で、十分共有できており、項目は委員さんのためのものという印象があった。
- ③評価を求められるまでの期間が事業開始から短い。
- ④もっと簡素化すべき。

問11-3 その他協働提案事業の実施段階での改善すべき点があればお書きください。(自由記述)

- ①委託方式を見直す。
- ②評価をする必要があるのは理解するが、当初の審査を通った段階でもって自由度を高めるべき。手間がかかりすぎる。また、1年や2年で成果が出ないことが判り切っているものについても、細かく数字を出したり、説明を求められる。だったら受けない方がよい(やらない方がよい)。という気持ちにさせられる。とにかく手段の改善を。
- ③事業の周知方法、パンフレット記載の方法、その配布先などの開拓すべき。
- ④委託という手法は協働提案になじまない。

最後に全管理職に伺います。

問 1 2 区政運営の基本に、参画と協働の推進が掲げられていますが、どうすればNPO団体等との協働が進むとお考えですか。

その他にも、ご意見ご要望があれば、ご自由にお書きください。

※現行の協働事業提案制度の要件を緩和する。継続的な事業実施に伴う条件整備を行う。①～⑤

- ①現在の協働事業提案制度は行政に優位であり、要件が厳しいので、制度の継続を行うなら要件を緩和し、5年間位やるべき。
- ②継続的な事業実施に伴う条件整備。
- ③事業期間を長くし、その期間で完了または社会実験的に期間限定で実施。
- ④一つのNPOに事業を任せるのではなく、複数で実施すること必要かもしれません。複数をつなげる役割が区にあるのかもしれませんが。
- ⑤期間終了後にNPO法人等が自立した運営を続けられるようにサポートしていくことが必要。

※区の既存事業の棚卸しを行い、NPO団体等に任せるものは任せる。⑥～⑬

- ⑥区の事業をNPOに委託して実施している例は多い。現在の協働提案事業は、どうしても新規事業が中心になりがちであるが、既存事業においてもNPOの利点を生かすことができる事業、一部に取り入れたい事業もあると思う。チャレンジ的に取り組める、または、モデルとして実施するなどの検討も行う必要がある。(新たな財政出動は厳しい状況なので、枠は増やさない中でとなるが)
- ⑦区が実施すべき基幹的な業務とそれ以外を明確にして、指定管理者等の制度を活用していく。その中でNPOに任せるものは大胆に任せていけば、協働は進むと思う。
- ⑧NPO団体の活動領域を確保するために、規制緩和のほか、区や外郭団体の撤退(行革)が必要な分野がないか検証する必要があると思う。
- ⑨「国から地方、地方から民間へ」ができないと、行政の隙間サービスにとどまってしまう。「何を公助」「何を共助」が明確にできないと、結果として、民間からの提案(民間がやりたいことの提案)が優位な状況となり、行政からの提案が行いづらい。将来的に民間開放をゴールにして協働を進めるべき。
- ⑩「協働」に馴染む「行政分野」について重点的に実施すること。
- ⑪成熟しているNPOは区の支援など必要なく活躍している。今後、区はNPO等を育てるために協働するのか、区の役割を担ってもらうのか、協働の目的を明確にし、役割を担ってもらうのであれば区の施策見直しと併せて実施すべきである。
- ⑫「協働」に馴染む「行政分野」について重点的に実施すること。
- ⑬NPOの実力がどの程度であるか、なかなか判断できないことも課題である。キラミラネットの実績についてはもう少し詳細な内容が必要ではないか。

※インセンティブの働く仕組みとすべき。⑭・⑮

- ⑭閉塞した状況を抜け出すためには、何らかのインセンティブが重要。このため、地域的課題を市場ととらえてその解決を目的とする取組みが求められているのではないかと。単なる区の補助による協働事業から真のパートナーシップにより新たなものを創出していく事業への変革が必要。

- ⑮協働の視点による事業の実施については、何らかのインセンティブを事業課に与えることは検討できないでしょうか。

※義務的に提案事業を出すような仕組みづくり⑯

- ⑯少し強引だが、義務的に提案事業を出すような仕組みづくりも検討する必要があるのではないかな。

※NPO情報の充実・成功事例の紹介⑰～⑳

- ⑰NPOの活動情報を得るため、キラミラネットに詳細なNPO活動情報を掲載する、また、協働事業の事例を掲載するなど、情報提供の充実を図ることが必要ではないかな。
- ⑱NPOが担える部分を具体的にわかりやすく示す。
- ⑲協働事業提案制度と大上段に構えずとも、もっと緩やかな形で単発、小規模なものでもこつこつ実績を積み重ねていくことが必要ではないでしょうか。他団体の成功例を参考に企画政策課と地域調整課が連携して、関係のありそうな主管課に具体的に提案をしていただけると促進できるような気がします。
- ㉑NPO団体との情報共有、区の目指すところをしっかりと伝えていくことが大切と考える。
- ㉒実績を公開していただけると（現在も行っているのでしょうか。）参画・協働のメリットが判り、積極的に情報を得る方向に動くのではないのでしょうか。
- ㉓区がNPOについて正しい情報を得ること。この2つをまず行って事業の信頼性を高める必要があると思います。
- ㉔NPO団体等の活動状況を知り、理解すること。
- ㉕NPO団体の活躍や活動実態がまだまだ知られていないと思う。パートナーシップを組もうと考えても目当ての団体を見つけ出すだけでも大変な作業であると感じる。32協働の資料をNPO等にわかりやすく提示する。
- ㉖情報共有の機会を増やす。

※相互理解を深める・役割分担をしっかりと㉗～㉙

- ㉗行政、NPOともお互いを知り共感し、成長していく地道な努力が必要。
- ㉘NPOと区の意識の乖離がみられる。お互いが信頼関係を築き、共に事業を推進していける仕組みづくりが必要と考える。
- ㉙NPOと区では地域課題の解決という最終目標は同じであっても、そのアプローチの方法が違うケースが多い。お互いの良い面を生かしていくのが協働であることを考えると、要件「⑦明確かつ妥当な役割分担」が出来ることが最大のポイントであると考えます。
- ㉚NPO団体と地域の実態について胸襟を開いて話し合うことにより、新たな可能性が開かれてくると思います。

※コーディネート機能の強化㉛・㉜

- ㉛区全体の事業を対象に担当課がNPO団体等と事業執行課とのパイプ役となり、区政運営に参画できる形態を担当課がリードしながら調整していくことが望ましい。
- ㉜区とNPOの情報パイプを作る。

※NPOセンターの積極活用③②

- ③②事業の選択と集中の考えから、協働事業提案制度とNPO活動資金助成制度を統合することにより、効果的効率的な事業展開を図ることが望ましい。新宿NPO協働推進センターの設置を契機に、区の関与を少なくして、NPO団体の自主的な活動がより積極的に行えるようにした方がよい。

※行政側のノウハウの習熟③③～③⑤

- ③③行政側におけるNPOとの協働推進に関する具体的なノウハウの不足の解消が必要と考える。
- ③④成功事例、失敗事例の紹介と改善策等の事例研究
- ③⑤「なぜ協働なのか」という理念を、職員が共有することが第一歩と思う。また、NPO側が区に対して求めていることは、必ずしも区側の理念とは一致していないことを認識することも必要である。

※NPO団体も自ら努力し、地域参加をすべき③⑥～④④

- ③⑥NPO団体が積極的に区の事業を勉強し事業提案を行う必要がある。
- ③⑦新しい公共として、NPOは一定の地位を占める存在であるが、個々の団体はそれほど規模も大きいものではなく、その活動も限定的であると捉えています。
- ③⑧地域にある社会福祉協議会から補助金を受けている団体は地区協議会に参加し、また地域協働事業の助成金も受けながら事業を拡大しています。団体のミッション共感し、協力しようとする地域の雰囲気もあります。NPO等が地域へ貢献する中で知名度を上げ、区民との信頼関係を築くことで協働は拡大すると感じます。
- ③⑨行政と協働できるレベルではないNPOが多く、思い付きの様な提案が多い。発想の面白さは認めても、提案を受ける各課ともNPOを育てる余裕がない。実践的なNPOの養成が必要と考えます。
- ④①区民生活にNPO活動を取り入れることについて接点を検討したらいいか。
- ④②町会、自治会は地域コミュニティの核であり、これまでも地域行事や地域のつながりに大きな役割を果たしている。長い歴史を持つ町会、自治会と、後発であるNPO団体が地域で上手に手をつなぐことができれば、NPO団体等の地域での認知、認識が進むのではないか。
- ④③町会連合会とNPO団体との交流を深め、互いの理解や助け合いなどの協力体制を作っていくこと。
- ④④協働事業提案制度については、NPOの経常的な(区の委託料がなくても)事業実施能力が大切です。NPOに区が相乗り・上乗りする形で協力・協働するのが望ましいと考えます。そのためには、あまり件数は追わずに、じっくり事業を・NPOを選ぶべきです。広い意味でのNPO（町会・地域センター管理運営委員会・民生委員等々）との協働は現在でも、様々な場面で地域社会を支えています。町会掲示板の改修などの日常的な区の協力・支援が協働を進めているものと考えます。また、新宿NPO協働推進センターの設置など区の側面的支援もNPOとの協働の推進に大きく寄与するものと考えます。
- ④⑤NPO法人の運営そのものを、育て支援する体制を作り上げてほしい。NPOの経理や事業運営手法などが、自由、というか野放し状態である現状では、区の事業運営や予算執行の考え方と相いれない部分が多すぎる。もっと成熟させないと。よほど、企業のほうが、株主総会や監査がしっかりあって透明性が高く、協働相手としてふさわしい状態であるように感じる。

※助成制度との役割分担の整理④⑤～④⑨

- ④⑤提案制度と活動助成の役割分担を仕分けすること、提案制度の中だけで協働がどこまで進むか議論を整理するのではなく、新宿NPO活動推進センターに持たせる役割等もあわせて議論していくことが、結果として協働の促進につながることになのではないか。
- ④⑥公金を使用する場合、一定の制約は不可避。NPOの自由性と創造性を活かすには、むしろ資金助成や資金獲得支援が適切であり事業提案制は縮小すべきではないか。
- ④⑦協働事業提案制度は縮小し、NPO活動資金助成制度を充実させる方向がよいのでは。
- ④⑧NPO団体に直に補助金を出す方向にしても良いのではないかと。所管課を通すとその部署の負担が増えるため、どうしても協働することに躊躇してしまう。また、「3年後にどうするか」を考えても頭が痛くなる。所管課にはその提案が区の課題解決のために適切かどうか、適切に進行しているかだけを審査するようにしてもらえば負担が減り、参画は進むと思います。
- ④⑨区の思いとNPOの実施事業がミスマッチのようなので、区側の門戸と広くしていると実現が難しいと思う。通常の補助金事業よりも、NPO側の自由度を広げ、新しい発想に期待した方がいいのではないかと。

※NPOの自主的な活動を支援する方向にシフトすべき。重点を置くべき。NPOの体力増強を図る。環境整備を推進する。⑤⑩～⑥②

- ⑤⑩区の課題解決のために委託するのであれば、NPOでなくとも良い。NPOとの協働は、NPOの自主的な活動を十分に尊重しながら行政は活動場所の確保支援、情報提供、広報などの支援を役割とすべきである。
- ⑤⑪NPO団体の体力を増強できるような支援を充実させるべきと考える。
- ⑤⑫NPO等との行政の対等な関係の構築が必要。提案させて審査して採択してといった一連の流れは対等な感じはしない。
- ⑤⑬NPOが自立的自主的に活動できるように支援していくことが大切。NPO団体は行政としての公平性や効果・効率とは違う視点からの活動・運営をしている。財政的支援を中心とした支援は考え直していくべき。
- ⑤⑭NPO団体の育成（区が直接育成するというのではなく、団体が自主的に育っていただきたい。そのためには、区が一定程度の支援をすることは考えられる。）
- ⑤⑮NPOとの協働ではなく、その独自性を発揮できるような制度に改善すべきである。
- ⑤⑯NPO団体等との協働を進めるためには、条件としてNPO団体の活動の自律性を高めることが必要と思う。
- ⑤⑰寄付金税制の改正などNPO団体の財源確保のための環境整備がされているが、区としてはこのような制度の活用の周知に努めることが求められると思う。
- ⑤⑱提案制度の所管課がどうしたら良いかわからないという状況では、少しNPOと距離をおいてみたらどうですか。NPOは本来「ミッション」があって、行政の補助金があるうとなかろうとミッション遂行するものだと思っています。行政があれこれ手を出すことはNPOの自立を阻害することにつながります。また、NPOは安い労働力でもありません。
- ⑤⑲NPO団体と地域の実態について胸襟を開いて話し合うことにより、新たな可能性が開かれてくると思います。
- ⑤⑳本制度にかかる金額は減にし、活動助成金の方を増やすべき。（NPO団体の活動の自由度を確保するため）
- ⑤㉑NPO団体等との協働を進めるためには、条件としてNPO団体の活動の自律性を高めることが必要と思う。

- ⑥② NPOはボランティアな活動団体であるべきで、企業活動の代替の姿として選ばれるべきではないと考える。そのため利益の追求や構成員の生活保障などが垣間見えるNPOを峻拒する仕組みが必要である。また、一つのNPOとの関係を長く継続すべきではない。NPOが税金をあてにして官に依存するようでは、NPOの悪い面が助長され、圧力団体的に振る舞いつつ責任は負わないパートナーに変容していく恐れがある。まずは人件費を支援しないことが肝要と考える。

※協働全体の取り組みの中での課題解決・協働の取り組みの可視化顕在化、NPOだけにこだわらない協働全体の中での課題解決⑥③～⑥⑧

- ⑥③ 行政だけですべての地域課題が解決できない中、NPOは地域課題解決のための有力なパートナーであり、NPOとの協働は有力な問題解決の手法である。そのことは念頭に置きつつも、協働事業の推進については、NPOとの関係だけにフォーカスをあてるべきことなのか。協働担当部局である地域調整課では、年に1回、各主管課が協働事業の評価を行った内容を取りまとめているはず。こうした各課の取り組みを可視化・顕在化させるだけでも、区の協働の取り組みに対する評価や認識は飛躍的に変わるのではないのか。
- ⑥④ パートナーシップ（協働）を重視するならば、基本的に委託による金銭給付ではなく、共に役割分担をし「力」を合せて課題に取り組む手法が好ましいと考える。しかし、寄附文化の無い日本においては、行政からの委託料収入によりNPOが運営されていることも現実としてある。協働提案事業のような施策も必要であるが、協働そのものの課題を解決していく施策が必要ではないか。
- ⑥⑤ NPO（≡ボランティア）ではなく、事業者の一つと考えて協働で目的を達成することが必要ではないか。（NPOということで行政が本来求める達成水準まで行っていないくても妥協してしまうこともあるのではないか。）
- ⑥⑥ 参画と協働はもっと広い意味での区民参画を考えた方が良いのではないか。NPOにこだわる必要は感じられない。但し、NPOの育成・活動の支援は必要と考えるので、NPOの提案に対しては法や条例等の制約、また、どこまでクリアできるのかなど、丁寧に考えることが大切と考える。
- ⑥⑦ NPOに限定しなくてもよいと思います。NPOでなければ協働できない、ということはない。
- ⑥⑧ NPO団体の活躍や活動実態がまだまだ知られていないと思う。パートナーシップを組もうと考えても目当ての団体を見つけ出すだけでも大変な作業であると感じる。権限、財源の移譲ができるか。「国から地方、地方から民間へ」ができないと、行政の隙間サービスにとどまってしまう。「何を公助」「何を共助」が明確にできないと、民間から提案（民間がやりたいことの提案）優位で、行政からの提案が行いづらい。将来的に民間開放をゴールにして協働を進めるべき。

※その他⑥⑨～⑦⑨

- ⑥⑨ 行政が直接事業化しにくい専門分野や特定地域の課題などに対応していくためには、NPOとの協働が適している事例も多い。公平性や画一性にこだわらずに事業を実施できるというNPOのメリットも活かし、今後の協働を検討していく視点も必要。
- ⑦⑨ お金がからむとうまくいかないのではないか。
- ⑧⑨ これまでは課の業務がこの制度となじまない部署だったが、今後はこのアンケートを契機に考えていきたい。
- ⑨⑨ 協働提案があった場合、所管課が事実上拒否できないため、戸惑いを感じることはしばしばあった。こうした点については大きな課題であると感じる。

- ⑬ NPO団体との協働は事業立てが必要で、すなわちお金が必要である。本当の協働はお金のかからないボランティア的な自助精神の強い区民との連携、コラボを言うのではないのでしょうか。
- ⑭ 「行政サービスは、画一的で、漏れのない事業である」という、これまでの認識を区も区民も改めることができれば、「多様な行政サービスのあり方」のひとつとしてNPO等との協働事業も定着していけるのではないのでしょうか。行政評価などで、どんなに厳しく評価されても、「協働事業とは、こういうものです」と割り切っていけるかどうかだと思います。
- ⑮ 協働がどのような部分で効果的なものとなるかを、例えば事例を使って区民に明確に示す。（社会資源の活用や委託の方がいいものと区別する。）
- ⑯ 課題提起とともに少し具体的な事業を提起したらどうでしょうか。
- ⑰ NPO活動への支出基準等があれば、NPO活用の機会が増加する。
- ⑱ 協働は行政目的を実現するための良き「手段」となるべきだが、現状では「協働」が目的化しているような印象が強い。
- ⑲ 区は、事業を進める上でのサポートしてくれる人を求めている。区から様々なリクエストにすぐさま応えてくれる人を求めている。NPOがそのようなことに応えてくれるなら「協働」が進むと思う。また、まちづくりに関して言えば、地域団体から多くの提案を受け、都市計画決定に至るものもある。このようにNPOということに限らず、すでに多くの場面で色々な団体との「協働」は進んでいると思う。

自治体名	新宿区(委託型)	A区(委託型)	B区(委託型)	C区(委託型)	D区(委託型)	E区(委託型)
制度名	協働事業提案制度	NPO・ボランティアとの協働に関する政策提案制度	協働事業提案制度	NPO等からの提案公募型事業	協働事業提案制度	協働事業提案制度
制度導入年度	平成19年度	平成14年度	平成22年度	平成16年度	平成22年度	平成20年度
目的 (下段は集計用 キーワード)	NPO等の専門性や柔軟性等を生かした事業の提案を募集し、『協働の基本原則』に基づいて、地域課題の効果的・効率的な解決を図るとともに、自立性と実行力のあるNPO等の育成を促進することを目的とした制度	区民のニーズにきめ細かく対応するため、区民に身近なところで活動する団体から、政策提案をする制度。(提案が出された時点で審査し評価するのではなく、事業化検討プロセスの中で、NPO・ボランティアと担当部局とが話し合うことによって協働することを特徴としている。)	区が設定した課題に対する事業又は社会貢献活動団体からの自由な提案に基づく事業を募集し、採択した事業を提案団体と協働して実施するもので、個々のニーズに応じたよりきめ細やかな行政サービスを提供することを目的とした制度	地域の活力を引き出し高めることを目的とした制度	市民団体の柔軟で先駆的な発想や専門性を効果的に公共サービスに取り入れ、様々な地域課題の解決に協働して取り組むことを目的とした制度	区からの課題に応じて事業提案していただける団体を公募し、区民と区が協働で事業を実施することで、基本構想の理念の1つである「区民と区との協働で『私たちのまち』E区をつくる」を推進することを目的とした制度
	地域課題解決、団体育成	協働の推進、行政サービスの充実	行政サービスの充実	地域活力促進	地域課題解決、行政サービスの充実	行政課題解決、協働の推進
採択要件 (下段は集計用 キーワード)	次の事項を満たすこと。 (1) 公益的・社会貢献的事业で、地域課題や社会的課題の解決に向けた新たな視点を取り込まれている事業 (2) 区民満足度が高まり、具体的な効果又は成果が期待できる事業 (3) 多くの区民やNPO等への波及効果が期待でき、事業の継続や拡大が見込まれる事業 (4) 事業を通じて区民の地域活動への参加意欲を掘り起こすことができる事業 (5) 協働事業を提案するNPO等が実施することが可能である事業 (6) NPO等と区が協働することによって相乗効果が生じる事業 (7) 明確かつ妥当な協働の役割分担で実施できる事業 (8) 予算の見積もり等が適正である事業 (9) NPO等の活動基盤強化や組織人材の成長につながる事業	区の事業に関する提案 (1) 区民ニーズに対応しているか (2) NPO・ボランティアと区との役割・経費の分担が適切か (3) 先進性、先駆性等を活かした、新しい視点からの取り組みか (4) 法令等既存の制度内での実現が可能か	次の事項を満たすこと。 (1) 事業構築に向けた「中間支援拠点」の支援、又は中間支援拠点との協議の上、中間支援拠点を經由して区へ提案された事業 (2) 地域課題解決のために提案団体と区とが協働で取り組む事業 (3) 提案団体自らが参加し、区の区域内で実施する公益的な事業 (4) 実施年度内に具体的な効果や成果が期待でき、区民サービスの向上が図られる事業 (5) 提案団体と区とが協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業	区が進める事業やテーマについて、NPO等からの提案内容を取り入れて実施するもので採択要件は、各事業課で定める基準ごとに異なる。	次の事項を満たすこと。 (1) 公益的・社会貢献的事业で、地域課題や社会的課題の解決を図るために、区と協働で取り組むことによる相乗効果が期待できるものであること。 (2) 具体的効果または成果により、区民満足度の向上を図ることができるものであること。 (3) 協働の役割分担が明確かつ妥当であること。 (4) 地域特性を考慮し、課題解決のための新たな視点をもったものであること。 (5) 団体の活動目的に合ったものであり、団体の実績や特性を活かしたものであること。	次の6つの全てを満たす事業 (1) 区の課題に的確に応えた事業 (2) 公益性のある事業であって、一定の課題の解決や社会的要請に応えることができ、具体的な成果が見込まれる事業 (3) 区民と区との協働で効果が高まると見込まれる事業 (4) 提案の翌年度までの間に提案者によって実施することが可能な事業 (5) 予算の見積もりが適正な事業 (6) 先駆性、新しい視点・アイディアなどが含まれている事業
	先駆性、地域課題解決、区民満足度、事業効果、波及効果、継続・発展性、参加促進、実現性、相乗効果、役割分担、費用対効果、活動基盤強化、組織人材の成長	区民ニーズ、役割分担、先駆性、実現性	地域課題解決、公益性、区民サービス向上、相乗効果、中間支援組織の協議	行政課題への貢献	地域課題解決、区民満足度、事業効果、相乗効果、役割分担、先駆性、実現性	先駆性、事業効果、実現性、相乗効果、費用対効果、行政課題への貢献
期間	原則1年間・最長2年間	1年間(原則として)	1年間(継続可能・1年)	1年間	1年間	1年間
金額	500万円(年)	各事業ごとに異なる。	1事業40～60万円(事業実施の直接経費)	各事業ごとに異なる。	200万円(年)	設定なし(1事業500万円位が目安)
行政からの課題提起	有り(庁内文書による周知・協働主任への周知)	なし	有り(区が協働により解決を図りたい4分野)	有り	有り(各課に課題提起を依頼)	有り(23年度3件、24年度1件。各課に課題提起を依頼)
制度周知方法	区広報紙・HP・説明会による	区広報紙・HP等	区広報紙・HP・チラシ	区広報紙・HP等	区広報紙・HP・チラシ・市民活動団体等依頼・中間報告会で宣伝	区広報紙・HP
審査方法	1次:書類 2次:公開ヒアリング	1次:書類 2次公開プレゼンテーション	書類+公開プレゼンテーション	各事業課ごとに異なる。	1次:書類 2次:公開プレゼンテーション	1次:書類、2次:提案説明
NPO等との契約の結び方	協定書+委託契約書	各事業により異なる。	協定書+委託契約書	各事業課ごとに異なる。	協定書+委託契約書	協定書+委託契約書
事業実施方法等の共有・工夫	着手時:事前確認書	特になし	特になし	各事業課ごとに異なる。	協定書締結時に確認 各役割を記載した年間スケジュール表等の共有	所管との実施協議の中で共有
評価方法	自己評価+第三者機関による中間評価 評価は協働の視点から実施〔評価書有〕	各事業ごとに異なる。	第三者機関による中間評価・最終評価	各事業課ごとに異なる。	自己評価+第三者機関による中間評価。協働、事業両方から評価。〔評価書有〕	全庁的な事業評価システムの中で評価
事業終了時の取扱い・出口対策	実施内容はシンポジウム等で報告 2か年の事業終了時の事業実施の判断は事業課判断による。	各事業ごとに異なる。	事業終了時の事業実施の判断は事業課判断による。	各事業課ごとに異なる。	事業終了時の事業実施の判断は事業課判断による。	団体と所管課で成果、課題などを共有し、各所管課判断(継続事業が多い)
提案／採択件数	7件／2件(23年度) 6年間で98件の提案・17件の採択(近年減少傾向)	2件／1件(23年度)	4件／2件(23年度)	各事業課ごとに異なる。	6件／2件(23年度)	7件／2件(23年度)
事業の成果の把握	総合評価の中で言及。採択時には提案書に記載を求めるも評価項目別評価としては実施せず。	各事業課ごとに異なる。	総合評価の中で言及。評価がよければ継続すべきとする。	各事業課に任せている。	事業評価会(非公開)を実施し、協働事業としての成果について、団体、事業課からの報告、自己評価等により把握。	提案を受けた事業は、新鮮なアイデアが含まれていたり、チャレンジ的なものが含まれていたりする。この制度で新しい視点、手法を取り入れることができると感じている。NPO等においても、この制度を通じて、区政に関わっていく意識や考え方が芽生え始めている。
制度運営上の課題	13頁図表8「協働事業提案制度の見直しの課題・論点」のとおり	①NPO団体側は事業ではなく団体の支援をして欲しい。②NPO団体側で既にパッケージができてしまっていて政策提案とはかけ離れており、担当課に行くまでに至らない。③目新しいものがない。④力がある団体は自立している。⑤新しい団体は経験不足で提案制度まで至らない。	提案数が少ない。	各事業課ごとに異なる。	提案数が少ない。提案が難しいのか、制度内容に壁があるのか、NPOが自立しているのか。	所管課からの課題が減少傾向にある。以前は区民からの課題も募集したが、現在は行っていない。区職員の意識を変えていくことは必要。各所管課では、協働についてそれぞれ意識しているものの、具体的な手法や協働先についての理解が不十分な面もある。
※①当該自治体に本拠を置くNPO法人数／ ②登録NPO数(自治体により法人以外も含む)	766／100(但し、区民活動支援サイト「キラミラネット」に登録されている数121団体)	767／制度なし	607／89	320／登録制度なし(但し、区民活動支援サイトに登録されている数56団体)	159／登録制度なし	242／登録制度なし

※①は内閣府HPのNPO法人ポータルサイトによる検索数(H24年9月20日現在)／②は6月ヒアリング調査時点による数

自治体名	F区(委託型)	G区(委託型)	H区(委託型)	I市(委託型)	J市(委託型)
制度名	協働事業提案制度	業務委託の提案制度	政策提案協働事業制度	協働事業提案制度	協働のまちづくりチャレンジ事業
制度導入年度	平成18年度	平成18年度	平成20年度	平成20年度	平成23年度
目的 (下段は集計用キーワード)	地域の様々な課題や区が抱える課題について、区内で活動する団体やグループと区が対等な立場で知恵や人手、資材などを出し合い、お互いが自ら行動し、協力して課題を解決することを目的とした制度	区民団体の公益活動を推進するため、G区民を対象に公益活動を行う区民団体の発意により、区からの業務委託を提案する制度	NPO・ボランティア団体等の先駆性、創造性、専門性及び柔軟性を活かした区が取り組んでいない課題に対する事業の提案を募集し、提案団体の主体的な関わりの下で区との協働によるまちづくりを進め、多様で豊かな地域社会を実現することを目的とした制度	公共的課題を市民と市がお互いにもつ資源(知識・人材・情報・経験・資金など)を結集し、協働(役割分担)することによって効果的に解決することを目的とした制度	新しい公共の担い手の育成、地域コミュニティの強化、学生のまちづくりの参画により、市民参加と協働によるまちづくりの推進をすることを目的とした制度
	地域課題解決	市民活動促進	協働の推進、新たな分野のサービス実施	地域課題解決	団体育成、協働の推進、市民活動促進、地域コミュニティ強化
採択要件 (下段は集計用キーワード)	次の事項を満たすこと。 (1) 公益的・社会貢献の事業で、協働によって課題解決が図られる事業 (2) 具体的な効果又は成果が期待できる事業 (3) 協働の役割分担が明確かつ妥当で相乗効果が高まる事業 (4) 実施を前提とした事業で実施可能である事業 (5) 先駆性や新しい視点からの工夫やアイデアがある取り組みである事業 (6) 経費の見積もり等が適正である事業	(1)区の既存の業務(委託しているものを除く。) (2)今後、区として行うことが適当と考えられる業務	次の事項を満たすこと。 (1) 区が取り組んでいない課題に対する事業 (2) 提案団体の特性を活かして提案団体が主体的に取り組める事業 (3) 提案事業に対する活動経験があり、一定の手法を備えた事業 (4) 地域課題解決のために提案団体と区とが協働で取り組む事業 (5) 区と協働で取り組むことにより高い事業成果が期待できる事業 (6) 実施年度内に一定の成果が期待できる事業 (7) 区民福祉の向上に寄与する事業	(1)協働事業を提案する市民が担うことが可能であること。 (2)市民と市が協働することによって相乗効果が生じると認められること。 (3)地域の課題や社会的課題の解決につながること。 (4)前条の規定により提案しようとするものと市との役割分担が明確かつ妥当なものであること。	次のいずれかを満たすこと。 (1)新しい公共部門 ①福祉・生活②次世代育成③スポーツ・健康④環境・自然⑤地域活性化⑥特定の行政課題 (2)学生まちづくり部門 ①J のまちづくりを推進する事業②社会の様々な課題の解決に取り組む事業 (3)コミュニティ支援部門 ①町会など地域コミュニティを元気にする事業②地域の絆を高める事業 ※上記3部門とも昨年度採用された事業は対象としないが、新しい工夫や改善があれば対象とする。
	先駆性、地域課題解決、事業効果、実現性、相乗効果、費用対効果	行政課題への貢献	先駆性、地域課題解決、事業効果、実現性、相乗効果、役割分担	地域課題解決、実現性、相乗効果、役割分担	地域課題解決、参加促進、コミュニティ支援
期間	1年間(継続可能・制限なし)	1年間	原則1年間・最長3年間	1年間(3年間まで継続可)	1年間
金額	各事業の総額400万円(年)程度	設定なし(最新実績2件①約34万円②約62万円)	300万円(年) (1年目全額 2年目2/3 3年目1/2)	設定なし(実績:年/4, 941, 000円～15, 709, 000円)	(1)30万円以下。但し、複数団体が共同提案の場合は40万円以下(2)(3)10万円以下
行政からの課題提起	有り(22年度4件・各課に文書で依頼)	制度なし	23年度から廃止(区が取り組んでいない課題に対する事業に切り替え)	有り(23年度1件、24年度5件、各課に課題提起を依頼)	有り(予算要求時に各事業課に照会)
制度周知方法	区広報紙・HP・チラシ・説明会	区広報紙、HP、説明会 区内NPO法人全件に郵送	区広報紙・HP・チラシ・ポスター・説明会	市広報紙、市HP、説明会、市民活動サポートセンターによる周知、制度運用団体(NPO法人)による周知	広報(新聞、ラジオ、テレビ)、HP、市公式フェイスブック、YouTube、市長の個人ブログ及びツイッター、フェイスブック等で情報発信
審査方法	1次:書類 2次:公開プレゼンテーション	所管課によるヒアリング。第三者機関の意見を聞き、所管課が決定。	1次:書類 2次:公開プレゼンテーション	所管課との協議後、公開プレゼンテーション実施	1次:書類 2次公開プレゼンテーション(一次再審査団体はセミナー受講の上、提案内容を修正し二次審査に進むことができる。)
NPO等との契約の結び方	協定書 ※協働相手はNPOに限らない。	委託契約のみ	協定書	協定書、事業計画書、収支予算書	委託契約書(協働をすすめる市民会議と委託契約)
事業実施方法等の共有・工夫	2次審査を通った提案は、関係所管と協議・調整を行う。	特になし	選定時はファシリテーターを委託し、提案団体・主管課・第三者機関で確認。 以後継続的に協議の中で確認。	特になし	新しい公共部門は実施事業の内容所管課が関与。協働をすすめる市民会議委員も事業ごとに担当者を配置。市民ブレイン庁内連携推進プロジェクト会議を開催し、各事業の進捗状況等を共有。
評価方法	相互評価(事業実績報告時)	翌年度事業報告会を実施。報告会を受けて協議会が評価の答申を行う。事業評価。	自己評価(四半期毎＋事業終了後)及び第三者機関による評価。協働、事業両方から評価。〔評価書有〕	自己評価による調書作成、第三者機関による中間ヒアリングを実施。	毎年2月協働フォーラムで発表し分科会でファシリテーターが評価コメントをする。評価書は作成していないが動画をYouTubeでアップしている。協働、事業両方から評価。
事業終了時の取扱い・出口対策	翌年度への事業継続の判断は、事業を所管する部で決定する。	各所管判断	事業終了時の事業継続の判断は主管課判断による。出口対策は今後の課題として認識。	1年間の事業終了時に公開事業報告会を実施	4月に管理職を集めた説明会を開催
提案／採択件数	12件／2件(22年度)	3件／0件	1件／1件(23年度)	13件／7件 6年間で98件の提案・17件の採択	69件／20件(23年度) 内訳(1)46/9(2)13/6(1)10／5
事業の成果の把握	区と団体が協働して事業を実施する中で、成果を把握している。	特になし	事業ごとの成果は報告書等で確認できるが、地域への波及効果等は数値化できていない。ただし協働という概念は、行政内部にも地域活動団体にも徐々に浸透してきている。	公開事業報告会において、第三者機関により評価、検証を実施。 第三者機関の意見等を記載した報告書を作成し、公開している。	22年度までは「ゆめまちづくり活動支援事業」であった。制度を変えたことにより協働は促進されている。
制度運営上の課題	・自由提案では、区からの活動支援を主たる目的とする提案が多く、協働事業の意義が十分伝わっていない。 ・地域住民や団体等が、地域で取り組んでいる小規模で身近な活動を、協働事業に結びつけることが十分にできていない。 ・一過性の協働事業提案が中心であり、事業の継続性や広がりがない。 ・協働事業に関する職員の認識・理解が不足している面があり、協働の意義、事業選定、事業の具体化等に対する職員の意識・理解を高めていく取組みが必要である。 ※23年度から、新規提案の募集は休止。	団体の提案業務の質(提案される事業は、各団体の活動の延長線で出されるものが多く、協働事業として取り組む必要がないものが多い)。区の職員の消極的姿勢。区の事業も委託化が進んでおり、協働事業としてお願いする業務も少なくなってきた。	3年目に制度見直しを実施。 ①提案数が少ない②団体の行政依存が強く、事業化への圧力が強い③団体がやりたいだけの自主事業的提案が多い④主管課とのマッチングに時間がかかるなどが課題。 未だ試行錯誤の面がある。	協働推進を図る他の制度、事業との関連を整理、体系化して、わかりやすく周知する必要がある。事業化決定、事業実施までのプロセスを、市民と行政双方に負担なく簡素化し、事業の質を高めることができるようを見直す必要がある。毎年行政側の提案数が少なく、協働事業の事例を周知し、職員の協働意識も高めることが必要である。	学生のまちづくり部門は、単発のお祭りで終わるのが多かった。次に繋げる継続的なものが必要。
※①当該自治体に本拠を置くNPO数／ ②登録NPO団体数(自治体により法人以外も含む)	186／8(社会福祉協議会の登録制度)	200／制度なし	142／登録制度なし	180／ 市民活動サポートセンター登録団体 309	176／35～40

※①は内閣府HPのNPO法人ポータルサイトによる検索数(H24年9月20日現在)／②は6月ヒアリング調査時点による数

自治体名	K区(補助型)	L区(補助型)	M区(補助型)	N市(補助型)	O市(補助型)	P市(補助型)
制度名	NPO活動助成事業(区との協働事業)	地域力応援基金助成事業	提案型協働事業	企画提案事業補助金	O市市民活動及び協働の推進助成金(一般助成事業)	市民企画提案事業
制度導入年度	平成15年度	平成21年度	平成18年度	平成20年度	平成22年度	平成17年度(22年度に大幅な制度改正)
目的 (下段は集計用 キーワード)	K区民や地域社会のニーズに応じた、きめ細かな公益サービスを提供する区内NPO法人等の活動をみなとパートナーズ基金(平成15年4月設置)を活用して支援し、団体の育成、区と団体との協働、区内公益活動の増進を図ることを目的とした制度。	L区基金条例に基づく地域力応援基金を活用し、地域課題及び区政課題の解決に取り組む区民活動団体の事業に対して助成金を交付することにより、L区区民協働推進条例に定める区民活動の一層の発展を支援することを目的とする制度	「区民が創るまち」の実現に向けて、地域のさまざまな担い手とともに「協働のまちづくり」を推進しており、それを実現するための制度	NPO等が市とともに地域課題の解決に向けて取り組む事業に対し、その経費の一部を補助することにより、当該事業の充実を図り、NPO等の活動の促進やその自立を促すことを目的とする制度	市民のみなさんが市民活動に参加しやすい環境を整えるとともに、市民と行政の協働の機会を拡大することにより、市民活動及び協働を推進し、もって活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする制度	市内の市民活動が活性化し、活動に参加する人が増えるなど裾野が広がること、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とする制度
	地域課題解決、団体育成	地域課題解決、市民活動促進	協働の推進	市民活動促進、団体育成	協働の推進	市民活動促進、協働の推進
採択要件 (下段は集計用 キーワード)	所管課との事前協議が必要。 審査事項は以下のとおり。 運営の透明性 活動の状況 団体の将来性 経費の妥当性 事業の必要性 先駆性・独創性 区民への貢献度 事業の実現性・手法の具体性 役割分担・責任の明確性 事業遂行能力 事業の発展性 協働による効果 整合性	区民を対象とし、公益性が認められ、社会貢献につながる、広く地域に開かれた非営利事業とする。 ①スタートアップ事業 ②ステップアップ事業 ③ジャンプアップ事業 以上三事業について、それぞれ活動分野等の別表あり	次の事項を満たすこと。 (1)公共的・公益的な事業で、団体と区が協働して取り組むことにより、公共サービスの向上や地域課題の解決に資する事業 (2)先進性、先駆性等の工夫やアイデアがあり、新しい視点からの取組みである事業 (3)区民満足度が高まり、具体的な効果や成果が得られる事業 (4)協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果が高まる事業 (5)実施を前提とした事業で、提案団体が実施することが可能な事業 (6)予算の見積もりが適正である事業 (7)今後の自立性、継続性が期待できる事業	(新規チャレンジ部門) (1)市内で実施される事業であること (2)補助事業の対象期間中において、事業の財源として他の補助金等を受ける事業でないこと (3)市と協働で行うことで、より効果がある事業であると認められるものであること (4)事業の実施計画が明確であること (5)単年度ごとに成果がでる事業であること (継続ステップアップ部門) (1)「新規チャレンジ部門」の補助事業の実績があること (2)今後の事業の継続を予定していること (3)「新規チャレンジ部門」の補助事業であって、かつ、補助事業としての継続性が認められること (4)「新規チャレンジ部門」の補助事業の要件に該当していること	市民活動団体が市と協働して、地域又は社会の課題解決のために行う事業目的が一つの区にとどまらない非営利で公益的な事業で、活力のあるまちづくりに貢献する事業。(次の(1)から(3)のすべての項目に該当するもの) (1)市民活動団体からの提案に対して市が協働できる事業又は市が協働したいテーマに対する事業 (2)本市の他の助成を受けていない事業 (3)協働事業の協定書締結後から翌年3月末日までに完結する事業	申込団体が、自発的かつ自立的に実施する公益活動のうち、地域や社会の課題解決につながる事業で以下の要件を満たすもの (1)申込団体が実施主体となる事業 (2)平成24年4月から平成25年3月末日までの間に実施する事業 (3)本市及び本市の外郭団体等の補助を受けていない事業 (4)原則として本市内で実施される事業 (5)本市が実施中または実施予定の事業と重複しない事業(協働事業部門に限る) ※以上の要件のほか①めばえコース②はばたきコース③市民提案コース④行政提案コースがあり、対象事業が異なる。 ※審査基準:目的(公益性・重要性)、事業内容(計画性)、費用対効果、人材配置、協働性、独自性・将来性
	運営の透明性、活動状況、将来性、経費妥当性、必要性、先駆性・独創性、区民貢献度、実現性・具体性、役割分担、遂行能力、発展性、協働効果、整合性	公益性、市民活動促進	先駆性、地域課題解決、区民満足度、事業効果、継続・発展性、実現性、相乗効果、役割分担、費用対効果	事業効果、相乗効果、実現性、継続・発展性	地域課題解決、公益性、実現性	地域課題解決、公益性、実現性
期間	1年間(継続の場合は再申請)	原則1年間・最長2年間	1年間	1年間(3年間まで継続可)	1年間	原則1年間(協働事業部門は最長3年間)
金額	150万円(対象事業費の2分の1)	①10～50万円(継続6～30万円)②50～300万円(継続30～200万円)③400万円(継続も)	50万円(年)	20万円	100万円(年)	①めばえコース(設立後3年未満の団体対象)5万円(対象経費の90%) ②はばたきコース(設立後1年以上の団体対象)20万円(同90%) ③協働事業部門市民提案コース50万円(同75%) ④協働事業部門行政提案コース50万円(同100%)
行政からの課題提起	制度なし	有り(庁内文書による周知・協働主任への周知)	有り(24年度2件・各課に文書で依頼)	制度なし	有り(24年度2件・各課に文書で依頼)	有り(各課に通知し公募する)
制度周知方法	本庁舎における事業紹介パネル展	区広報紙・HP・説明会による	区と契約した中間支援NPO法人が区内NPO法人に郵送で周知(中間支援NPO法人が協働事業を実施できると判断した団体に対しては個別アプローチ)	市広報紙、市ホームページ、支援サイト、支援センター等を通じた周知	区広報紙・HP・チラシ・説明会による	広報誌・HP・チラシ
審査方法	1次:書類 2次:公開プレゼンテーション	1次:書類 2次:公開プレゼンテーション	1次:書類 2次:公開ヒアリング(3分概要説明・12分質疑応答※2つ質問は事前に団体へ知らせる)	1次:所管課係長級による書類審査、2次:公開プレゼンテーションによる選考会議及び審査会(市職員含(所管課係長級))	1次:書類 2次:公開ヒアリング	1次:書類 2次:公開プレゼンテーション
NPO等との契約の結び方	特になし	交付決定書	事業計画書・収支予算書・協定書	紙文書の締結なし	事業計画書・収支予算書・協定書	(協働事業部門のみ)協定書
事業実施方法等の共有・工夫	特になし	中間支援団体等による経過観察及びフォローアップ	提案段階で、提案団体・事業課・中間支援NPOで協働事業として実施できるか検討 採択後にも、提案団体・事業課・中間支援NPOで協議してそれぞれの役割等を確認	事業計画書及び事業予定表		(協働事業部門のみ)役割分担表、中間調整会議
評価方法	特になし	区民協働推進会議で検討中	中間評価・事業終了後に事業実績報告書提出。協働、事業両方から評価。〔評価書有〕	年度ごとに振り返りを実施。自己点検後、所管課が評価しフィードバック。協働評価。	事業課・団体それぞれが評価し、審査機関が講評。事業評価。	協働を継続するものについては、報告会あり。審議会が協働性、事業内容の双方から評価。
事業終了時の取扱い・出口対策	実施事業は、活動報告会で報告してもらう。助成金の交付回数上限を定めている。	事業課において協働の方法も含めて判断	事業終了後に実施団体・事業課は「ふりかえりシート」を作成。また、事業報告会を実施(審査委員も参加)	特になし(協働所管課が個別にコーディネート)	単年度で終了するものや経常事業化するものもあるが、事業課が判断	報告会による。
提案／採択件数	2件／2件(23年度)	46件／18件(23年度)	7件/5件(23年度)	新規9件、継続5件／新規3件、継続5件	7件/6件(24年度)	25件／22件(23年度)
事業の成果の把握	活動報告会で報告してもらう。 また、24年度から、助成団体の育成・支援強化の視点から、委員が助成決定後にも事業視察をし、専門的見地から事業に対して、改善点等を指摘し、団体の取組みを支援する。団体から報告書や口頭での報告だけでなく、実事業をみることで、予算の範囲内で助成していきながら、翌年度以降、真に支援が必要なNPO団体等を選定していく。	NPO活動フォーラム等を行い、実績報告書にまとめてもらう。	事業ごとの成果は、報告書等で確認できるが、「協働の促進」という視点で、地域的にどのような変革があったかの把握は難しい。新宿区と同様に庁内で協働の取り組みの実施状況に関する調査を実施	所管課が踏込にくい事業分野や手法に関する提案が出てきている。また、助成実績のあるNPOに事業委託を行うなど、NPOと所管課が知り合うことによって、新たなつながりが生まれてきている。	報告会で団体と事業課両者による報告。団体、事業課から提出された実施報告や評価書等で評価。	実績報告書の提出 協働事業部門で、事業を継続するものについては、報告会あり
制度運営上の課題	24年度は、「区との協働事業」については応募が0件だったため、区とNPO団体等との協働の基本形となるよう、NPO団体と担当課のあり方を検討すると同時に、区との協働事業申請につながる情報収集や効果的な広報等の検討が必要。また、助成を受けた団体の助成終了後の活動の把握や、区との協働事業に向け、どう支援するかの検討が必要。協働のガイドラインの整備。	ステップアップ事業(上記②)の申請数が減ったので、質の向上を上げるための対策を考えている。	応募団体が少ない・行政からの提案が少ない。	助成事業の上限を20万円としているが、この金額が妥当であるかが課題である。事業によって金額に差が出てもしよいのではないかと、また、全的に展開する事業などでは金額が十分ではない。	団体と事業課に協働の意識が浸透されていない。地域課題の認識にズレがある。	応募数が減少しており、手続きが煩雑で面倒という声が多い。
※①当該自治体に本拠を置くNPO法人数／ ②登録NPO等数(自治体により法人以外も含む)	848／制度なし	248／制度なし	448／登録制度なし	86／制度なし	384/24(O市市民活動及び協働の推進助成金(団体希望助成事業)に登録している団体数)	119／190(市民公益活動団体(任意団体含))

※①は内閣府HPのNPO法人ポータルサイトによる検索数(H24年9月20日現在)／②は6月ヒアリング調査時点による数

自治体名	Q区(廃止)	R区(廃止)	S区(廃止)	T区(休止)
制度名	協働事業提案制度	協働事業提案制度	市民活動団体(NPO)との協働事業提案制度	協働事業提案制度・行政サービス民間事業化提案制度
制度導入年度	平成15年度	平成20年度(平成22年度廃止)	平成17年度(平成23年度制度廃止)	平成16年度
状況・理由	18年度以降実績がなく、募集しても応募がないということは、NPOのニーズが存在しないということで一定の役割は終えた。新たな提案事業を実施しなくても各課で既に協働事業を154件もやっている。	単年度の協働事業として実施していたが、1年から3年程度で自立を図っていくのは難しいということが見えてきた。制度創設3年がたち、実施した事業の実績から検証し、廃止を決断した。(事業実施を行う中で、提案者が自立していくという姿が見えず、毎年いいところ取りの事業者が現れ、S区に根付く事業が継続されない懸念があった。)廃止に伴い助成制度を拡充し、今後も支援という側面での施策は継続していく。なお、区内のNPO団体は小規模なものが多く、300万程度の事業費で募集をかけると、区外の団体が入ってくるようになる。また、株式会社も応募可能としていたが、区外団体や株式会社は補助金が切れれば事業をやめてしまう傾向がある。協働しながら事業の自立を促すという理念はわかるが、事業の実際の姿を見て無理だと判断した。なお、これまでの採択事業は継続されていないものがほとんどである。	提案団体の固定化・提案件数の減少のため、制度廃止⇒24年度からは助成金制度へ	現在休止中。 24年4月から新基本構想に基づき「新たな協働のあり方」について検討を始め、年内にまとめる予定。
※①当該自治体に本拠を置くNPO法人数／ ②登録NPO等数(自治体により法人以外も含む)	297／制度なし	167／制度なし	104/登録制度なし	320／92

※①は内閣府HPのNPO法人ポータルサイトによる検索数(H24年9月20日現在)／②は6月ヒアリング調査時点による数

新宿区協働事業提案制度の見直しについて

平成24年10月発行

印刷物作成番号

2012-12-2601

編集・発行 新宿区地域文化部地域調整課管理係
東京都新宿区歌舞伎町1-4-1
電話 03-5273-3872

印刷・製本 株式会社 高橋工芸社

この冊子は、森林資源の保護とリサイクルの促進のため、
古紙を利用した再生紙を使用しています。